

令和8年3月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(3月11日(総務行政所管事務概要説明))

| | |
|--------------|---|
| 1、開催日時・場所 | 1 |
| 2、出席者 | 1 |
| 3、経過 | |
| 《委員会》 | |
| 総務行政所管事務概要説明 | 2 |

(3月12日(総務行政所管事務概要説明・経済対策補正予算審査・委員間討議))

| | |
|--------------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 5 |
| 2、出席者 | 5 |
| 3、審査事件 | 5 |
| 4、経過 | |
| 《委員会》 | |
| 総務行政所管事務概要説明 | 5 |
| 《分科会》 | |
| 企画部長予算議案説明 | 6 |
| 総務部長予算議案説明 | 6 |
| 危機管理部長予算議案説明 | 6 |
| 地域振興部長予算議案説明 | 7 |
| 予算議案に対する質疑 | 8 |
| 予算議案に対する討論 | 12 |
| 《委員会》 | |
| 審査内容等に関する委員間討議(協議) | 13 |

(第1日目)

| | |
|---------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 14 |
| 2、出席者 | 14 |
| 3、審査事件 | 15 |
| 4、付託事件 | 15 |
| 5、経過 | |
| (警察本部) | |
| 《分科会》 | |
| 警務部長予算議案説明 | 16 |
| 予算議案に対する質疑 | 17 |
| 予算議案に対する討論 | 17 |
| 《委員会》 | |
| 警務部長総括説明 | 17 |
| 議案に対する質疑 | 19 |
| 議案に対する討論 | 19 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 19 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 19 |

(出納局・各種委員会事務局)

《分科会》

| | |
|-----------------|-----|
| 会計管理者予算議案説明 | 3 6 |
| 監査事務局長予算議案説明 | 3 6 |
| 人事委員会事務局長予算議案説明 | 3 7 |
| 労働委員会事務局長予算議案説明 | 3 8 |
| 議会事務局長予算議案説明 | 3 8 |
| 予算議案に対する質疑 | 3 9 |
| 予算議案に対する討論 | 4 0 |

《委員会》

| | |
|-----------------|-----|
| 人事委員会事務局長所管事項説明 | 4 1 |
| 労働委員会事務局長所管事項説明 | 4 1 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 4 1 |
| 陳情審査 | 4 1 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 4 2 |

(企画部)

《分科会》

| | |
|------------|-----|
| 企画部長予算議案説明 | 4 2 |
| 予算議案に対する質疑 | 4 3 |
| 予算議案に対する討論 | 4 4 |

《委員会》

| | |
|---------------|-----|
| 企画部長所管事項説明 | 4 4 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 4 6 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 4 8 |

(第2日目)

| | |
|-----------|-----|
| 1、開催日時・場所 | 5 6 |
| 2、出席者 | 5 6 |
| 3、経過 | |

(地域振興部)

《分科会》

| | |
|--------------|-----|
| 地域振興部長予算議案説明 | 5 6 |
| 予算議案に対する質疑 | 5 8 |
| 予算議案に対する討論 | 6 3 |

《委員会》

| | |
|-------------------|-----|
| 地域振興部長総括説明 | 6 4 |
| 議案に対する質疑 | 6 6 |
| 議案に対する討論 | 6 6 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 6 6 |
| 地域振興次長兼交通政策課長補足説明 | 6 7 |
| 陳情審査 | 6 7 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 6 7 |

(第3日目)

| | |
|----------------------|-----|
| 1、開催日時・場所 | 83 |
| 2、出席者 | 83 |
| 3、経過 | |
| (秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部) | |
| 《分科会》 | |
| 秘書・広報戦略部長予算議案説明 | 84 |
| 総務部長予算議案説明 | 85 |
| 危機管理部長予算議案説明 | 86 |
| 予算議案に対する質疑 | 87 |
| 予算議案に対する討論 | 89 |
| 《委員会》 | |
| 総務部長総括説明 | 89 |
| 秘書・広報戦略部長所管事項説明 | 91 |
| 危機管理部長所管事項説明 | 91 |
| 人事課長補足説明 | 93 |
| 議案に対する質疑 | 94 |
| 議案に対する討論 | 94 |
| 決議に基づく提出資料の説明(総務部) | 94 |
| 決議に基づく提出資料の説明(危機管理部) | 95 |
| 防災企画課長補足説明 | 95 |
| 陳情審査 | 95 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 97 |
| 委員間討議 | 118 |
| ・審査結果報告書 | 120 |

(配付資料)

- ・経済対策予算議案説明資料
- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料

3月11日

(關係部局所管事務概要説明)

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月11日

自 午後 1時59分
至 午後 4時34分
於 委員会室1

| | |
|-------|--------------|
| 栗原 恵 | 県民センター長 |
| 徳永 真一 | 人事課長 |
| 井手美和子 | 新行政推進室長 |
| 岸川 康博 | 職員厚生課長 |
| 高橋 圭 | 財政課長 |
| 赤尾 美望 | 財政課企画監 |
| 森 祐子 | 管財課長 |
| 坂本 将志 | 管財課企画監 |
| 田端 健二 | 税務課長 |
| 田島 義史 | 税務課企画監 |
| 佐藤 荒樹 | 債権管理室長 |
| 湯川 亮一 | スマート県庁推進課長 |
| 江口 詔一 | スマート県庁推進課企画監 |
| 本村 篤 | 総務事務センター長 |

2、出席委員の氏名

| | |
|-------|-----------|
| 初手 安幸 | 委員長(分科会長) |
| 永安 健次 | 副委員長(副会長) |
| 山口 初實 | 委員 |
| 近藤 智昭 | 〃 |
| 大場 博文 | 〃 |
| 山下 博史 | 〃 |
| 赤木 幸仁 | 〃 |
| 白川 鮎美 | 〃 |
| 畑島 晃貴 | 〃 |
| 虎島 泰洋 | 〃 |

| | |
|-------|----------------------------|
| 渡辺 大祐 | 地域振興部長 |
| 峰松 茂泰 | 地域振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当) |
| 南澤 佑典 | 地域振興部次長兼交通政策課長 |
| 椎名 大介 | 地域振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当) |
| 梅田真由美 | 地域づくり推進課長 |
| 中村 雅 | 地域づくり推進課企画監 (離島振興担当) |
| 小橋 和則 | 市町村課長 |
| 萩田 勝則 | 土地対策室長 |
| 川口 正剛 | 新幹線対策課長 |
| 松島 勝久 | 県庁舎跡地活用室長 |

3、欠席委員の氏名

| | |
|-------|----|
| 本多 泰邦 | 委員 |
|-------|----|

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

| | |
|-------|------------|
| 陣野 和弘 | 秘書・広報戦略部長 |
| 黒島 航 | 秘書課長(参事監) |
| 永川 慎吾 | ながさきPR戦略課長 |
| 松浦 浩二 | 広報課長 |
| 中尾 正英 | 総務部長 |
| 猿渡 圭子 | 総務部次長 |
| 小林 陽子 | 総務文書課長 |

| | |
|-------|--------|
| 水田 隆三 | 警務部長 |
| 松尾 和人 | 会計課長 |
| 山田 恭市 | 生活安全部長 |
| 江口 正広 | 地域部長 |
| 平井 隆史 | 刑事部長 |

| | |
|-------|---------------|
| 田川 佳幸 | 交 通 部 長 |
| 川本 浩二 | 警 備 部 長 |
| ----- | |
| 井手美都子 | 会 計 管 理 者 |
| 山道 繁 | 会計課長（参事監） |
| 元村真粧美 | 物 品 管 理 室 長 |
| ----- | |
| 桑宮 直彦 | 監 査 事 務 局 長 |
| 重井 健次 | 監 査 課 長 |
| ----- | |
| 小畑 英二 | 人事委員会事務局長 |
| 田邑 聡子 | 職 員 課 長 |
| ----- | |
| 小畑 英二 | 労働委員会事務局長（併任） |
| 西平 能成 | 調 整 審 査 課 長 |
| ----- | |
| 中尾美恵子 | 議 会 事 務 局 長 |
| 濱口 孝 | 次長兼総務課長 |
| 佐藤 隆幸 | 議 事 課 長 |
| 大宮 巖浩 | 政 務 調 査 課 長 |

6、審査の経過次のとおり

— 午後 1時59分 開会 —

【初手委員長】 ただいまから総務委員会 及び
予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

なお、本多委員から欠席する旨の届が出てお
りますので、ご了承をお願いいたします。

まず、委員席でございますが、サイドブック
スに掲載いたしております、委員配席表のと
おり、決定いたしたいと存じますので、ご了承
をお願いいたします。

議事に入ります前に、選任後初めての委員会
でございますので、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの改選によりまして、総務委員会の

委員長を仰せつかりました 初手安幸でござい
ます。永安副委員長をはじめ、各委員や理事者
の皆様方のご指導とご協力を賜りながら、公正
かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思
いますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、本委員会は、秘書・広報戦略部をはじ
め、企画部、総務部、危機管理部、地域振興部、
出納局・各種委員会事務局、及び、警察本部を
所管しており、広範囲にわたる行政課題を審査
の対象とし、現下の厳しい財政状況の中にあっ
て、より効率的かつ効果的な事業執行の検証が
求められているところでございます。

また、所管部局における重要課題としまして
は、

- ・ながさきブランディングの情報発信
- ・ドローンの社会実装等の推進
- ・UIターンの促進
- ・国境離島地域の推進
- ・九州新幹線西九州ルート of 整備促進
- ・防災対策

など、多岐に渡る課題がありますが、いずれに
おきましても、県政の喫緊の課題であり、本委
員会の役割は、ますます重要性を増していると
認識をいたしております。

これから一年間、微力ではございますが、本
県の総務委員会所管行政の進展に取り組んでま
いりますので、永安副委員長をはじめ、委員の
皆様方、並びに理事者の皆様方におかれまして
は、山積する課題の解決に向け、積極的に論議
を深めていただくことをお願いし、皆様方から
のご指導とご鞭撻を賜りますことを、重ねてお
願い申し上げます。誠に簡単ではありますが、私の挨
拶といたします。どうぞよろしく願いいたし
ます。

（拍手）

それでは、私から副委員長並びに委員の皆様方をご紹介いたします。

〔各委員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

次に、理事者の挨拶及び紹介を受けたいと思います。

【中尾総務部長】総務委員会所属の各部局を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和8年度は、「長崎県総合計画みんなの未来図2030」の初年度であり、計画の基本理念である「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」の実現に向け、県民一人ひとりが主体となって「新しい長崎県」づくりに参画いただく「県民総ぐるみの計画」として、県民や市町、関係団体の皆様など多様な主体と連携しながら、実効性ある施策を積極的に推進してまいります。

いくつもの部局が所属する本委員会では、大変幅広い分野にわたり、県が抱える重要課題につきましても審議をいただくことになっております。

初手委員長、永安副委員長をはじめ、各委員の皆様のご指導、ご協力を賜りながら、県内外の多方面から選ばれる「新しい長崎県づくり」の実現に向け、より一層全力を上げて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、総務委員会所属の各部局長をご紹介いたします。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【初手委員長】ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、

私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、白川委員、虎島委員の2人をお願いいたします。

今回の議題は、

- ・総務行政所管事務について
- ・第65号議案「令和7年度 長崎県一般会計補正予算 第10号」のうち関係部分の審査について
- ・令和8年3月定例会における本委員会の審査内容等について、であります。

次に、審査方法について、お諮りいたします。

審査方法につきましては、サイドブックに掲載しております審査順序のとおり、委員会を協議会に切り替え、関係部局の所管事務の概要説明を受けることといたします。

なお、本日中に、関係部局すべての説明を終えることができないため、明日12日（木）に引き続き説明を受けることとし、終了後、第65号議案「令和7年度 長崎県一般会計補正予算 第10号」のうち関係部分について分科会審査を行い、その後、令和8年3月定例会における本委員会の審査内容 案について委員間討議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、概要説明におけるご質問等につきましては、今回は、説明の中で、特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月23日からの委員会の中で行うことにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。理事者入れ替えのため、しばらく

く休憩いたします。入れ替わり次第、協議会を開始します。

— 午後 2時 8分 休憩 —

— 午後 4時34分 再開 —

【初手委員長】 委員会を再開いたします。

本日はこれにてとどめ、明日12日木曜日は午前10時より委員会を再開し、企画部関係の説明を受けることといたします。

本日は大変お疲れ様でした。

— 午後 4時34分 散会 —

3月12日

(関係部局所管事務概要説明)

(経済対策補正予算審査)

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月12日

自 午前 9時58分
至 午前11時19分
於 委員会室1

今富 洋祐 危機管理部長
坂木 勇夫 危機管理対策監
飛永 琢也 防災企画課長

2、出席委員の氏名

初手 安幸 委員長（分科会長）
永安 健次 副委員長（副会長）
山口 初實 委 員
近藤 智昭 〃
大場 博文 〃
山下 博史 〃
赤木 幸仁 〃
白川 鮎美 〃
畑島 晃貴 〃
虎島 泰洋 〃

渡辺 大祐 地域振興部長
南澤 佑典 地域振興部次長兼交通政策課長
川口 正剛 新幹線対策課長

3、欠席委員の氏名

本多 泰邦 委 員

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

早稲田智仁 企画部長
川端 博子 企画部次長
内田 正樹 政策企画課長
川瀬 泰介 政策企画課企画監
(総合計画・総合戦略担当)

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第65号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）
（関係分）

7、審査の経過は次のとおり

— 午前 9時58分 再開 —

【初手委員長】 委員会を再開いたします。

なお、本多委員より欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。昨日に引き続き、関係部局の概要説明を受けることといたしますので、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前 9時58分 休憩 —

— 午前10時27分 再開 —

【初手委員長】 委員会を再開いたします。

以上で、関係部局の概要説明は全て終了いたしました。引き続き、分科会審査を行います。理事者入れ替えのためしばらく休憩し、11時より委員会を再開いたします。しばらく休憩いたします。

中尾 正英 総務部長
猿渡 圭子 総務部次長
高橋 圭 財政課長

— 午前10時27分 休憩 —

— 午前11時00分 再開 —

【初手委員長】 委員会を再開いたします。

【初手分科会長】 これより、第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち関係部分について、分科会による審査を行います。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関係する範囲とし、サイドブックに掲載をしております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、「「国の強い経済」を実現する総合経済対策に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審査することとなっておりますので、ご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

まず、企画部長より予算議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】 企画部関係の議案についてご説明いたします。

企画部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第65号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は123億1,098万7,000円の増となっております。今回の補正予算は、国において決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に沿って令和7年12月16日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政

策企画課において、歳入予算を計上するものであります。

なお、その内訳については、別紙の補足説明資料、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業一覧」のとおりであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】 次に、総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第65号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に沿って、令和7年12月16日に成立した国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を計上しようとするものであります。

歳入予算は繰入金2億2,459万8,000円の増、県債3億7,100万円の増、合計5億9,559万8,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手分科会長】 次に、危機管理部長より予算議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】 危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料、危機管理部の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第65号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿って、令和7年12月16日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、歳入予算で、国庫支出金6,604万8,000円の増、歳出予算で、防災費1,419万5,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容についてご説明いたします。

地域防災緊急整備事業費について、避難所における生活環境の改善に必要な資機材の整備に要する経費として、703万4,000円の増を計上いたしております。

次に、原子力災害対策整備事業費について、放射線防護施設の換気設備更新に要する経費として、716万1,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、繰越明許費として、地域防災緊急整備事業費703万4,000円、原子力災害対策整備事業費716万1,000円を計上いたしております。

これらは、国の地域未来交付金などを活用し、経済対策補正により実施する事業であり、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手分科会長】次に、地域振興部長より予算議案の説明を求めます。

【渡辺地域振興部長】おはようございます。

地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料、地域振興部の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第65号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿って、令和7年12月16日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、国庫支出金8,466万7,000円の増、歳出予算は、企画費2億7,933万3,000円の増となっております。歳入予算の内容は、社会資本整備総合交付金であります。

歳出予算の内容ですが、人手不足等で厳しい環境に置かれる公共交通事業者の経営効率化や増加する訪日外国人の受入れ環境整備に資する交通DXの取組を支援するための経費の増、それから、燃油物価高騰の影響を受けている航空会社への支援を行い、長崎空港発着の航空ネットワークの利用促進を図るとともに、県外、国外から観光利用を促進するための経費の増、そして長崎本線の維持管理経費等に係る負担金の増を記載のとおり計上いたしております。

次に、3ページをご覧ください。

繰越明許費については、繰り返しになりますが公共交通事業者の経営効率化や増加する訪日外国人の受入れ環境整備に資する交通DXの取組を支援するための経費及び長崎空港発着の航空ネットワークの利用促進を図るとともに県外、国外からの観光利用を促進するための経費並びに長崎本線の維持管理経費等に係る負担金であります。今回、補正予算に計上しております予算につきましては、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、企画費2億7,933万

3,000円について繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山下委員】 皆さん、お疲れさまです。

経済対策補正ということで、危機管理部の方の分で、二本立てだと思いますが、地域防災緊急整備事業費ということで700万円ちょっとと、それから2本目が原子力災害対策整備事業費ということで、またこれも700万円ちょっとということで、横長の説明資料にも避難所の生活環境改善に必要な資機材等を整備すると、2つ目が原子力災害に備えて換気設備を更新していくということで記載があります。

当初予算等で整備をして、追加の分だと思うんですけども、ここに書かれてること以上のことを少し具体的にご説明をいただければと。

【飛永防災企画課長】 地域防災緊急整備事業費として703万4,000円を今回、補正予算として計上させていただいております。

こちらにつきましては、危機管理部の所管分としては、避難所の生活環境の改善に必要な資機材の整備ということで記載してございますけれども、これとは別に教育環境整備課の方でこの交付金を活用されまして、指定避難所となっている県立中学、高校の体育館等にスポットクーラーを整備することとなっております。

こちらの金額が約1億1,000万円ほどになります。交付金の上限額が1億2,000万円でございますので、このスポットクーラーの整備に必要な経費プラス危機管理部の700万円ほど、この合計

で上限額約1億2,000万円を使うという形で、今回、補正予算要求を出しているところでございます。

昨年度におきましては、この同様の交付金を活用いたしまして、テント式パーティションのほかにトイレカーでございますとか、ヘリコプター離発着場所における使用可能な機種選定に必要な調査、あるいは港湾漁港の台帳整備等々を行ったところでございます。

【山下委員】 1番目のところにつきましては、教育環境整備課とも連携して中学、高校の体育館にスポットクーラー等を整備する、それプラス、テント式のパーティションというのを防災企画課さんの方で資機材を整備していくというのがよく分かりました。

2番目の原子力災害の方の対策の換気設備の方、少し具体的にご説明をいただければと思います。

【飛永防災企画課長】 今回整備いたします換気施設についてでございます。

まず、放射線防護施設についてでございますが、こちらは原子力災害時に、天候や地理的な条件などにより孤立化する可能性が高い地域において、一定期間、屋内退避を継続するために設置した施設でございます。

この放射線防護施設には吸入による内部被ばくを低減させるため、施設の中の気圧を高めて放射性物質の流入を防ぐ換気設備を併設する必要があるとございます。この換気施設につきましては、強制的に施設内の気圧を上げるために、微粒子を除去するフィルターを通して外気を取り入れることとなります。そして、この換気用フィルターにつきましては、性能維持のため、定期的に交換する必要があるため、今回、5つの施設について更新を行おうとするものでございます。

【山下委員】 ご説明ありがとうございました。

これらの5つの施設ということでありませけれども、具体的に県内のどういった箇所に想定をされているのか、更新される予定なのかをご説明いただきたいと思います。

【飛永防災企画課長】 放射線防護施設につきましては、県内の2次離島などに合計10か所ございます。その中で、昨年、令和6年度におきまして2か所のフィルター交換を行いました。平戸市の大島、それから同じく平戸市の度島の放射線防護施設についてフィルター交換を行っております。

令和7年度につきましては、松浦の福島、それから、同じく松浦の黒島、それから壱岐市の三島の大島の放射線防護施設についてフィルターを交換するとともに、昨年フィルターを交換しました平戸市の大島、度島につきまして、フィルター交換は昨年完了しておりますが、ファンベルトにつきまして傷みが生じておりましたことから、これにつきまして交換をするものでございます。合計5か所につきまして交換等を行うものでございます。

【山下委員】 ご説明ありがとうございました。よく分かりました。

恐らく、2次離島ということですので、ヘリで救助というか、搬送する前の一時的な避難所が恐らく2次離島の中でないと、あまりないということの中で、換気施設をきちっと整備したところに避難していただくというような趣旨で、この施設整備をされているのではないかなというふうに理解ができました。

いずれにしても、防災の備えっていうのは本当に大変大事なことでありますので、引き続き、県内で未整備のところもあるかと思っておりますけれども、いろいろな国の予算を活用しながら、

引き続き整備を進めていただければというふうに思っております。ありがとうございました。

【初手分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【虎島委員】 ありがとうございます。

私も地域防災緊急整備事業費についてお伺いいたします。

今回、1.5次避難所向けのテント式パーティションを購入すると、整備するというようなお話でしたけれども、県内のこの1.5次避難所の想定される個数とか、件数とか、場所、地域性があれば教えてください。

【飛永防災企画課長】 1.5次避難所につきましては、能登半島地震におきましては、被災者の避難所が大変苛酷な状況にあったことから、高齢者や障害者などの要配慮者がホテルや旅館などの2次避難所へ移動するまでの一時的な滞在先として、1.5次避難所が設置されておったということでございます。

石川県におきましては、この際に、ほとんど被災がなかった金沢市でございます、いしかわ総合スポーツセンターなどにこの1.5次避難所が設置されたとお伺いしているところでございます。

本県におきまして、この1.5次避難所を設置するといった場合には、分散して長崎市、それから県央、県北などに設置することを想定してございます。

【虎島委員】 ありがとうございます。

県内幾つか主要な場所に1.5次避難所を開設する予定であるというふうに理解をいたしました。

今回、700万円を使って203個のテント式パーティションを導入するということですが、想定される必要なパーティションの個数は充当

できているのかどうかというところを教えてください。

【飛永防災企画課長】 1.5次避難所のテント式パーティションの数につきましては、先ほど申し上げました3か所において使用するテント式パーティションの数を試算をいたしてございます。

試算の方法といたしましては、能登半島地震のいしかわ総合スポーツセンターでテント式パーティションが設置されていた際のその面積規模に合わせて算定をいたしました。

県内の3か所に設置した場合には、同様にこの面積で計算をいたしまして、合計603個が必要だと試算をいたしてございます。昨年同様に補正予算におきましてテント式パーティション400個を整備いたしましたので、今回につきましては、残り203個について整備するものでございます。

【虎島委員】 ありがとうございます。

想定される必要個数はもう今回で全て満たされるというふうに理解をいたしました。

これは、面積により試算されるということですが、人数、キャパシティーの問題で面積に応じて人数が決まってくると思うんですけど、1.5次避難所に入るであろう人数の想定というのはできるものなんでしょうか。

【飛永防災企画課長】 いしかわ総合スポーツセンターにおきまして、テント式パーティションが250個置かれております。メインアリーナの面積は3,680平米と聞いておりますので、そうした場合にテント1個当たりの面積を14.325平米と計算をいたしまして、その計算に合わせて今回の3つの施設の面積に応じた計算をいたしております。

ですから、人数ではなく、テントの数での計

算を行ってございます。

【虎島委員】 それじゃなくて、1.5次避難所を必要とする、避難する方の人数の想定があるかという。

600個で足りるのか、その3つの避難所でそもそも足りているのか。足りないならばまた別のところを探すのかということになると思うんですけども、そういう想定をされているかどうかという話です。

【飛永防災企画課長】 現時点におきまして、必要な数というものが算定されているわけではございません。

先ほど委員がおっしゃったとおり、足りない場合には、ほかの施設を同様に1.5次避難所に充てるという対応をその際に行うことになるだろうと考えてございます。

【虎島委員】 ありがとうございます。

なかなか災害規模によって人数も変わってくると思うので、難しいとは思いますが、できる限り避難所の環境というのをしっかりと支えていただければと思います。

今回、1.5次ということですが、1次避難所のパーティションとか、別の問題とか多数まだ課題があると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

もう一点、交通DXのことについてお伺いしたいと思います。

今回、5,000万円で交通DXについて補正予算が出てますけども、これも具体的な内容についてお伺いいたします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 今回のデジタル化の予算の具体的な内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算ですけれども、国の経済対策メニューのうち、地域交通DXによる生産性向

上等に取り組む事業に対して、国と県の協調で支援することとしておりまして、具体的な支援内容として想定しているものを、過去の事例から申しますと、例えばクレジットカードのタッチ決済端末の整備ですとか、スマートバス停の整備、それから例えばタクシーの業務自動作成システムの導入などを過去に、整備してきて、今後もこういったニーズがあるのだろうと想定をしております。

【虎島委員】 これは、これからメニューを決めていくということでしょうか。

私、何年も前からインバウンドの受入れのためにタッチ決済というのは非常に重要なところであると思いますし、例えば空港のバスの券売機とか、まだ現金しか対応してないというような状況が続いてますので、そういった観点からのお話です。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 今回、国の制度との協調補助になりますので、基本的には国の補助対象に合わせて、県の補助対象も決まっていくということになります。

今、虎島委員から例示としてございましたクレジットカードの決済端末ですとか、あと自動券売機といったものは対象となる予定でございます。

【虎島委員】 ありがとうございます。

長崎市内において、路面電車が試験的にタッチ決済を導入しているというふうに思います。その利用状況とかしっかりと把握しながら、ぜひ必要なところへお金つけられるように設計をお願いしたいと思います。

【初手分科会長】 ほかにございませんか。

【赤木委員】 よろしく願いいたします。

私は、1点だけ。地域振興部の航空対策費についてお伺いをいたします。

この書き方ですと、燃油物価高騰の影響を受けている航空会社への支援と。県外、国外からの観光利用促進のための経費として6,000万円を今回、補正予算で計上しておりますが、この考え方として、急にホルムズ海峡の封鎖が起きて、原油の高騰というものが起きております。昨日もガソリンスタンドには長蛇の列ができて、リッター当たり30円ぐらい上がるような状況が急に起きてしまいました。

この補正予算ができたときには、多分その想定というのはできてなかった上での6,000万円の増だと思えますけど、この考え方でいうと、例えば来年度の本予算とかが、本年度でいうと14億1,000万円が14億7,000万円になりましたけれども、その金額は増えていく想定になってしまうのかっていうのを教えていただきたいと思えます。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 まず、今回の航空会社に対する支援6,000万円というのは、今回のイラン情勢は加味をしておりません。そこは、赤木委員のおっしゃるとおりでございます。

そして、今後につきましてですが、我々交通政策課として、航空に限らず今後のエネルギー価格について注目をしております。

ちょうど昨晚ですかね、政府の方から緊急的な激変緩和措置、こちらについては航空燃料の方も支援するということが、また、別途政府の方が発表があったと報道に接しております。そして、緊急的な激変緩和措置や石油備蓄の放出なども行う旨の発表がなされておりますので、まずは、この今回の国のエネルギー価格対策による燃油価格の変動というものをしっかりと注視してまいりたいと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。

今回、想定していなかった事態というのが起きてまして、もちろん国の策定も私も理解はしてはいますが、どれだけ、もちろんこの航空会社に限らず、影響が起きてくるのか、住民の生活、もちろん産業においても影響が出てくるのかというの、やはり県としても注視していかなければならないことだと思いますので、私としては、これが、ちょっと私も久々に来たもので増えていってしまう、この書き方ですと、来年度予算が増えていってしまう想定なのかというのはまだ分からないという回答だったんですか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】すみません、はっきりと回答できなくて申し訳ございませんでした。

今後、予算がどうなっていくかというところにつきましては、エネルギー価格がどうなっていくかというところを注視していかないと決めることができないので、今後の予算額がどうなっていくかということについては、現時点ではまだ申し上げられません。

【赤木委員】ありがとうございます。分かりました。

私としては心配したのは、この原油高が実際上がってしまうということになれば、もともとの今年度で14億7,000万円になった予算が、もっと15億円とか16億円とかになってしまうのかという懸念をちょっとお伺いしたかったので、またそれは今後も、私も注視しながら、もちろん住民生活、県民の皆さんの産業についても注視しながら、いろいろ皆さんと議論していきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

【初手分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【白川委員】私からも、地域振興部の方にお尋

ねをしたいと思います。

先ほどありましたデジタル化、DXの内容については承知をいたしましたけども、大体何件ぐらいを想定されているのかということと、あともう一つ、航空会社の方についても何社ぐらいを予定されているのかということをお教えください。ちょっと規模感を知りたいというところです。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】まず、デジタル化の補助金の方につきまして、今回、予算要求をするに当たって要望調査をした段階では、二、三十件ほどの要望が上がっております。実際、何件支援をするかというところにつきましては、実際、申請が幾つ出てくるかというところによりますので、実際の件数は変わる可能性はありますが、現在の想定では約二、三十件を想定しているところでございます。

それから、航空の方につきましては、現在、長崎空港に就航している会社、ANAが3路線を飛ばし、JALが2路線を飛ばし、ソラシドエア、ジェットスター、スカイマーク、ピーチが1路線ずつを飛ばし、あとオリエンタルエアブリッジが離島路線3路線、計12路線を飛ばしております、その12路線、各1路線ずつに対して、上限500万円の支援を行うということで6,000万円にしておりますので、規模感としては、計12路線という規模になります。

【白川委員】分かりました。ありがとうございます。

【初手分科会長】ほかに質疑はございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第65号議案のうち関係部分は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 異議なしと認めます。

よって、第65号議案のうち関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

審査結果について整理をしたいと思っておりますので、しばらく休憩をいたします。

— 午前11時13分 休憩 —

— 午前11時14分 再開 —

【初手委員長】 再開をいたします。

これをもちまして、分科会の審査を終了いたします。

【初手委員長】引き続き、3月23日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩をいたします。お疲れさまでした。

— 午前11時14分 休憩 —

— 午前11時16分 再開 —

【初手委員長】 委員会を再開いたします。

次に、令和8年3月定例会における本委員会の審査内容等の決定をするため、委員間討議を行います。

審査方法についてお諮りをいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩をいたします。

— 午前11時16分 休憩 —

— 午前11時18分 再開 —

【初手委員長】 再開いたします。

それでは、本日、協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定をされましたので、理事者へ正式に通知をすることといたします。

ほかにご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。ご苦勞さまでした。

ありがとうございました。

— 午前 11時19分 閉会 —

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月23日

自 午前 9時59分
至 午後 2時48分
於 委員会室1

| | |
|-------|-------------|
| 橋元 庄司 | 監察課長 |
| 園田 雅樹 | 厚生課長 |
| 松田 芳徳 | 留置管理課長 |
| 山田 恭市 | 生活安全部長 |
| 朝末 英一 | 生活安全企画課長 |
| 松尾 英樹 | 人身安全対策課長 |
| 金子龍太郎 | 生活安全捜査課長 |
| 奥野 春夫 | サイバー犯罪対策課長 |
| 江口 正広 | 地域部長 |
| 久田 庄蔵 | 地域課長 |
| 平井 隆史 | 刑事部長 |
| 松尾 文則 | 刑事総務課長 |
| 荒木 強 | 捜査第一課長 |
| 田川 誠一 | 捜査第二課長 |
| 吹田 守孝 | 組織犯罪対策課長 |
| 田川 佳幸 | 交通部長 |
| 松尾 邦仁 | 交通企画課長 |
| 吉岡 健 | 交通指導課長 |
| 山口 秀和 | 交通規制課長 |
| 俵屋 義雄 | 運転免許管理課長 |
| 川本 浩二 | 警備部長 |
| 古賀 新一 | 公安課長 |
| 山本 耕平 | 外事課長 |
| 細川 誠 | 警衛対策課長兼警備課長 |

2、出席委員の氏名

| | |
|-------|-----------|
| 初手 安幸 | 委員長(分科会長) |
| 永安 健次 | 副委員長(副会長) |
| 山口 初實 | 委員 |
| 近藤 智昭 | 〃 |
| 大場 博文 | 〃 |
| 山下 博史 | 〃 |
| 赤木 幸仁 | 〃 |
| 本多 泰邦 | 〃 |
| 白川 鮎美 | 〃 |
| 畑島 晃貴 | 〃 |
| 虎島 泰洋 | 〃 |

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

| | |
|-------|--------|
| 水田 隆三 | 警務部長 |
| 松本 武敏 | 首席監察官 |
| 緒方良一郎 | 警務課長 |
| 奥野 勝 | 総務課長 |
| 勝野 慎 | 広報相談課長 |
| 松尾 和人 | 会計課長 |
| 野原 昌明 | 装備施設課長 |

| | |
|-------|---------------|
| 井手美都子 | 会計管理者 |
| 山道 繁 | 会計課長 (参事監) |
| 元村真粧美 | 物品管理室長 |
| 桑宮 直彦 | 監査事務局長 |
| 重井 健次 | 監査課長 |
| 小畑 英二 | 人事委員会事務局長 |
| 田邑 聡子 | 職員課長 |

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第8号）

小畑 英二 労働委員会事務局長(併任)
 西平 能成 調整審査課長
 中尾美恵子 議会事務局長
 濱口 孝 次長兼総務課長
 佐藤 隆幸 議事課長
 大宮 巖浩 政務調査課長

早稻田智仁 企画部長
 川端 博子 企画部次長
 山下 公誉 政策調整課長
 内田 正樹 政策企画課長
 寺井 芳隆 政策企画課企画監
 (地域連携担当)
 川瀬 泰介 政策企画課企画監
 (総合計画・総合戦略担当)
 直塚 健 デジタル戦略課長

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第1号議案

令和8年度長崎県一般会計予算（関係分）

第8号議案

令和8年度長崎県庁用管理特別会計予算

第11号議案

令和8年度長崎県公債管理特別会計予算

第52号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）

（関係分）

第58号議案

令和7年度長崎県庁用管理特別会計補正予算

（第1号）

第61号議案

令和7年度長崎県公債管理特別会計補正予算

（第1号）

報告第1号

7、付託事件の件名

○総務委員会

(1) 議案

第15号議案

長崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

第16号議案

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）

第17号議案

長崎県個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第18号議案

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第19号議案

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第35号議案

包括外部監査契約の締結について

第36号議案

契約の締結について

(2) 請願

なし

(3) 陳情

- ・政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書
- ・地方自治法第150条に基づく内部統制制度の実効性確保に関する陳情書
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書XXV

8、審査の経過は次のとおり

— 午前 9時59分 開会 —

【初手委員長】 ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これにより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第15号議案、長崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例ほか6件であります。そのほか陳情3件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案及び報告議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査をいたします案件は、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分のほか6件であります。

次に、審査方法についてお諮りをいたします。

審査は従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに掲載してあります審査順序のとおり行いたいと存じますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 異議ないようですので、そのように進めることといたします。

また、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間を理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いをいたします。

これより警察本部関係の審査を行います。

【初手委員長】 まず、理事者側から、幹部職員を紹介を受けることにいたします。

【水田警務部長】 おはようございます。

警務部長の水田でございます。

本日出席しております警察本部の幹部職員の中で、令和8年3月11日の総務委員会で紹介しておりませんでした幹部職員をご紹介します。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【初手分科会長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より予算議案の説明を求めます。

【水田警務部長】 警察本部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部の2ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

初めに、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時期の関係もあり、骨格予算でありますので、1、人件費等の義務的経費、2、経常的な管理経費及び継続事業費、3、その他事業の執行上、当初予算に計上を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上いたしております。

予算額は、歳入予算10億3,656万6,000円、歳出予算432億4,907万8,000円となっております。

歳出予算の主なものについてご説明いたします。

3ページ目上段に記載しております一般管理費につきまして、一般庁費等の管理的な経費として、光熱水費、電子計算機の使用賃借料等25億3,878万9,000円などを計上いたしております。

給与費、装備費につきましては、記載のとおりでございます。

警察施設費につきまして、一般施設整備費として、佐世保警察署庁舎建替の工事経費等20億7,084万9,000円などを計上いたしております。

4ページ目上段からの運転免許費、一般警察活動費、刑事警察費、交通指導取締費につきましては、記載のとおりでございます。

このほか債務負担行為につきましては、5ページ目に記載のとおりでございます。

次に、5ページ目下段から7ページ目上段にかけて記載しております第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算407万9,000円の増、歳出予算3億3,198万1,000円の減となっております。

歳出予算の主な内容は、警察庁舎等の光熱水費等の執行残や職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費等でございます。

次に、7ページ目中段に記載しております繰越明許費についてご説明いたします。

これは佐世保警察署の建替工事につきまして、入札中止等により、本年度中に予定していた工事を完了することが困難になったことから繰越明許費を設定しようとするものでございます。

最後に、令和7年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和7年度の予算につきましては、今後、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあり、これらの整理調整を行うため、3月末をもって令

和7年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【初手分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第52号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

【初手委員長】次に、委員会による審査を行います。議案を議題といたします。

警務部長より総括説明を求めます。

【水田警務部長】警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、条例議案1件、事件議案1件でございます。初めに条例議案についてご説明いたします。

横長の総務委員会説明資料、警察本部の4ペー

ジ目をお開きください。

第16号議案「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、船員に係る日額旅費のうち、航海日当に相当する部分が廃止されること及び国家公務員の特殊勤務手当の措置状況を踏まえ、警察職員の特殊勤務手当について所要の改正を行うものでございます。

次に、事件議案についてご説明いたします。

同資料の6ページ目をお開きください。

第36号議案「契約の締結」につきましては、佐世保市花園町に整備する佐世保警察署庁舎建て替え事業につき、現在仮契約を締結しております建設工事に係る請負契約を締結しようとするものでございます。

本工事につきましては一般競争入札を行い、県内企業で構成された共同企業体が落札しております。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

同資料の8ページ目をお開きください。

第180条専決事項報告は、損害賠償事案4件、公用車による交通事故のうち和解が成立しました5件についてでございます。

損害賠償事案の1件目は、本県における大規模警備に従事していた石川県警察の職員が、石川県警察所有の公用車を施設駐車場の縁石に接触させたことにより、相手方に損害を与えた事案でございまして、17万500円を支払うものでございます。当該事案は、他県の公用車による交通事故につき、賠償金は保険負担とせず、県費で対応するものでございます。

2件目は、警察署の職員が交通事故捜査中、事故車両のドアを開けた際、縁石に接触させたことにより、相手方に損害を与えた事案でござい

まして、1万1,000円を支払うものでございます。

3件目は、警察本部の職員が、草刈り機を使用して除草作業をしていた際、草刈り機の刃にはじかれた石が、付近に駐車していた車両に当たったことにより、相手方に損害を与えた事案でございまして、15万6,000円を支払うものでございます。

4件目は、警察署の職員が、古物営業の許可申請者に対して誤った許可番号を通知し、その後、申請者が、この誤って通知された許可番号を用いて、標章及び印鑑を作成したことにより、相手方に損害を与えた事案であり、4,420円を支払うものでございます。

これら4件につきましては、2月16日付で専決処分をさせていただいており、損害賠償金は、全額県費から支払われることとなります。

また、公用車による交通事故のうち、和解が成立しました5件の合計35万1,973円を支払うため、2月16日付で専決処分をさせていただいており、この損害賠償金は、全額保険から支払われることとなります。

公用車による交通事故を抑止するため、各部署に対し、公用車事故の発生状況や事故防止の教養資料等の配信のほか、安全運転指導員による事故事例に基づいた運転訓練の実施、事故を起こした職員は、公用車を運転するための検定を再度実施するなど、事故防止に必要な運転技能を向上させる対策に取り組んでおります。

また、幹部職員による交通事故防止教養や出発前の声かけ、警察無線を活用した交通事故防止の注意喚起を行うなど安全意識の向上を図り、全職員が一丸となって交通事故防止対策に取り組んでおります。

引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないよう努めてまいります。

このほか「犯罪の一般概況」「人身安全関連事案への取組状況」「ニセ電話詐欺等被害防止対策」「暴力団対策」「薬物対策」「少年非行の概況」「生活経済事犯の取締り状況」「サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況」「交通死亡事故抑止対策」「長崎県警察特定事業主行動計画」につきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料の4ページ目から9ページ目に記載のとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【初手委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第16号議案のうち関係部分及び第36号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【水田警務部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく資料についてご説明いたします。

横長の総務委員会説明資料警察本部の2ページ目をお開きください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和7年11月から令和8年2月までの実績は、資料記載のとおり13件となっております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【初手委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】質疑がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【近藤委員】おはようございます。

私の方からニセ電話詐欺等の対策について伺います。

3月11日の長崎新聞に掲載された前田本部長のインタビューの記事を拝見しました。

令和7年中、長崎県内におけるニセ電話詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害は、被害総額が約25億円と過去最悪を更新したところです。私も一県民として、まさに危機的な状況だと思っております。

詐欺の犯人は、海外の拠点から日本国内に詐欺電話をかけているとのことで、検挙対策などに困難を極めていることと思いますが、県民の

皆さんが詐欺被害に遭わないよう、警察がどのような対策を進めていこうとしているのか、教えてください。

【朝末生活安全企画課長】ニセ電話詐欺被害の抑止対策についてお尋ねと思って、回答したいと思います。

警察におきましては、犯人からの電話がつながりにくい環境づくりの推進、予防に資する広報啓発活動の推進、金融機関等における水際対策の推進の3本柱でニセ電話詐欺等の抑止対策に取り組んでおります。

詐欺の手口というのは年々悪質・巧妙化しており、一度犯人の電話に出てしまえば、言葉巧みに誘導されて、冷静な判断ができない状態に追い込まれてしまう可能性がございます。

現在こうした詐欺電話は、海外からのものが多い状況でございます。警察としましては、3本柱の対策の中でも特に、海外からくる犯人の電話がつながりにくい環境づくりに力を入れて取り組んでいるところでございます。

警察としましては、今後も県民の皆様をニセ電話詐欺等の脅威から守るため、社会全体で犯人からの電話がつながりにくい環境づくりを推進するという機運の醸成、県民の皆様にも有効な対策を取り入れていただくための丁寧な説明と支援に総力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

【近藤委員】 この頃の詐欺といったらですね、もう本当、県民の皆さんも私なんか時々電話かけるときに、一般の方が出ないときがあるんですよ。それで後でもう一回かけ直して、どうしたのと言ったら、いや、詐欺と間違ったとかですね。いろんな不安感を持った中で、電話機を使っている方が多いと思っておりますので、大変と思っておりますが、その辺よろしく願います。

それでまた、交通安全の出発式が多分今年もあると思うんですけども、これについての情報が、もしあったら教えてもらえればと思います。

【松尾交通企画課長】春の全国交通安全運動出発式のことについてお話をさせていただきたいと思っております。

春の全国交通安全運動につきましては、4月6日から15日までの10日間実施されます。

重点としましては、通学路、生活道路における、子どもをはじめとする歩行者の安全確保等として実施されます。

取組内容としまして、先ほどございました出発式ですね。これ県庁の1階エントランスホール等で実施予定でございまして、中身につきましては、交通安全運動の周知を図るための取組ということで例年、春と秋に実施をしているものでございます。

今回は、交通安全運動の開始式の前日の日曜日に予定をしております。主催者、来賓の挨拶の後、新入学1年生の黄色いワッペンの贈呈式、交通安全教育車、セーフティキャッチ号とありますが、これのラッピング完成披露、県警音楽隊と創成館高等学校の吹奏楽部とのコラボ演奏等を行います。その後は出発式、駐車場で、場所を変えまして、白バイ、パトカーの総勢18台による車両パレードを行うようにしております。

なお、出発式終了後には県警の交通安全広報大使となっております長崎ヴェルカの「LUC A」とともに、新1年生に対する横断歩道の渡り方の指導を実施することとしております。

【近藤委員】 ここ二、三日、高速道路で悲惨な事故などの状況がいろいろ伝わってきて、ちょっと心が痛い状況があります。やっぱり交通事故というのは、起こしたくて起こす人は、いな

と思うんです。だから、そこら辺の安全性というのをしっかり警察の方で指導していただいて、事故がゼロになるような対策を練っていただければと思います。よろしくをお願いします。

もう一つ、マイナ免許証関係でちょっと、マイナンバーカードに運転免許証に関する情報を記録して運転免許証として使う、いわゆるマイナ免許証について、このマイナ免許証の運用が始まって、明日でちょうど1年になると聞いております。

私の知り合いの中にもマイナ免許証にした人が何人かいるんですけども、長崎県内の普及状況はどのようになっているのか、ちょっと教えてもらえますか。

【俵屋運転免許管理課長】ただいまありましてとおり、明日で運用開始から1年ということになるんですけども、統計上、今現在というのはないんですが、運用開始から本年2月末まで、おおむね11か月の間に、長崎県内でマイナ免許証取得者の数といいますと、1万6,698人ということになっております。

特に、マイナ免許証の取得手続をされる方がいいますと、免許証の更新の機会にマイナ免許証を取得する方が多くなっておりまして、ただ県内全域の更新された方の中で、何%がマイナ免許証を取得しているかという全体の統計はないんですけども、試験場の日曜日に更新に来られた方、これに限って言いますと、おおむね16%の方が更新の際にマイナ免許証を取得しているという状況でございます。

【近藤委員】マイナ免許証は、普通の免許証と比べてどのようなメリットがあるんですか。マイナ免許証のメリットをちょっと教えてもらえますか。

【俵屋運転免許管理課長】マイナ免許証を取得

する場合、この持ち方には、2つのパターンがございます。

まず1つ目としましては、今まである従来の免許証、これにプラスして、マイナ免許証を取得する。これが1つ目のパターン。もう一つは、従来の免許証、これを返納いたしまして、マイナ免許証のみを持つというパターン、この2つのパターンがございます。

このいずれのパターンもメリットとしましては、マイナ免許証を持っている場合は、通常、免許の更新の際には警察の施設に行き、そこでビデオを見たり、講師の話を聞いたりという対面で、更新時講習というのを受けるかと思うんですけども、これにつきまして、オンラインで受けられるようになる。オンライン講習を受けられるようになるというのが一番大きなメリットになるかと思っております。

これで時間や場所の制約を受けることなく、更新時の講習をオンラインで受けられる。しかも、これは手数料が安くなるというメリットがございます。それが1つ目の大きなメリットでございます。

それともう一つ、これは先ほど申しました2つのパターンのうちの2つ目のマイナ免許証のみを持つ方に限られたメリットであるんですけども、お引越をされた場合とか、お名前が変わられた場合、通常、免許証の記載事項の変更の届けと市役所等への届出と、2回行うのが通常ですけども、このマイナ免許証のみを持つてらっしゃる方につきましては、市役所等で届出をすれば、それがそのまま免許証の変更にも連携をされるということで、住所変更等のワンストップサービス、これが受けられるというのが大きなメリットでございます。

【近藤委員】何でそういうメリットがあるのに、

今普及していないんですか。

【俵屋運転免許管理課長】確かに更新の方の10%が多いか少ないかというのはあろうかと思いますが、1つとしましてはマイナ免許証、これ、見た目は、通常のマイナンバーカードと何ら変わりなくて、免許の情報を見るためにはスマートフォン等を利用して、アプリを使って表示させないと、免許の情報が見えないというところで、人によりましては職場に免許証のコピーを提出しなければならないであるとか、店舗によりましてはレンタカー、これが一部、マイナ免許証では、まだ貸出しができないというレンタカーがあるということも聞いておりまして、そういったところもマイナ免許証を取得するのに足かせになっている部分もあろうかなと思っております。

それともう一つ、先ほど申しました更新時講習のオンライン化、これにつきましては対象がゴールド免許の優良運転者の方と、違反が更新時に、過去に1回しかない一般運転者の方、この一般講習と優良講習、これが対象になっており、70歳以上の高齢者講習の方は対象外ということで、高齢者の方に、あまりメリットにならないという印象を与えている部分もあるのかなと考えております。

【近藤委員】私も今年七十になります。今、我々のメリットをちょっと言っていたんですが、マイナ免許証を持つことのメリットはある程度理解できたんですけど、県警としてはマイナ免許証を普及することで、どのようなメリットがあるのか、教えてください。

【俵屋運転免許管理課長】先ほどの手続きをする方のメリットとも大きく関連するんですけども、オンライン講習、これが普及しますと当然その分、今まで対面で行った講習の受講者が減

るといことになりますと、その対面講習に係る業務、これの減少にもつながりますし、対面による講習を行う施設的なところに係る経費、これも削減ができるのではないかと思います。

それと2つ目のメリットとして、先ほど申し上げた住所変更のワンストップサービス、これが普及すれば、これからピークを迎えますけれども、窓口を訪れる住所変更の届出者、この方がいらっしゃることがないということであれば、その住所変更に係る事務的な手続、これも削減になるということで、そういったところが事務方のメリットになってこようかと考えております。

【近藤委員】県警にとっても、そのようなメリットがあるとすれば、積極的に普及に努めるべきだと思いますが、マイナ免許証を普及させるための取組はどういうふうな形でやっているんですか。

【俵屋運転免許管理課長】マイナ免許証の持ち方につきましては、先ほど申しました2つのパターン、もちろん従来の免許証だけを持つというのも含めると、3つの免許証の持ち方というのが存在いたします。

この持ち方を、どのような持ち方をするかといいますのは、最終的には免許を持たれているご本人さんが選択するものでございますので、県警といたしましては、メリット、デメリット含めて、免許を受けている方が、自分の生活スタイルに合った、正しい持ち方を選択できるように情報を発信しながら、免許保有者が後々、こういう持ち方をすればよかったとならないように、正しく情報発信をしながら選択できるような、広報に取り組んでいるところでございます。

【近藤委員】ありがとうございました。自分も

議員をしながら、マイナ免許証って何なのかと、しっかり詳しいことが分かっていなかったんです。それで今日いろんな形で教えていただいて、ぜひですね、こういう制度があるんだったら、それがしっかり県民のためになるような、また県警のためになるような、そういう制度になっていけばと思います。よろしくをお願いします。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山下委員】 おはようございます。

私の方から2点ですね。先ほどの近藤委員からの質問にもちょっと関連するんですけど、2026年4月1日から自転車の交通取締りが、罰則が強化されるということで、いわゆる青色切符が切られるということでもあります。いわゆる反則金が発生するということがありますけれども、ちょっとよく内容が、県民の皆さんにも周知徹底できていないんじゃないかなと。結構問合せ等もありましてですね。

改めてここで確認をさせていただきたいんですけど、まず、そういう違反行為があった場合に4月1日から切符を切るということになるんですけど、我々車を運転しているものは免許証というのを持っているわけでありましてけれども、自転車に乗る方は、免許証を持ってなくて自転車に乗っている方々もいらっしゃると思うんですが、その辺りのまず確認というか、違反な行為があったときに、身分証の確認というのはどのような方法で、どういうふうにされるご予定なのかをまず教えていただきたいと思います。

【吉岡交通指導課長】 自転車の取締りに関しまして、免許証を持たない方もいらっしゃると思います。

この確認方法につきましては、今現在、免許証不携帯の方も実際いらっしゃって、例えばそ

ういう方ですと、ご家族の方に電話をして確認したりですとか、ご自宅が近くであれば一緒に行って、免許証を見せてもらうだとか、そういう対応をやっておりますので、自転車の取締りに関しても、同様の対応になるものと考えております。

【山下委員】 例えば高校生とか学生さんも、この対象になってくるということでよろしいのでしょうか。

【松尾交通企画課長】 先ほどの自転車の交通違反になりますけど、これは自転車の交通反則通告制度ですね。対象年齢は16歳以上の運転者となっておりますので、高校生も対象となるということでございます。

【山下委員】 すみません、私も勉強不足で、高校生以上も対象になってくるということでもありますので、通学をされる高校生、結構いらっしゃると思いますので、高校に対する、例えば学校に対する周知といたしまししょうか、その辺りの広報は今、どうなっているんでしょうか。

【松尾交通企画課長】 自転車に対します交通反則制度の周知につきましては、4月1日から始まりますので、やっております。まず県警のホームページでの周知のほかですね。教育庁と連携しまして、そういった制度の内容を、チラシを配ったり、あと動画を各高校に配ったりなどして、周知を行っております。

また、先日は、自転車の利用者が多い大村工業高校、こちらにおきまして街頭キャンペーンと併せて、この辺の制度の周知を図ったところでありまして、このような取組が、こういった高校であったり、自転車の多い諫早駅周辺でもやっているところでございます。

また引き続き、こういった取組は行いまして、

確実に県民の皆様が分かるように周知を図っていきたいと思っております。

【山下委員】 高校生という、未成年でありますし、その高校生が違反で止められて切符を切られるという、何かそういうシーンが、なかなか想像がつかないという感じがするんですけども、我々大人と同じようにばしっと、そこはやっぱり切符を切られると思いますけれども、何となく最初のうちはですね、何と云うんですかね。ちょっとかわいそうといったら、ちょっと言葉が違うかもしれませんが、何となく私どもイメージが湧かない感じがするんですけども、そこもやっぱり厳格にやるようになっている法律なんですか。

【田川交通部長】 委員が懸念されておられるところは、4月1日から反則通告制度が始まるということで、一般の車のドライバーみたいな感じで違反切符を切られて、それで反則金を納めるというイメージがあるかと思うんですけども、まずは、そういった違反があった場合については、特に高校生なんかにつきましては指導ですね。注意・指導、これを大前提にしたいと思えます。今のところですね、そういった反則切符制度を導入するというのは、例えばイメージとして、一時停止をせずに、ぱっと行ってしまった、呼び止めます。そのときに注意しても、また行ってしまったら、その先でも何回も無視して、警察官の指導に対して無視して一時停止違反をやってしまう、そういうふうな悪質な自転車の運転手、そういったことに対しましては、きっちり反則制度を活用しましょうという形でやっておりますので、4月1日から反則通告制度が始まるからといって、即切符を切ることではなく、重大な悪質ということですので、そういったルールの周知というのをどんどん、

また広めていこうと思っております。ニュースでも大きく現在取り上げられておりますので、まずは皆さんに自転車の運転のルールを知っていただく。しかしながら、そういったことを無視しながら運転をしてしまう人に対しましては、車を運転する方にとっても迷惑というか、危険ですし、歩行者に対しましては、やっぱり自転車が突っ込んでくるというのは危ない車両でありますので、そういったところは、きっちりと違反の認定をします。

それ以外のまだまだ知らない、特に高校1年生になったばかりの人なんかについては、自転車のルールを知らない方もいますので、学校と協力しながら、そういったルールの周知と指導というのをまず大前提にやっていこうと思っておりますので、そこについては心配なさらずというのは言い過ぎかもしれないですけども、やっていきたいと思っております。

【山下委員】 部長ありがとうございます。

そのところがすごく気になっていたものから、その辺を柔軟にご指導いただきながら、ただ、やっぱり悪質で危険な運転というのは子どもたちにとってもですね、よくないことでもありますので、例えば、きちっとヘルメットをかぶるとかですね、身の安全を守ることについてはですね、指導をよくやっていただいで、事故のないように自転車の運転をしていただければと、今後とも思っておりますのでよろしく願いいたします。

もう一点、すみません。これ確認なんですけど、先ほど部長説明にもありました議案外のところで、第180条専決事項のところでもありますけれども、恐らくこれ大規模警備に従事していた石川県警の車が接触したということでもありますので、恐らくピース文化祭のときの大規模警備、他県

からの応援が来てということだと思いますけれども、何となく我々の感覚でいくと、いや、石川県警さんの車でしょうと。そうしたら石川県警さんで、そこは賠償していただくべきじゃないかと。なぜ長崎県警の県費で、そこを賠償しなきゃいけないのかというのが、なかなか理解に苦しむところなんですけれども、そういうルールがあるのか、そもそもそういうふうになっているのか、そこ辺りも含めて教えていただければなど。

【橋元監察課長】石川県警の交通事故につきましては、大規模警備の派遣をお願いしているところがございます、派遣要請を行った際の取決めといたしまして、要請を受けた部隊が出発してから任務を終えて帰県するまで、賠償事案は原則、要請元の長崎県が対応することとしております。

【山下委員】ご説明ありがとうございます。要請元が全て責任を持って対処するというルール、取決めということでもありますので、逆に、長崎県警が派遣に応援に行くこともあると思います。そういうときには取決めで、そういうことで行った先の県警さんが、もしくは都道府県警さんがやるということになるということで理解をさせていただいてもよろしいでしょうか。

はい。確認でございました。

ありがとうございます。

【初手委員長】ほかに質問はありませんか。

【本多委員】資料、委員会補足説明、議案外事件・事故の推移、表が載っているものですが、その3ページ、縦の分ですね。

これを見たときに、令和6年の減少傾向が見受けられますが、令和6年のときに、この減少傾向だった理由というのはあるんでしょうか。

【吹田組織犯罪対策課長】令和5年から6年にか

けて認知件数は増加していますが、被害額が減少している理由を回答したいと思います。

令和6年のニセ電話詐欺の被害件数は182件、被害総額は約3億895万円で、令和5年と比較しまして、被害件数は38件増加する一方で、被害総額は約6,847万円減少しているところでございます。

理由といたしましては、1件当たりの被害額が割合少額である架空料金請求詐欺の被害件数が134件と、前年度と比較して35件増加したものの、被害総額が1億3,110万円と前年比で約7,438万円減少したこと。

1件当たりの被害額が割合高額である金融商品詐欺の被害件数が1件と前年比で15件減少し、被害額が150万円と前年比で約1億1,947万円減少したこと。令和5年中まで金融商品詐欺として計上していました手口の一部を令和6年から新たに、SNS型投資・ロマンス詐欺の手口で統計を取り始め、その結果、金融商品詐欺の被害件数、被害総額が大幅に減少したことなどがあります。

【本多委員】1件当たりの被害額が関係していたりとか、あと統計の仕方が少し変わったということで、令和6年に減少傾向に見られるということですね。ありがとうございます。

続きまして、令和7年、ニセ電話詐欺、また、SNS型投資・ロマンス詐欺、被害額は、先ほど近藤委員のお話でもあったように25億円ということですが、この金額というのは全国的に見て、長崎県は多い方、少ない方、そういった統計はございますでしょうか。

【吹田組織犯罪対策課長】ニセ電話詐欺とSNS型投資詐欺を両方併せた順位というのは持ち合わせておらず、ニセ電話詐欺とSNS型投資詐欺を分けて回答させていただきます。

ニセ電話詐欺におきましては、認知件数については全国の24位、被害額では全国27位になります。

SNS型投資・ロマンス詐欺の長崎県の認知件数については全国20位、被害額では全国28位になります。

【本多委員】 全国的に見て、中位ぐらいなのかなという感じですが、人口と比べるとどうなのでしょうかね。少し多いということになるのかな、割合的にはですね。ありがとうございます。

全国のそういったデータがあるということは例えば全国でも、こういったどこの警察も今、対策を取ってらっしゃるとは思うんですけども、他県において、この抑止対策がうまくいった例とかですね。そういったものはあるのでしょうか。

【朝末生活安全企画課長】 昨年中、ニセ電話詐欺等については、本県を含めて、全国的に過去最悪の被害が出ております。特定の県だけ効果的な抑止対策が功を奏して被害が減ったという事例は把握しておりません。

【本多委員】 犯罪の性質上、また警察の皆様のネットワークというのを考えると、全国を見て、どこも対策が、うまくいくときはうまくいくし、対策が難しかったというときは難しかったと、全国的に差はないということですね。ありがとうございます。

あと、ちょっとこれ教えてほしいのもあるんですけども、先ほど近藤委員のご質問の中で、抑止対策はどういったものをなさっているのかという中で、まずは海外からの電話をつながりにくくする対策を行っているということなんですけど、これ具体的には、どういったものをやると、海外からの電話がつながりにくくなるのでしょうか。

【朝末生活安全企画課長】 まず、このニセ電話詐欺につきましては、海外からの電話を使用して、かかってくるケースというのがほとんどでございます。ですので警察としましては、国際電話利用休止手続というのがございますので、これを各県民の方に広報しまして、国際電話からの電話をシャットダウンするという対策を去年から取っております。

【本多委員】 すみません、引き続きで申し訳ありません。その国際電話、何とか手続というのは、誰もが簡単にできるような手続でしょうか。また、どこに行って、どのようにするとか、ウェブ上でできますよとか、そういったものがあれば、教えていただければと思います。

【初手委員長】 休憩いたします。

— 午前 10 時 49 分 休憩 —

— 午前 10 時 50 分 再開 —

【初手委員長】 再開します。

【朝末生活安全企画課長】 国際電話の利用休止サービスというものは国際電話不取扱センターが無料で実施しています。簡単にQRコードから読み取っていただいて、スマートフォンでも簡単にできる方法でございます。

これにつきましては去年の10月1日から12月31日までの間に、国際電話利用休止サービスの強化月間ということで警察活動を通じまして、広報ですとか、あるいは交番の警察官、地域警察官が各家庭を訪問したときに、そういうサービスありますよということで広報をしていただいて、普及促進を図っておりました。

【本多委員】 ありがとうございます。

あともう一点だけ、その件についてお聞かせください。

先ほどの利用促進を図っていただいたという

ことなんですけれども、県内ではどれぐらいの方が、この利用休止サービスをなされたのか、もし分かれば、お教えてください。

【朝末生活安全企画課長】昨年10月1日から3か月間、国際電話利用休止サービスの強化月間をしました。その期間中で、約4,200件の方々に申込みの支援をして、利用休止のサービスを利用していただいております。

【本多委員】 ありがとうございます。

私自身、この利用休止サービスというのを知らなかったもので、しっかりまた県民の皆様にも、私の立場からでも、しっかり伝えていきたいと思っております。

あと、最後にもう一点だけお教えてください。

先ほどの資料の4ページの下、「サイバー犯罪の取締り状況」という表がございます。

このサイバー犯罪とは、具体的にどのようなものがあるのか、ご教示いただければと思います。

【奥野サイバー犯罪対策課長】サイバー犯罪はインターネットやパソコン等を利用した犯罪で、適用する犯罪の形態から大きく3つの類型に分類しています。

1つが不正アクセス禁止法違反、2つ目がコンピュータ電磁的記録対象犯罪、3つ目が、その他としまして、ネットワークを利用した犯罪に分類しています。

不正アクセス禁止法違反には、他人のIDやパスワードなどを無断で使って、サイトにログインする行為が該当します。

コンピュータ電磁的記録対象犯罪は、この類型に該当する主な罪名として「電子計算機使用詐欺」という、いわゆるコンピュータをだます詐欺が挙げられます。

具体的な事例としては、他人のクレジットカ

ード情報を使って、ショッピングサイトで商品を購入する行為、このような行為が電子計算機使用詐欺に該当します。

3つ目のネットワークを利用した犯罪は、先ほどの2つの類型以外の、いわゆるインターネットを利用した犯罪です。

具体的な例を挙げますと、SNSでコンサートチケットを販売するなど、うそを言って、お金をだまし取る詐欺、このような行為がネットワークを利用した犯罪に該当します。

【本多委員】 ありがとうございます。

今回の予算でも、このサイバー犯罪の取締り強化の予算を組まれています。最近、サイバー犯罪が生活や経済活動に脅威を与えている報道も聞いております。引き続きの取締りをお願いいたします。ありがとうございます。

【初手委員長】 ほかにございますか。

【赤木委員】 おはようございます。

3年ぶりに戻ってまいりましたので、外から見た警察組織について質問をさせていただきたいと思っております。

私も報道等でよく接する機会がありましたけれども、この間、刑事告訴や告発の件数は、すごく多かったというか、報道に接するあたりで告訴、告発が多かったのではないかとお見受けしております。この近年の推移、受理した事件のうち、例えば検察へ送致に至った割合などについて、どのように把握しているのか、お伺いをいたします。

【松尾刑事総務課長】 告訴、告発の経緯についてご説明いたします。

まず、過去5年、令和3年からお話しします。

令和3年、告訴、告発も合わせた件数となりますけれども、令和3年は31件、令和4年は19件、令和5年は18件、令和6年は27件、令和7年は35件と

なっております。

先ほど送致に至った件数ということでございましたけども、これについては統計を取っておりませんので、今ご説明できません。

【赤木委員】 件数ありがとうございました。

特に急激に増えたというような形ではないとお見受けをいたしました。

では、先ほど送致に至った率は、あまり把握していないということでありましたけれども、例えば、相談件数ですね。今は告発・告訴を受理した件数の推移をいただきましたけれども、そこに至らずの例えば、証拠が不十分であったりとか、民事不介入はもちろんあるとは思いますが、相談を受けていたけれども、県警に対して相談していたけれども、いろんな理由で、そういう告訴・告発に至らなかった件数とかは、把握はされているのでしょうか。

【松尾刑事総務課長】 すみません、今、手元に資料がございません。

【赤木委員】 ありがとうございます。

この刑事告訴、告発というものは、とても市民、県民の皆さんを守るためにも大事な制度でありますので、警察として、まず相談があったときは、もちろん親身に、ご相談に乗っていただいていると思っておりますので、手元にないということは、あるけれども、今、数が分からない、それとも把握が今できていないのでしょうか、そういう統計は取っていないという認識、どちらでしょうか。

【松尾刑事総務課長】 統計を取ることは可能だと思いますが、相談の内容を吟味する必要がございますので、すぐすぐ出る数値ではございません。

【赤木委員】 ありがとうございます。

例えば私が脅迫や威力業務妨害を受けた場合

は、例えば捜査1課で捜査がなされて、インターネット上の誹謗中傷があった場合は捜査2課でそれぞれ捜査をされて、必要な対応をしていただいているということですね。分かりました。

ちょっと業務の圧迫につながっていないかということでお聞きをしました。その観点で、ちょっと人材確保についてお伺いをいたします。採用状況についてお尋ねします。

近年の長崎県警の採用試験における倍率です。もうすぐ4月になりますので新しく採用、新しい警察の仲間が増えることになると思いますが、倍率の推移、辞退率の変化など、どのように分析しているのか、お尋ねをいたします。

【初手委員長】 休憩します。

— 午前 10 時 59 分 休憩 —

— 午前 10 時 59 分 再開 —

【初手委員長】 再開します。

【緒方警務課長】 採用状況に関しましてのご質問ということでお答えいたします。

まず初めに、令和7年度におけます採用試験におきましては、受験者数につきまして、高校卒業程度ということでⅢ類試験がございますけれども、これが、受験者が195名、前年比プラス7名となっています。

一方で、Ⅰ類試験、いわゆる大学卒業程度と、これAとBございますけれども、Aは一般の試験で、BがS P I方式を利用した試験でありますけれども、これが減少しまして、A試験が81名で前年比マイナス10名、B試験が43名でマイナス13名ということで、大卒程度の試験の受験者が減少しております。

倍率につきましては、令和7年、これもⅢ類、Ⅰ類合計しますと令和7年度が2.2倍ということ

で、低い倍率となっております、10年前と、平成27年度と比べますと、当時が5.6倍ございまして、それが令和7年度時は2.2倍まで落ち込んでございます。

一方で、辞退率ということでご質問がございましたけれども、平成27年の辞退率が31.5%でございまして、令和7年度の試験における辞退率は、まだ採用が本年の4月1日になりますので、令和6年の数値で申しますと26.4%ということで、辞退率は若干減少しているのが実情でございます。

【赤木委員】詳しくご説明いただきましてありがとうございます。

やはり課題としては倍率ですね。できるだけ多くの方に警察に興味を持っていただいて、まずは採用活動につなげることが課題なのかなと。これだけ10年で5.6倍から2.2倍ということで、かなり倍率は下がっているということで、採用充足率自体はそこまで懸念はしないけれども、警察官の質として、多くの方に興味を持っていただいて、受験していただくことが課題であるという認識を私自身が持ちました。

辞退に関しては、10年前から比べると、若干改善ということで伺いました。やはり、ここというものは、これからも長崎県警が県民の皆さんの生活はもちろん、命を守るためにですね、警察官をしっかり確保していただいて、住民の皆さんと密に連携していただくことも必要だと思うので、広報の大事さというものを私自身、3年前もそうですけど、認識をしておりました。

県警の広報についてお伺いをしますが、予算は、長崎県と比べたら大分少ないと思っておりますけれども、長崎県警に関しては、以前から臨機応変にというか、とても地域密着型の、そして創意工夫がされた広報がされている印象を

持っておりました。

最近ですと南島原警察署の写真とかですね、すごくXやインスタグラムでも「いいね」が多くてですね。県民にとどまらず、全国の皆様にも見ていただいているのかなと思っております。

過去には「歌うま警察官」とか、高校の先輩にも当たるんですけど「ふくやまきんに君」ですとかですね。あと、F1「レッドブル」とのコラボなどをして映像を流していただいたり、県民の皆さんに親しみを持っていただくような取組であったり、発信の仕方がなされている印象を私自身は持っています。

最近やはり県警の仕事ですとか、発信をするに当たって、もちろん住民の皆さんのところに出向いて、いろんな活動することも必要だと思うんですけども、こういう広報媒体など、SNSもそうですが、用いて、さらに多くの方々に違う角度から発信することも、すごく大事だとは思っているんですけども、最近の各メディアといますか、例えば、「ふくやまきんに君」であれば、いろんなメディアにも出て、県警の広報活動をされたと思うんですけども、例えばいろんな警察24時とか、そういう多くの方に見ていただく中で、長崎県警がどのように連携をしているのか、もしくは今後とか、今までも、この近年の主要なメディアとの連携、県警の発信の仕方について、何か実績等があれば、教えていただければなと思います。

【初手委員長】 休憩します。

— 午前11時 4分 休憩 —

— 午前11時 5分 再開 —

【初手委員長】 再開します。

【勝野広報相談課長】 警察広報についてお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、警察広報につきましては、県民の皆様にも警察活動の理解、信頼を深めるための重要な施策だと考えております。

先ほどご指摘がありましたとおり、時代に即した情報発信ということで、令和4年2月からは県警の方でも公式のSNSの運用を開始しており、Facebook、旧TwitterでありますX、ユーチューブ、LINE、インスタグラムの5つを現在運用して、本部もしくは各警察署からも積極的な情報発信に努めているところでございます。また、ホームページ、テレビ、ラジオ等につきましても積極的に活用して、情報発信をしているところでございます。

先ほど委員からお話がありました、何か効果的な施策はということでございますけれども、1点挙げさせていただきますと、昨年、ニセ電話詐欺の防犯広報ということで、こちらの方から各報道機関に対しまして、記者勉強会というものを施策でさせていただきました。いわゆるニセ電話詐欺の手口や被害状況などにつきまして、記者、報道の方に情報を発信しまして、正しい情報が県民の皆様にも伝わるようにということで、勉強会をさせていただきました。その取組につきましても報道していただいたところでございます。

今後、こういった形で各種取組の中で広く広報を行って、効果的な情報発信に努めていきたいと思っております。

【赤木委員】ありがとうございます。全般的なお話をいただいたかなと思っております。ありがとうございます。

先ほどの採用とつながってしまうんですが、長崎県警の魅力は何だろうというところに、私自身は感じていまして、採用につなげるに当たって、もちろん今もSNSや動画の活用をされ

ていると思うんですけれども、長崎は離島があり、もちろん転勤で各地へ、皆さんも行かれたことかと思えますし、そういう特色もあり、若い人から見れば、転勤に対してのイメージ様々あるかと思えます。なので、この長崎県警独自の魅力発信というものは、ぜひ今後も発信を続けていただきたいと思いますし、私自身は、他県にない発信の仕方というのは、とても期待している部分でもありますので、今後も創意工夫の下、もちろん長崎県警の伝統を守ることも大事だと思いますけども、多くの方に親しみを持っていただく発信というものを、私自身も何か提案をしながら進めていただきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひします。

以上で終わります。

【初手委員長】ほかに質問はありませんか。

【白川委員】白川です。よろしくお願ひいたします。

私からは議案外の最後の部分、9ページにございます計画についてお尋ねをしたいと思います。

いわゆる男女共同参画についての記載かと思えますけれども、この割合について、全女性の割合の現状と、目標を引き上げていくことですので目標、そして、男性の育児休暇取得の現状と目標について、まずお尋ねしたいと思います。

【緒方警務課長】長崎県警で定めております特定事業主行動計画における現在の計画ですね、令和3年から令和7年度までの5年間における、まず女性警察官の占める割合につきましてご説明しますと、目標につきましては12%程度ということで定めておりますところ、令和7年4月現在で11.7%で、目標の最終が令和8年4月1日でございますので、最終時までには目標を達成する見込みとなっております。

また、続きまして、男性職員の育児休業取得

率につきましてご説明しますと、令和7年度がまだ出ておりませんが、目標は50%ということで定めておりました。令和6年度につきましては、91.3%取得しているということで、目標は十分達成しているということでございます。

また、令和7年度につきましては、女性の警察官の占める割合につきましては12%程度、これから5年先までに14%程度まで引き上げることとしております。

また、男性職員の育児休業取得率につきましては、期間を2週間以上、これを5年後に達成ではなく、毎年度達成ということで、毎年度85%を目標に掲げております。

【白川委員】 ありがとうございます。

それぞれお答えをいただきましたが、ちょっと確認ですけど、男性育児休暇取得の目標50%にしていたが、令和6年91%達成ということですが、こちら2週間以上という条件が付きますでしょうか。

【初手委員長】 休憩します。

— 午前11時11分 休憩 —

— 午前11時11分 再開 —

【初手委員長】 再開します。

【緒方警務課長】 現計画における育児休業の取得なんですけれども、これ期間を区切っておりませんで、1日でも休暇取得すればということになっております。

【白川委員】 ありがとうございます。

令和8年度以降の目標についても、女性の割合が14%と、男性の育児休暇については期限を2週間以上ということをつけ加えての毎年85%ということで、目標の立て方も工夫をされていて、いいのではないかなと思いますが、男性の育児休暇取得については、やはり期間が大事だと思

います。1日でもというよりは、できるだけ家事・育児に男性が参画するということが大事だと考えれば、期間を長く取れることを了としたいと思いますので、ぜひ目標達成に向けて頑張ってくださいと、周知も含めてですね、取れる環境づくりをしっかりと整えていただきたいと思

います。女性の割合ですが、12%目標が達成できそうだとこのところに対して14%と、少し消極的ではないかなと思っておりますけれども、それこそ採用だったりとか、離職率防止だったりとか、そういうことに努めていくことが重要ではないかなと思いますが、女性の職員割合が少ない理由をどのように捉えておられるか、伺います。

【緒方警務課長】 警察官として勤務する以上、業務の特性上、どうしても力が必要になってくる場面も想定されます。また、いろんな業務の中で、どうしても男女が個別に対応した方がいいという部分もございますので、結果、全国的な傾向を見まして、国が示しているところに合わせまして、14%程度ということで目標を掲げさせていただきます。

【白川委員】 ありがとうございます。

もちろん力仕事だったりとか危険な現場が多いということもあるかもしれませんが、犯罪を犯す方だったりとか、ご相談だったりとか、それこそ女性からの相談だったり、女性の犯罪者については女性の方が、例えば対応する方がいいことだったりとかということも、もちろんあると思いますので、そういった意味でも女性の採用・登用についても、公平に行っていただきたいなというふうに思っておりますが、管理職の割合は分かりますでしょうか。

【緒方警務課長】 県警におきましては、女性の管理職の割合につきましては、目標は定めてお

りません。

実情を言いますと、管理職といいますか、階級で申し上げますと、警部以上の女性警察官というのが現在12名おりまして、なかなかまだ数的に少ないというところがございますので、まだまだ目標を定めるというところまでには至っておりません。

【白川委員】 ありがとうございます。

目標は定めておらず、今12名おられるということですが、報道の方で、二課長が、女性の方が関東から、すみません、中央の方から来られるということをお伺いしております。

そういった意味で、女性の管理職は何か中央から来るというような、うちの副知事も中央から来られたというようなイメージですが、地元の採用の方々も、例えばキャリア形成だったりとかそういった研修等何か、管理職登用に向けての何か取組が行われているのであれば、教えてください。

【初手委員長】 休憩します。

— 午前11時15分 休憩 —

— 午前11時16分 再開 —

【初手委員長】 再開します。

【水田警務部長】 女性職員の幹部登用の関係でございますけれども、女性職員の職域を拡大するために現在でも、これまでも個々の能力に応じたポストへの積極的な登用というのも推進してまいりました。

また、育児中でもその能力を発揮できるポストの設置だったりとか、あと、女性職員の意見・要望を吸い上げるためのアンケートを実施してまいりました。さらには、施策の担当者が警察署に赴いて、現場の女性職員の声を聴取して施策に反映させる、こうした取組を複合的に行い

まして、女性がより一層活躍できるように取組を進めてきたところでございます。

【白川委員】 ありがとうございます。

育児中の取組だったりとか、アンケートで意見聴取を行っていただいているということでした。

警察官になられた女性の方がライフイベント、結婚や妊娠・出産等でキャリアを諦めることがないようにというところについてもですね、引き続き取組を強化していただきたいと思います。女性たちがあらゆる職場で、女性だけに限らず、全ての人が機会を等しく与えられて、望む仕事で生き生きと活躍されることを祈念しまして、質問を終わります。ありがとうございます。

【山口委員】 お疲れさまです。

1点だけお尋ねします。

連日、県民の皆様方の安全・安心のためにご尽力いただいております、ありがとうございます。

そういう状況であります、データを見ますと、事件・事故の推移、認知、検挙の状況というのが、一覧表が出てありますけれども、その中で特異な分だけ、ちょっと知能犯が、令和5年からずっと増えていましてですね。このことをどう考えられているのかなど。その知能犯というのもいろいろあるんだと思うんですが、主にどういうものを知能犯というのかも含めて、教えていただきたいと思います。

【松尾刑事総務課長】 この統計の知能犯の罪種につきましては、詐欺、横領、汚職など5つの罪種の件数の合計になります。

この詐欺の中にはニセ電話詐欺、SNS型投資詐欺等も含まれております。

ですから、知能犯が増えている大きな要因の一つとしましては、そういったニセ電話詐欺、

SNS型詐欺の増加が要因となっているような状況でございます。

【山口委員】確かに時代を反映している犯罪が知能犯ということだろうと思いますけれども、たくさん増えていますが、検挙数も増えているんですね、数もね。だけど、率で見ますと逆に、あまりにもどんどん増えている関係で、体制そのものがどうあるのかもよく分かりませんが、率そのものが若干、令和5年度から30%の検挙率が20%そこそこに今下がっている状況にあるわけなんです。このことについては、これからの取組だと思うんですが、いかがお考えですか。

【初手委員長】 休憩します。

— 午前11時20分 休憩 —

— 午前11時20分 再開 —

【初手委員長】 再開します。

【平井刑事部長】 委員ご指摘のとおり、検挙につきましては、時の情勢というか、犯罪情勢によって大きく差が出る部分があります。ただ、最近の傾向といたしまして、長崎県からも首都圏、いわゆる警視庁や神奈川、埼玉に専従を派遣して、いわゆる今までは受け子など末端被疑者の検挙ですけれども、これをやっても、いたちごっこということで、国と連携いたしまして、主犯格グループ、これらを壊滅しなければ、この種犯罪は壊滅できないということで、昨年からは、そういう新たな手法、他県と連携をして体制強化、捜査手法の向上を図っているところであります。

【山口委員】 いずれにしても、犯罪を起こす側にですね、やはりしっかり警告できるような状況も必要だと思うんですね。要は起こさせないことも、一つの仕事にあると思うんですが、そのことについてはどうお考えですか。

【平井刑事部長】 刑事部は取締り、これが主でありますけれども、生安部が受け持っています抑止対策、これを両輪として、うまくいかなければいけないと思っております。

特に抑止対策につきましては、私も生安部長を2年前しておりましたけれども、相手が大体3か月から半年ごとに手口を変えてきます。これらをいかに県民の皆様にも早く周知をして、予防対策を取ってもらうか、これがやっぱり被害防止の要となるところであります。

また、海外からの電話という話もありましたけれども、これらにつきましてもICPO等を通じて、海外の警察とも連携して捜査をしているところであり、時間を要しますけれども、確実に一歩ずつ捜査の手法、これが構築されているところであります。

【山口委員】 ありがとうございます。

いずれにしても、県民の皆さん方の安心・安全のために、なお一層のご尽力をよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

【虎島委員】 事前通告しなかったんですけども、先ほど自転車の話題がありましたので、自転車乗りの端くれとして、ちょっと気になっていることをお伺いしたいと思います。

4月1日から自転車を追い越すときの新しいルールができるということを報道等で耳にしております。十分な間隔を保つか、安全な速度で走行することと車両に対して、言われていますが、その詳細についてお伺いいたします。

【吉岡交通指導課長】 自転車の側方を通過する場合の違反につきまして、速度や距離など、委員がおっしゃった内容につきましては、そのときの場所とか、時間帯を見ながらやっていくということで、今のところは考えております。

【虎島委員】 その場所とか時間で適宜判断するというようなことかと思えますけれど、報道等によれば、十分な間隔とは1メートル開けると。また、距離が取れない場合は、安全な速度、20から30キロ程度、速度を落として横を通過するというようなことが言われております。

インターネット等で話題になっていますのは、もう自転車、追い越すことができないんじゃないかというような危惧がされています。というのはセンターラインですね。実線のセンターラインを、自転車を追い越すときに、はみ出していいのかといった情報が錯綜しているところだと思いますけども、実線のセンターラインの考え方について伺いたします。

【山口交通規制課長】 自転車を追い越すために中央線をはみ出したとき、やはり私のところにも一般の方から、そういった不安の声が上がっております。

中央線の種類は、白色の実線、白色の破線、あと黄色の実線があります。

大きな違いなんですけれども、黄色については、要は交通規制として、はみ出すと対向車線を走っている車とぶつかる危険性があるというところは黄色線です。

白の実線については、もともとカーブの見通しが悪いところとか、トンネル内とかそういったところ、法律で、もともと追越ししては駄目ですよというところについては、白です。

破線のところといいますと、あくまでも道路管理者が設置した、要は、中央がここですと明示する部分です。

そういった部分ですね、車が自転車を追い越すときというのは当然あるかと思うんですが、やはりそこについてなんですけれども、じゃあゆっくり行って車が、自転車がゆっくりなのに

追い越すことができないというのは、やはり交通の流れに反対、不便があります。

白実線、また破線については、当然安全な間隔を持っていただいて、対向車に注意して、追い越す分は問題ないということです。

黄色線については、法律を厳格に解釈すると、はみ出す行為というのはよろしくないんですけども、そうでないと、やっぱり交通が混雑するという部分があります。当然対向車にはみ出す状況が、その場合、例えば速度が何キロだったとか、そういう個々具体的に判断しないと、なかなか判断できない部分があるんですけども、黄色線を含めてですが、やはりやむを得ない状況であれば、追い越す分を止めて、あなた違反ですよと検挙するかというと、そういうわけじゃありません。

ただ、今回法律ができた部分というのは、自転車の走行通過時に車両にぶつかる事故が多いという部分があるので、あくまでもそういった、要は何メートル離せばいいかという部分なんですけれども、こういったところは速度が、車両が100キロで走っているところを1メートルで大丈夫かと、そういうわけではないという部分があります。

個々具体的に、現場の道路状況とかそういった部分で判断していくことになりますので、一概に自転車を追い越したから違反として検挙するかというと、そういうわけではないというところはご理解いただきたいと思います。

【虎島委員】 ありがとうございます。

長崎は、どうしても道が狭くて、非常に自転車の走行というのは難しい状況にあります。特に以前の法改正によって、歩道を自転車が走れないということが明確になってまいりました。

非常に肩身の狭い思いをしながら自転車に乗

っているわけですがけれども、今後ぜひ正しい情報を周知いただいて、双方安全に走行できるようにお願いしたいと思います。

もう一点、議案内での話になってしまうので、お許しただければなんですけれども、1点、気になったところで、警察ヘリの維持費というところ、1.7億円というのがございましたけれども、維持費の内訳について、もしよろしければお伺いしたいと思います。

【松尾会計課長】ヘリコプター維持費の内訳でございますけれども、燃料費、定期点検整備、ヘリコプターテレビの伝送システムに関するもの等、警察ヘリの維持に必要な経費を計上しております。

【虎島委員】運航自体の委託とかいう関係がございましたらお願いいたします。

【松尾会計課長】運航自体は、県警の職員が行っております。整備につきましても、県警の職員が行っております。

【虎島委員】ありがとうございます。

県の防災ヘリは業者に委託しているということでした。特に最近話題のドクターヘリにつきましては、機材から運航まで、全て委託しているということでお伺いいたしました。

非常に整備士不足というところで、全国的な課題にはなっております。警察内での整備ということの在り方について、その人材確保といったところで、問題がないかというところをお伺いします。

【松尾会計課長】ヘリコプター整備士につきましては、委員ご指摘のとおり、非常に厳しい状況というのは県警でも把握しておりますけれども、県警としては、計画的に整備士を確保しております。現在のところ十分確保できております。パイロットについても同様でございます。

【虎島委員】ありがとうございます。

県が所有しているヘリを県警の整備士にお願いするということが可能なのかというところはいかがでしょうか。

【松尾会計課長】ヘリの整備につきましては、その機種によりまして、整備する資格が個別に異なっておりますので、全く同じ機種でないと整備ができないということになります。ですのでパイロットもそうですけれども、県警の整備士等が県のヘリコプターの整備をすることはできないと理解しております。

【初手委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩をいたします。

— 午前11時31分 休憩 —

— 午前11時33分 再開 —

【初手委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き、出納局・各種委員会事務局関係の審査を行います。

しばらく休憩し、11時45分より再開をいたします。

— 午前11時33分 休憩 —

— 午前11時42分 再開 —

【初手委員長】それでは、委員会及び分科会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

【初手分科会長】まず、分科会による審査を行

います。

予算議案を議題といたします。

会計管理者より、予算議案の説明を求めます。

【井手会計管理者】出納局関係の議案についてご説明をいたします。

出納局・各種委員会事務局の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は骨格予算でありますので、2ページ中段に記載のとおり、1、人件費等の義務的経費のほか、2、3の内容について予算を計上いたしております。

歳入予算総額は18億1,184万9,000円で、各種手数料収入16億5,958万1,000円が主なものであります。

歳出予算総額は4億6,134万4,000円で、3ページに記載しております出納局職員の給与費など3億2,515万9,000円、会計事務の管理運営に要する経費1億3,618万5,000円が主なものとなっております。

債務負担行為につきましては、事務用消耗品の集中調達に係る経費、公金収納事務に係る経費、財務会計システム運用・維持管理業務委託に係る経費及び物品関係システムの運営に係る経費であります。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分について、

ご説明をいたします。

4ページをご覧ください。

歳入予算の主なものは、各種手数料収入の減及び歳計現金の預金利子収入の増によるものであります。

歳出予算の主なものは、職員給与費の過不足調整に係る減及び会計事務の管理運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和7年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和7年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和7年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】次に、監査事務局長より、予算議案の説明を求めます。

【桑宮監査事務局長】失礼します。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の5ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は骨格予算でありますの

で、1、人件費等の義務的経費、2、経常的な管理経費及び継続事業費、3、その他事業の執行上、当初予算に計上を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上いたしております。

歳出予算総額は1億7,555万6,000円で、その主なものは、監査委員や事務局職員の人件費並びに事務局運営に要する経費であります。

6ページをご覧ください。

第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算の主なものは、職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和7年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和7年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和7年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】次に、人事委員会事務局長より、予算議案の説明を求めます。

【小畑人事委員会事務局長】それでは、人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の7ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であ

ります。

まず、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は骨格予算でありますので、1、人件費等の義務的経費のほか、2、3などについて予算を計上いたしております。

歳入予算で、（目）雑入166万円を計上いたしておりますが、その主なものは警察官採用共同試験受託に伴う収入であります。

次に、歳出予算総額は、1億5,835万5,000円を計上いたしておりますが、このうち、（目）委員会費799万3,000円は、委員3名分の報酬及び委員会運営に要する経費、（目）事務局費1億5,036万2,000円は、事務局職員の給与及び県職員採用試験、給与勧告、公平審査など事務局運営に要する経費であります。

債務負担行為につきましては、試験関係システムの運營業務に係る経費を計上いたしております。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算につきましては、その主なものは、（目）事務局費149万2,000円の減で、これは職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和7年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和7年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和7年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】次に、労働委員会事務局長より予算議案の説明を求めます。

【小畑労働委員会事務局長】それでは、労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の10ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は骨格予算でありますので、1、人件費等の義務的経費のほか、2及び3などについて予算を計上いたしております。

歳出予算総額6,998万8,000円を計上いたしておりますが、このうち、（目）委員会費2,525万9,000円は、委員15名分の報酬及び労働争議の調整、不当労働行為事件の審査など委員会運営に要する経費であります。

（目）事務局費4,472万9,000円は、事務局職員の給与費及び労働争議、不当労働行為事件の調査など、事務局運営に要する経費であります。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）委員会費159万2,000円の減を計上いたしておりますが、これは、委員会運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

（目）事務局費82万4,000円の減を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和7年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和7年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和7年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】次に、議会事務局長より予算議案の説明を求めます。

【中尾議会事務局長】議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の12ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は骨格予算でありますので、1、人件費等の義務的経費のほか、2、3として記載のものなどについて予算を計上いたしております。

歳出予算総額は、12億9,160万4,000円であり、その主なものは議員報酬及び議会運営に要する経費であります。

債務負担行為については、ハラスメント専門相談窓口業務委託に係る経費などを計上いたしております。

13ページをご覧ください。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、前年度の政務活動費交付金の精算に伴う返還による雑入の増を計上いたしております。

歳出予算の主なものは、議員報酬及び議会運営に要する経費の執行見込額の減であります。

最後に、令和7年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和7年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和7年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】説明が終わりましたが、午前中の審査はこれにとどめて、午後は1時30分から再開し、引き続き出納局各種委員会事務局の審査を行いたいというふうに思います。

しばらく休憩をいたします。

— 午前 11時56分 休憩 —

— 午後 1時27分 再開 —

【初手分科会長】分科会を再開いたします。

午前中で予算議案の説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

【赤木委員】お疲れさまです。

1点だけお伺いしたいと思います。

資料は、予算決算委員会総務分科会説明書、横長資料の6ページになります。

ここで、キャッシュレス収納による各種手数料について、16億5,958万1,000円が予算として計上されておりますが、その内訳について教えてください。

【山道会計課長】この16億5,958万1,000円でございますが、これは各機関において設定をされています。

例えばパスポートの申請に係る手数料であったり、免許証の更新に係る手数料が主なものでございますが、そういったものを出納局において計上しているものでございます。

これは過去に証紙収入という形で計上をさせていただいておりましたが、今回、証紙を廃止いたしまして、キャッシュレス等による収納という形を取らせていただいているものです。

【赤木委員】ありがとうございます。

この収入が昨年度、予算ベースであるんですけども、9,700万円ほどです。約1億円が減となっております。民間だったら、かなりなダメージ、17億円売上げあったのが16億円になるわけだから、かなりのダメージだと民間だったら受け止められるのですけども、今回、その減となった理由についてお伺いいたします。

【山道会計課長】対前年度の比較においての減でございますが、これは以前、証紙において収入をしていたときも、そういう傾向はございましたが、年々手数料のパイが小さくなってきておるところです。分析はできておりませんが、恐らく、人口減少等による納付される方の減少等も含まれるのではなかろうかと考えております。

証紙のときもそうでしたが、年によって増減

がございます。手数料が多く入る年、入らない年というのがございますが、大体傾向としましては減少傾向にありまして、大体1割から2割程度は減少しているようなトレンドでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。多少波があるにしても、減少傾向だというお話をいただきました。

先ほどもありましたが、以前、証紙で対応していたものが、こういったキャッシュレス対応できるようになりましたので、今回の減となったのは、キャッシュレスが影響したわけではないということだと理解をいたしました。

ただ、この減少傾向であるとするならば、キャッシュレスを導入するに当たって、いろんな設備投資を行ってきたかと思えます。本来であれば、投資をするに当たっての費用対効果、いつになったら投資効果が出るのかという想定の上、今回、導入されていると思えますが、収入が減少することによって、その期間が長くなってしまふ、そういった懸念はあるのでしょうか。

【山道会計課長】 移行につきましては現在、導入移行時期が令和7年の1月からでございますので、年間のデータというのがまだ整っていないような状況ではございます。

キャッシュレス決済等を導入する以前に試算を行いまして、その際には、委員ご指摘ありましたように、初期の機器類の投資がございまして、その更新費用等も見込みますと、おおよそ10年ぐらいで、費用対効果が見込まれると試算しております。先ほどおっしゃったような、減少傾向にある中で費用対効果が見込まれるのかというのは、不確定要素ではございます。

一方、以前の経費の中には、証紙の印刷経費等が含まれておりました。これにつきましては現在、他県等の聞き及んでいる中では、かなり

印刷経費が高騰して5倍から6倍とか、そういうふうな傾向にあるということを知っておりますので、そこは試算の中には含まれておりません。そういったものを加味すると、そこは十分取れるのではなかろうかと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。

お金では測れない利便性もですね、たくさんあるのかなと思っています。もちろん今おっしゃったように本当、様々な原価高騰している中で、このキャッシュレスの利便性であったり、もちろん県民サービスに資するものでもあると思いますので、引き続き注視をしていただきながら、多分、会計課ではなくて、パスポートとか免許証とかは、違う部局になると思いますが、この収入が下がっていくことの影響ということをちょっと懸念をしている部分がありますので、私自身も注視しながら、見ていきたいと思っておりますが、ご説明ありがとうございました。

【初手分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 ほかに質問もないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第52号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ

可決すべきものと決定されました。

【初手委員長】次に、委員会による審査を行います。出納局及び各委員会事務局においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

まず、人事委員会事務局長より所管事項説明を求めます。

【小畑人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係説明資料の2ページをご覧ください。

令和7年度県職員採用試験についてであります。障害者を対象とした選考試験、警察官Ⅲ類（男性・女性）の採用試験及び大学卒業程度C試験として、技術系9職種に係る試験を実施し、最終合格者を発表いたしました。

受験者数、合格者数及び競争倍率につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【初手委員長】次に、労働委員会事務局長より、所管事項の説明を求めます。

【小畑労働委員会事務局長】それでは、労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

同じ資料の3ページをご覧ください。

（調整事件について）

労働組合と使用者との間で生じた労働争議の調整につきましては、今年度において、現在まで取り扱いました事件は4件であり、いずれも現在調整中であります。

（審査事件について）

労働組合法に基づく使用者の不当労働行為の

審査につきましては、今年度において新たな申請はなく、現在審査中の事件はございません。

（個別的労使紛争について）

労働者個人と使用者との間で生じた紛争のあつせんにつきましては、今年度において、現在までに取扱いをしました事件は4件であり、1件は解決、1件は打切りにより終結、2件は現在調整中であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【初手委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【山道会計課長】失礼します。

「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

出納局所管の1,000万円以上の契約について、令和7年11月から令和8年2月までの実績は、記載のとおり9件となっております。

また、入札結果につきましては、3ページから11ページの記載のとおりでございます。

以上でございます。

【初手委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付をいたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

陳情書について何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について、整理をしたいと思います。

しばらく休憩をいたします。

— 午後 1時40分 休憩 —

— 午後 1時40分 再開 —

【初手委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

引き続き企画部関係の審査を行います。

しばらく休憩し、13時55分より再開をいたします。

— 午後 1時41分 休憩 —

— 午後 1時52分 再開 —

【初手委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより企画部関係の審査を行います。

【初手分科会長】まず、分科会による審査を行います。予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

初めに、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち企画部関係についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時期の関係もあり、骨格予算でありますので、人件費等の義務的経費、経常的な管理経費及び継続事業費、その他事業の執行上、当初予算に計上を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上いたしております。

予算額は、歳入予算で15億8,729万8,000円、歳出予算で4億5,952万7,000円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、企業版ふるさと納税について、企業への効果的なPR活動等の実施に要する経費や外部デジタル人材を県と市町が共同利用し、課題解決を行うために要する経費等であります。

債務負担行為については、ドローンプラットフォーム使用料に係る令和9年度に要する経費を計上いたしております。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち企画部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で3億2,849万円の増、歳出予算で3,494万4,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、データ連携基盤のシステム改修や開発等に要する経費の減等あります。

最後に、令和7年度の予算につきましては、今

議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって、令和7年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【白川委員】すみません、1点お尋ねをしたいと思います。

企業版ふるさと納税対策費ということで617万6,000円が計上をされております。こちらについては、私が一般質問でさせていただきました、産業人材育成奨学金アシスト制度の財源である基金に積み上げられているものと思ひまして、ちょっとお尋ねをしたいんですけれども、やはり多くの奨学金返済に悩む若者たちを支援するために、今回、拡充をお願いした質疑だったんですけれども、まずは、この財源が非常に重要であるという観点から、そのPRも非常に重要であると考えております。

そういった中で、この617万円という予算の中で、一番下の丸の1、2、3とあります「企業へのPR活動が行われている」というふうに記載されておりますが、具体的にどのようなことをされているのか、教えてください。

【山下政策調整課長】ただいまのお尋ねをいただきました企業へのPR活動の内容でございます。

寄附額の増加に向けた企業のPR活動といたしましては、企業の経営者等と面談を行いまし

て寄附をお願いしているほか、それを補完する意味合いで、電話ですとかダイレクトメールでも寄附のお願いをしているところがございます。

また、本県出身の経営者の皆様に寄附をお願いするとともに、本県の応援団として情報発信に協力をお願いする観点から、県人会ですとか、それから長崎ゆかりの交流会、こうした場においても、企業版ふるさと納税についてPRを行っております。令和8年度においても継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、広報面、主に広告という部分になりますが、こちらにも本県ゆかりの企業の皆様に、本県の企業版ふるさと納税の取組を知っていただくために、年末年始の人が動く時期に、例えば空港ですとかバスターミナル、それから駅といったような交通拠点においてポスターを掲出したり、あるいは、デジタルサイネージに広告を掲出したりといったような広報にも取り組んでいるところがございます。

このほか、県人会の広報誌を活用した広報にも取り組んでおりまして、令和8年度においても、こうした広報活動に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【白川委員】ありがとうございます。具体的に教えていただきました。

金額が金額だけに、なかなか大きな媒体とか数量とか、郵送とか、そういうことは難しいのかなということ想定しての質問でしたけれども、足を使つての企業面談ですとか、DMは恐らくメール等だと、お金はかからないというようなことだったり、ゆかりの会にも足を運んでいただいたり、人に多く、目に留めてもらえるような交通拠点へのポスター掲示など、少ない予算の中で効果的に行っていたいただいているのかなというふうに思いましたけれども、このアシスト事

業については、寄附が減ってしまうと、なかなか厳しい状況にあるということも、産労部の方でもお伺いしておりましたので、ぜひですね、ここの予算、もし増やせるのであれば、PRももっとしっかり行えるように、ぜひともお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

【初手分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質問がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第52号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【初手委員長】次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

企画部長より、所管事項説明を求めます。

【早稲田企画部長】企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。お手元の総務

委員会関係説明資料をお開き願います。

（総合計画の周知・啓発について）

「長崎県総合計画みんなの未来図2030」については、県民の皆様、その趣旨や方向性を広くご理解いただき、それぞれの立場で主体的に長崎県づくりへご参画をいただきながら推進を図っていくことが重要であると考えております。

そのため、計画策定後、速やかに県ホームページへの掲載やSNSの活用、冊子の配付を行うとともに、昨年末に長崎市で開催した人口戦略フォーラムにおいて、県内外の参加者の皆様に対し本計画の内容を紹介するなど、周知・啓発に努めているところであります。

また、本年1月から2月にかけて、県内8か所で説明会を開催したほか、県の広報誌や県政番組等の各種広報媒体を通じた幅広い発信にも取り組んでおります。

今後においても、教育機関や県内企業・団体等と連携しながら、若者・女性をはじめ、県民の皆様から直接ご意見をお聞きするような双方向の取組を推進してまいりたいと考えております。

県としては、本計画の実効性が高まるよう、こうした取組を積み重ねながら、周知・広報を一層進め、県民の皆様の県政への積極的な参画を促進してまいります。

（民間企業との連携について）

昨年12月22日、県と株式会社ポーラは、メイクやコミュニケーション技術等のリソースを生かし、県民の皆様に対する多様性の理解促進や結婚・子育て支援など地方創生の推進を目的とした包括連携協定を締結したところであります。

今後、双方の資源やネットワークなどを有効活用しながら、若者・女性の活躍推進をはじめ、地域振興や県民サービスの向上に連携して取り

組んでいくこととしております。

引き続き、県内外の民間企業等と連携の上、地方創生のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

（ながさきDX推進プラン（案）について）

本県では、AI、IoT、ビッグデータなど次世代を担う情報技術の急速な進展や人口減少・少子高齢化への対応等の社会情勢を背景に、県民の豊かで質の高い生活の実現を目指して、ICTの利活用やデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する様々な施策を展開してまいりました。

こうした中、現行の「ながさきSociety5.0推進プラン」が今年度で終期を迎えることから、新たに本県におけるデジタル社会の実現に向けた施策の方向性を「ながさきDX推進プラン（案）」として取りまとめたところであります。

「ながさきDX推進プラン（案）」については、計画期間を令和8年度からの5か年とし、長崎県総合計画に掲げる目標を実現するための各種施策をDX・デジタル技術活用により推進する視点から「こども・くらし・まち」、「しごと・にぎわい」及び「行政」の3つの柱で構成し、19の分野における目指す姿と主な取組、成果指標（数値目標）をお示ししております。

今後、これらの施策を着実に実施し、本県におけるデジタル社会の実現を目指してまいります。

（デジタル化・DXの推進について）

本県では、県や市町、民間が保有する多様なデータを活用し、地域課題の解決や新たなサービス創出につなげることを目的として、令和3年度に市町と共同で「つながる長崎・データ連携基盤」を構築し、令和4年度から本格的に運用しているところであります。

これまでオープンデータカタログサイトの開設や防災・観光・公共施設等の情報を地図上で一元的に確認できる地図ダッシュボードの公開に加え、民間事業者がデータを利活用しやすい仕組みを整えることによる官民連携のサービス創出にも取り組んでまいりました。

一方、データ連携基盤については、デジタル技術の進歩とともに、費用対効果や長期的な持続性、分野横断的なデータ連携等の課題も明らかとなってきたところであります。

また、国においては、将来のAI活用も見据えた行政データの共有・整備に向けた新たな動きが進んでいるほか、民間事業者が提供するオープンデータカタログサイトの機能が強化されるなど、データ利活用を取り巻く環境が大きく変化しております。

県としては、こうした状況を踏まえ、本年度、今後のデータ連携基盤の在り方について、市町のご意見もお伺いしながら検討を行った結果、現行サービスの代替措置を講じた上で、当面の間、データ連携基盤の運用を休止し、国の動向等も注視しながら、さらに検討を深めることといたしました。

今後とも市町等と連携を図りながら、効果的・効率的なデータ利活用に取り組んでまいりたいと考えております。

また、県においては、国家戦略特区制度等を活用しながら、様々な分野において、先端的なドローンサービスの社会実装の促進に取り組んでおります。

去る、2月19日には、五島市において、国家戦略特区制度による調査事業として、そらいいな株式会社等により、今年度2回目となるドローンのエリア単位でのレベル4飛行による実証が行われました。

これは、昨年11月20日に新上五島町で行われた全国で初めてとなるエリア単位でのレベル4飛行実証を踏まえ、医薬品等を複数の目的地へ配送する際の要件や安全確保措置等についての検討を深めるために行われたものであります。

今後とも、様々な分野におけるドローンサービスの早期実装を推進するとともに、ドローンサービスの活用による地域課題の解決に向けて、力を注いでまいりたいと考えております。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【山下政策調整課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出しております企画部関係の資料について、ご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和7年11月から令和8年2月までの間に、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、島原半島振興対策協議会ほか3団体からの要望及び長崎県離島振興協議会ほか1団体からの要望の計2件となっております。

それぞれに対する県の取扱いにつきましては、2ページから9ページに記載のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手委員長】次に、デジタル戦略課長より補足説明を求めます。

【直塚デジタル戦略課長】私から、ながさきDX推進プラン（案）につきましてご説明をいたします。

資料は全体版と概要版の2種類ございますが、本日は「概要版」と記載のある資料を用いてご説明をさせていただきます。

まず、資料の2ページをご覧ください。

本プランは、現行のながさきSociety5.0推進プランの後継計画として策定するものでございまして、長崎県総合計画に掲げる目標をデジタル技術の活用という観点から、具体化するために策定した個別計画として、今後の方向性と取組をお示しするものでございます。

計画期間としましては、令和8年度から12年度までの5年間としております。

本プランの策定に当たり、まず背景としまして、人口減少、少子高齢化、労働力不足、災害の激甚化・頻発化など、社会経済情勢がますます複雑・多様化する中、こうした変化を的確に捉えながら様々な分野において、デジタル化やDXの推進をはじめ、最先端技術の効果的な活用を加速する必要があります。

また、本県は、離島半島地域が多いという地理的特性からデジタル技術を活用し、医療・介護や教育など日常生活に必要なサービスを安定的に提供しながら、地域社会機能を維持・確保していくことが重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、本プランでは、暮らし、仕事、行政等の分野でデジタル技術を活用し、課題解決と新たな価値創造を一体的に進め、人とデジタルが共創し、県民が豊かさと安心を実感できる持続可能な地域社会を目指し、その実現に向けて、安心して便利に暮らせるデジタル社会、AI等の先端技術を活用した持続可能な地域経営、新技術実装連携“絆”特区等を活

用した先端技術の実装、地域社会を支える持続可能なサービスの提供、安全・安心なデジタル基盤の確立、この5つの項目について、具体的な取組をお示ししております。

続いて、資料の3ページをご覧ください。

本プランを推進するに当たりましては、7つの視点を持って取り組んでいく必要があると考えております。

具体的には、1、県民起点の価値創出、2、官民連携と共創、3、データの利活用、4、セキュリティと信頼性の確保、5、人材育成と組織変革、6、イノベーションと実証フィールド、7、戦略的な情報発信を掲げておりまして、こうした多角的な視点を持ちながら取組を進めていくこととしております。

また、右側の5、推進体制につきましては、副知事をC I Oとするデジタル戦略会議を中心に、庁内一体の取組を進めるとともに、産学官や市町との連携を強化し、県全体としてDXの推進力を高めてまいりたいと考えております。

次に、資料の4ページをご覧ください。

施策展開の方向性としまして、施策体系を3つの柱、19の分野に整理し、それぞれの「めざす姿」の実現に向け、各種施策を推進することとしております。

まず、柱1の「こども・くらし・まち」のDXでございます。

この柱の「めざす姿」は、誰もが安心して暮らし、学び、育てることができるスマート地域社会としております。

まず、DXによる子育て環境整備と多様な学びの保障についてでございます。

例えば、子育て分野では、プッシュ型の情報発信や保活手続のワンストップ化、AI見守りなどの保育ICTの導入などを進め、子育てを

支える環境をデジタルで整備していくこととしております。

また、遠隔教育の充実や情報モラル教育の推進など、多様な学びの保障にも取り組んでまいります。

次に、生活関連分野のスマート化についてでございます。

医療・介護分野では、オンライン診療や電子カルテの普及、介護テクノロジー導入への支援を進めるとともに、サイバーセキュリティ対策の推進や、廃棄物監視業務のデジタル化など安全・安心で環境にも配慮した社会づくりを進めていくこととしております。

続いて、インフラ・防災・移動分野を支える先端技術の活用についてでございます。

こちらは、例えばドローンや、3次元データを活用したインフラ点検や防災情報システムの高度化に取り組むほか、自動運転などの次世代モビリティの導入などを促進させ、移動の利便性を高めていきたいと考えております。

続いて、5ページをご覧ください。

柱2の「しごと・にぎわい」のDXでは、デジタルで稼ぐ力と交流が創出され、活力と魅力が循環する地域社会を目指しております。そのために事業者への伴走型支援やAI等を活用するスタートアップ支援、農林水産業のスマート化など、生産性と収益力の向上に向けた取組を進めてまいります。

あわせて、観光データを活用した戦略的な情報発信やデジタルマーケティングを活用した県産品のブランド化の取組のほか、移住や関係人口の拡大に向けた情報発信などの取組、地域ブランド価値の向上を図ってまいります。

続きまして、柱3の行政のDXでございます。

ここでは行政運営が効率化され、最適な行政

サービスが利用できる地域社会を目指し、A I・R P Aによる業務効率化や、デジタル人材の育成・確保、行政手続のオンライン化など、行政運営の効率化と行政サービスの向上を総合的に進めていくこととしております。

以上がながさきD X推進プランの概要でございます。詳細につきましては、全体版に記載のとおりでございます。

私からの説明は以上となります。どうぞご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【初手委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問ありませんか。

【大場委員】 幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、先ほど説明がありましたながさきD X推進プランについてであります。

また新しく、今度5か年を進めるに当たって、これから先の次代を担うものとして、非常に重要性が増しているプランだと思えます。

このプランについて、県下各市町、各自治体に対して、どのような形で周知を行っていきたいと考えているのか、お願いをいたします。

【直塚デジタル戦略課長】 本プランにつきましては、策定段階から市町にも意見照会を行っております。策定後につきましても、市町との連携会議などの場を通じて、丁寧に説明をしていくこととしております。

【大場委員】 ありがとうございます。

そういった中でも県が考えるレベルのもの、各自治体が今後、このプランに沿ってという形になろうかと思うんですが、やはりそういった中でも一部自治体とすれば、そういうことができる職員を含めての体制であるとか、そういったところに不安を覚えているところがあるということをお聞きをいたしておりますので、本プランを基にしていくに当たっては、各市町に対してどのような形で推進を取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

【直塚デジタル戦略課長】 委員ご指摘のとおり、市町のD X推進におけるデジタル人材の不足というのが大きな課題となっております。本プランの中では、県と市町が連携しまして、先日の概要説明の際にも説明をさせていただきました県市町デジタル人材共同利用事業なども活用しながら、外部デジタル人材の共同利用に取り組むなど、県がハブとなって県全体のD Xを加速させていくこととしております。

あと、市町の関係で申し上げれば、データの利活用につきましては、先ほど部長からも説明がございましたように、これまで県と市町で共同運用してきたデータ連携基盤を今年度で一旦休止することとはしておりますが、市町との協議の場などを活用しまして、データを活用した新たな住民サービスの創出に向けて、検討を継続してまいりたいと考えております。

【大場委員】 ぜひですね、そういった形で各自治体、取りこぼしがないように、このプランとして県が一つになって取り組むに当たっては大きな力を発揮するであろう、想像できますので、先ほど申しあげましたとおり、各自治体が温度差というか、推進の中での取りこぼしというか、そういうことがないような取組をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、先ほど、要望書の中にちょっと関連するんですが、水無川流域の活用について、これはドローンの活用です。長崎県が特区を申請いたしましたして、その中で、各地域で今、レベル4によります実証実験が進められております。

その中で島原半島、島原市でも今年度、令和7年度の先端ドローンソリューション社会実装支援補助金を活用いたしまして、この水無川流域での、そういった実証実験に取り組んできております。

島原市としては、雲仙普賢岳からの復興のために、水無川流域を活用した取組を進められています。無人化施工であったりとかそういったことで、これまでもずっと取組を進められてきております。

そういった場合ですね、このような危険な場所での新たな点検、測量、時系列のデータの収集などということで、ANAホールディングスさん、この事業が、県のこの事業を活用して、ANAホールディングスさんと共同でいたしまして、ドローンを活用した実証実験に取り組まれました。

これは先日、マスコミ等々でも公表になりましたので、ご存知かとは思いますが、そういった市としては、さらに取組を進めていきたいと考えておりますが、まずは県として、この取組の成果、この取組についてどのようにお考えでしょうか。

【直塚デジタル戦略課長】 まず、今回、ANAホールディングスが県の補助事業を活用して実証を行った背景と目的について、簡単にご説明させていただきますと思います。

2024年の能登半島地震におきまして、大型ドローンによる観測にANAホールディングスさんは取り組まれたわけでございますが、被災地

まで機体を運搬するのに時間を要したというような課題があったと伺っております。

そこで、今回の実証におきましては、無人化施工発祥の地である水無川砂防指定地を舞台に、より機動的に運用できる小型固定翼ドローンを活用いたしまして、平時には、老朽化が進む橋梁や鉄塔などのインフラ設備の点検を行い、災害時には、土砂崩れや地面のひび割れといった地表変化などの調査を目的に実証が行われたものでございます。

成果といたしましては、小型の固定翼ドローンでも長距離かつ高速での飛行で、問題なく測量、点検を行えたこと。さらには、従来のマルチコプター型ドローンと比較しても、現場の作業を大幅に削減することができ、費用対効果の高いサービス提供であることを確認できたという点は、県としましても、高く評価をしているところでございます。

【大場委員】 ありがとうございます。

先般、この事業を行う際、ANAホールディングスさんの役員、また担当の皆様、そして島原市長はじめ、意見交換会がありまして、その場にも私も出席をさせていただきました。

実証実験をちょうど行われた後ということで、実際的に、率直にお聞きをいたしました、どうでしたかということで。そうしましたらANAさん側としても、非常にいい意見ができましたと。非常に好感触でございまして、島原市としても今後、この体制というか、この関係を深めていって、さらなる展開を目指したいというようなことを考えておられるようでございます。

市長は先ほど、今、離島の方では、海を隔てての物流の方もありますけども、島原市としても、対岸もありますので、対岸にあっては今、様々な中で熊本県はもう非常に、半導体の中で

注目を集めています。そういった物流の関係として非常に伸びしろがある熊本県で、島原市、対岸でありながらも、水無川を使って物流の拠点としてできないかと、そのような構想も一部考えられているようでございますけども、そういった今後、ANAホールディングスさんと、さらに島原市、この展開については進めたいというような意向をお持ちのようでございますが、そのようなことに対して今後、県の取組、もしくは、その視点等々の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

【直塚デジタル戦略課長】 今回の取組につきましては、ANAホールディングスさんと地元の建設コンサル、そして島原市さんの方がコンソーシアムを組んで事業を進められておまして、こうした地元自治体が事業に入り込んだ取組につきましては、引き続き県としても、しっかりと側面的に支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

【大場委員】 その点につきましては、ぜひお願いしたいと思います。

交流会の中でお話を伺った限りには、本当に物すごくいい感触だったのだなというふうなことを私も感じてまいりましたので、その展開がさらに深まっていくことを、期待をいたしております。

最後に、要望にありましたとおり、最終的には水無川周辺をドローンの聖域、そういったところをですね、位置づけできないかと。拠点、要は、全国の様々なドローン実験であるとか、ドローンの講習会等々を含めた中での拠点として、整備できないかというふうなお考えもをお持ちのようでございますが、その点については、県はどのようにお考えでしょうか。

【直塚デジタル戦略課長】 水無川流域につつま

しては砂防ダムといった、リアルな構造物がございまして、さらには、広大な無人化施工エリアとしての魅力も備えていると認識をしているところでございます。

ドローン操縦の訓練でありますとか、実証フィールドとしての活動につきましては、今年の2月に島原市や、地元のドローンスクール、県内のドローン事業者と現地で協議を行ったところでございまして、今後は砂防指定地を管轄する国交省なども交えながら、ドローンの拠点施設としての活用を一緒に検討してまいりたいと考えているところでございます。

【大場委員】 ありがとうございます。ぜひとも後押しをお願いしたいと思っております。

ANAホールディングスさんとの関係、また別なところからも、こういったドローンの実証実験についての問合せも来ているようでございますので、そのようなことも含めまして、この島原半島、そして、島原市でのこの取組についてのご支援をぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまです。

私も大場委員の関連、ドローンのことでお問い合わせをしたいと思います。

私も、この3年間の間にドローンオペレーター育成支援補助金を活用させていただきまして、資格を取らせていただきました。本当にありがとうございました。

その中で私自身も、ほかのドローンの仲間も資格を取るに当たって、すごく有意義な制度であったと認識しておりますが、これまでのドローンの取組と主な実績、成果についてお尋ねをいたします。

【直塚デジタル戦略課長】 県といたしましては、

様々な分野でのドローン活用を推進するために、令和6年度からドローンワールドプロジェクト事業として、オペレーター人材の育成でありますとか、サービスの社会実装支援、あとドローンプラットフォームを通じたマッチング支援など、サービスの需要と供給の両面から支援を行ってきたところでございます。

具体的には、まずオペレーター人材の育成につきましては、この2年間で、国家資格と民間資格合わせて約100名の資格取得を支援してまいりました。

その結果、事業者内の資格保有者が増加し、例えば建設業者が農薬散布などの異業種に参入し、新たなサービス展開につながったほか、業務の効率化によって、担い手不足の解消につながるといった事業活動の効果について、具体的な声を事業者の方から伺っているところでございます。

また、先端ドローンサービスの社会実装支援につきましては、この2年間で4件の事業を支援しておりまして、例えば固定翼ドローンによる保冷品配送でありますとか、海岸漂着ごみのドローン運搬など、既に実装段階に入っているものもでございます。

その他の事業につきましても、実装に向けた調整が進められておりまして、県としても引き続き、側面的な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、ドローンプラットフォームを活用したマッチング支援につきましては、専用サイトを開設した令和6年7月以降、同じサイトを運用している6都道府県の中で最多となる75社の登録があつておりまして、さらには、このプラットフォームを通じて20件の成約が生まれるといったマッチングが、着実に進展をしているところ

でございます。

県といたしましては、ドローンを一つのパッケージとして、これまで実施してきたドローンワールドプロジェクト事業につきましても、一定の成果が得られたものと考えておりまして、今後はドローンだけでなく、その他の次世代モビリティなどについても、地域の課題解決につながる先端技術の活用策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。

この間ですね、着実に成果を上げてきたお話を伺いました。

私自身もドローンを飛ばして思うこと、例えば、先端の実装の話もありましたけども、一般の社会で分かりやすく言うと、例えば私が普通運転免許を取って、先端技術でF1を運転できるかということ、なかなかそこに至らない。なので、今まではそういう免許を取るための支援をずっとしてきて、やっぱり県としては、先端技術で、すごく目立ちますので、そこを取り組みたい意味も分かりますし、やるべきではあるんですけども、その中間をいかに育てていくかということもすごく大事だと思っています。

なので、その段階をこれからも育てることに目を向けていただきたいと思っておりますし、私、今回の支援補助金を使って、目視外と夜間飛行も飛ばせるようになりました。

目視外は、もちろん遠く離れたところを飛ばすということもありますし、FPVといってゴーグルをつけて、それは完全に自分の視界を遮るんですけども、ドローン操縦、ドローンに乗っている感覚で飛ばすことができるFPV、夜間は、分かりやすく言えば花火とかですかね、飛ばすような、夜景もそうなんですけど、飛ばすんですけども、今回、国家戦略特区せっかく

取得しましたし、やはりその中間をいかに育てるかということも考えていただきたいなと思っています。これは、お金をかけるというよりは、いかに規制緩和であったり、PRに関わってくるかなと思いますが、空創祭ですね。昨年ドローンのイベントをハウステンボスで、私も行かせていただきましたが、それはやはり多くの方にドローンに親しみを持っていただくこととか、もちろん何かビジネスにつなげることも大事だと思いますし、これは私、続けてほしいと思っているんですけども、それ飛ばせるフィールド、例えば夜間飛行だったり、目視外でやって、FPVであったり、先ほどもフィールドの話がありましたけど、ここで飛ばせるんだ、技術を学ぶことができるんだと。

例えば、さっきの花火をもう県を挙げて飛ばすことができますという目的をしっかりと明確に打ち出すことができれば、日本全国から実はドローンの技術者、飛ばしたい人たちは、お金を払ってでも長崎に来て飛ばして、それがまたPRにつながったりとかですね。そういうドローンを持っている方々の熱量とか技術を試したいとか、そういう思いを持っていますので、そこは検討していただいてですね。今資格を持っている人たちが、いかに長崎でまた仕事をしたいとか、チャレンジできる環境というものは、その中間を育てるということで考えていただきたいなと思っていますが、この国家戦略特区を今後使って、どのようにですね、県の産業を育てていくことにつなげていこうと考えているのか、お尋ねをします。

【直塚デジタル戦略課長】令和6年6月に国家戦略特区の指定を受けて以降、内閣府の先端的サービスの調査実証事業を活用いたしまして、ドローン配送の実証などを進めてきたところでご

ざいます。

先ほど部長の方からも、説明にありましたように、去年の11月には新上五島町におきまして、全国初となるエリア単位でのレベル4による医薬品等の配送の実証が行われたところでございます。

一方で、これまで取組を進めていく中で、レベル4飛行に関する制度での課題も明らかになってきたところでございます。

例えばレベル4飛行に用いる第一種型式認証を受けた機体が国内には、現時点で、まだ1機種しか存在しないということ。また、国への飛行許可や承認に要する手続きが煩雑で、申請に多くの期間や工数を要するということが、このレベル4飛行の普及に向けた障壁になっていると考えているところでございます。

県といたしましては、新技術実装連携“絆”特区で掲げている、ドローンによるオンデマンド配送の実現でありますとか、ドローンを取り巻く、先ほど赤木委員からも話のあった各種規制の緩和に向けて、事業者などとも連携しながら、引き続き国に対して、規制制度改革の提案を行ってまいりたいと考えているところでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。

様々な規制緩和ですね。私も飛ばすに当たってDIPSというもので、いろいろ申請をするんですけども、やはりとても時間がかかったり、何度もやり直しをさせられ、それは必要なことではあるんですけども、安全に飛行するために様々な手続が必要となってまいります。

そこが少し簡略化になれば、多くの方がまた長崎でドローンを飛ばしたいとか、また、ビジネスにつなげたいという思いを持つと思いますので、引き続き、このドローンの事業に関して、

いろんな先端技術を取り入れた上で、ドローン以外も含めてだと思いますが、ドローンのことも、しっかり目を向けていただきたいなと思っています。

【初手委員長】 ほかにございませんか。

【白川委員】 すみません、1点お尋ねをしたいと思っています。

民間企業との連携についてということで、2ページ目にございます株式会社ポーラさんとの連携協定についてお尋ねをしたいと思っています。

こちらの会社さん美容の会社ということで、お化粧品の販売ですとか、エステサロンの運営をされていることは承知をしておりますが、イメージとしてはちょっと何と言いますかね。ちょっと高額というか、あと、ちょっと高年齢層というか、そういったイメージがあるんですけども、若者や女性の活躍推進に対して、具体的にどのような取組をされるのか、教えてください。

【内田政策企画課長】 民間企業との連携についてお尋ねをいただきました。

もともとポーラ様ですけれども、メイクでありますとか、コミュニケーション技術などのリソースをお持ちでございまして、県が主催しております合同就職説明会、婚活支援センター「あいたか」での婚活イベント開催、こういったところで、ご協力、ご支援をいただいたところでございます。

そうしたご縁もあって、12月に包括連携協定ということで締結をしたわけですが、その際、具体的に6つの分野で、項目として掲げております。

具体的に申し上げますと、多様性の理解促進、子どもの健全育成に関する事、それから、若者・女性の活躍推進に関する事、結婚・子育て

支援に関する事、健康長寿・生きがいの促進に関する事、がんとの共生に関する事、最後に、地方創生の推進やまちづくりに関することというような6つの項目について連携して、取組を進めていこうというふうになっておりまして、具体的には部長説明に記載しておりますと、特に多様性の部分でありますとか、子育ての部分、こういったところに連携して取り組んでいこうというふうになっているところでございます。

【白川委員】 ありがとうございます。

「あいたか」のご縁でということで、6つの方針で連携をしていくということでしたけども、すみません、具体的に、県が例えば企業さんに派遣するとか、県のイベントでご協力いただくとか、一般県民にも何か接点があるのかとか、ちょっと活動のイメージがつかめませんでしたので、もう一度お願いします。

【内田政策企画課長】 取組は具体的に進めていくところではございますけれども、例えばで申し上げますと、先ほど申し上げました就職説明会、学校等において、メイク技術の講師をしていただくとか、子どものコミュニケーション能力、そういったものの向上に力を貸していただく。

あるいは、がんとの共生として、患者さんの皆様に対するアピランスケア、こういったものに連携して取り組むといったところで、組立てを考えているところでございます。

【白川委員】 ありがとうございます。

就職の面ですとか、そういった多様性をご周知していただくということもそうですし、がん患者さんへのアピランス、非常にいい取組だと思います。

やはり外見力というのは、非常に自信につな

がるものとして、私もこれまで、そういった教育に携わっておりましたけれども、本当に必要なことではないかというふうに思いますし、そういうことに県が連携協定を結んでまで取組をしていただけるということは、なかなか画期的なんじゃないかなというふうに思っておりますので、これがどういうふうに活用できるのか、県民の皆さんや企業の皆さんにもですね、どういったことで取り組んでみたいかとかいうアンケートも、ニーズ調査等もしていただけてですね。せっかくこういった企業さんが前のめりに、ご協力いただけるということは非常に心強いことだと思いますので、そういった女性活躍推進、若者の活躍推進含めですね。どんどん前に進めていただくよう、ニーズ調査もしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

【虎島委員】 これも議案の方の質問だったかもしれませんが、DX推進費についてお伺いしたいと思います。

これは「ながさきSociety5.0プラン」の後継プランであるというふうに理解をしておるんですけども、事業費の規模感として、今回、560万円ぐらいの推進費ということで計上されていますが、そもそも「ながさきSociety5.0プラン」だと多分、10倍以上の予算額があったと思うんですけども、この違いについてご説明いただければと思います。

【直塚デジタル戦略課長】 今回の予算につきましては、政策的経費が6月送りになっているということもございまして、今計上しておりますDX推進費につきましては、基本的には課の運営費として、民間や市町との調整に係る旅費とか、そういったものを今回、計上をしているところでございます。

昨年度は「ながさきSociety5.0推進費」ということで、この中には、先ほどご説明いたしました県市町共同利用事業の予算も、この「ながさきSociety5.0推進費」の中に含めておりましたし、あと、メタバースですね、県庁内で、うちの課が一括して調達して庁内に使ってもらおうと、そういった経費でありますとか、あとデータ連携基盤運用経費、これも3,900万円ほど、この「ながさきSociety5.0推進費」の中に含めておりましたので、かなりの金額の予算になっていたところでございます。

今回は、この県市町デジタル人材共同利用事業は、別に事項として出しておきまして、あとデータ連携基盤は、一旦休止をするということにしております。

あとはですね、6月送りの中で新たな事業を打ち出す予定にしております、中身については現在、検討を進めているというようなところでございます。

【虎島委員】 ありがとうございます。

連携基盤のことですけれども、休止とご説明ありましたが、これは一定基盤整備が整ったという理解でよろしいでしょうか。

【直塚デジタル戦略課長】 このデータ連携基盤「つながる長崎」につきましては、ちょうど今年度が、連携基盤の保守運用契約の更新を迎える時期でもありましたので、今年度、市町や民間事業者とも意見交換をして、今後のデータ連携基盤の在り方について、いろいろ議論を行ってまいりました。

本県も、このシステムの中で利用しております民間団体が運営しているオープンデータカタログサイトというものがございまして、こちらのサイトが最近、今まで私どもが運用しておりました「つながる長崎」固有のサービスでもご

ございました地図表示とかAPI連携、そういった機能が拡充されるなどの環境変化がっております。

それと、やはり全ての市町から負担金を徴収して運用していたところでもございますので、その費用に見合ったサービスを創出できるのかというような議論も市町の方とは行ってまいりまして、そういう声も市町の方からは結構あったところでございます。

ただ、データ連携というものは、これから非常に大事になってくると思っております。今、私も、このデータ、連携基盤で扱ってきたデータにつきましてはオープンデータでございまして、今後やはり利便性の高いですね、県民の満足度を高められるようなデータにつきましては、やはりそこはパーソナルデータ、そういったものの活用が非常に大事になってくると思っております。

ただ、このパーソナルデータにつきましては国の個人情報保護法の絡みもあって、なかなか規制が多くございまして、まさに今、国の方で個人情報保護法の規制緩和というかですね。取扱いを検討されているところでございます。

そうしたこともございまして、そういう法制度の動きでありますとか、費用対効果も当然あるんですが、そういったところを踏まえて一旦休止はするんですが、来年度以降も市町と一緒にデータ活用の在り方、基盤ありきではなく、やはりそのサービス、どういうサービスをつくれるのか、そういう出口の方から議論ができればと思っております。一旦休止ということで、廃止ではないんですが、これからまた市町とは継続して、データの利活用については検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

【虎島委員】 ありがとうございます。

どうしても先進的な取組ですので、模索しながらというところはあると理解をいたしました。

サービスを重視してということでしたので、システムは一旦休止というところで、やはり住民目線ですね、しっかりと進めていただければと思います。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 2時47分 休憩 —

— 午後 2時48分 再開 —

【初手委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 午後 2時48分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月24日

自 午前 9時57分
至 午前11時51分
於 委員会室1

中村 雅

地域づくり推進課企画監
(離島振興担当)

小橋 和則

市町村課長

萩田 勝則

土地対策室長

川口 正剛

新幹線対策課長

松島 勝久

県庁舎跡地活用室長

2、出席委員の氏名

| | |
|-------|-----------|
| 初手 安幸 | 委員長(分科会長) |
| 永安 健次 | 副委員長(副会長) |
| 山口 初實 | 委員 |
| 近藤 智昭 | 〃 |
| 大場 博文 | 〃 |
| 山下 博史 | 〃 |
| 赤木 幸仁 | 〃 |
| 本多 泰邦 | 〃 |
| 白川 鮎美 | 〃 |
| 畑島 晃貴 | 〃 |
| 虎島 泰洋 | 〃 |

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

| | |
|-------|----------------------------|
| 渡辺 大祐 | 地域振興部長 |
| 峰松 茂泰 | 地域振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当) |
| 南澤 佑典 | 地域振興部次長兼交通政策課長 |
| 椎名 大介 | 地域振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当) |
| 梅田真由美 | 地域づくり推進課長 |

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時57分 開議 —

【初手委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、地域振興部関係の審査を行います。

【初手分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

地域振興部長より、予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【渡辺地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、報告第1号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」であります。

初めに、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち、地域振興部関係についてご説明をいたします。

令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時期の関係もあり、骨格予算でありますので、1、

人件費等の義務的経費、2、経常的な管理経費及び継続事業費、3、その他事業の執行上、当初予算に計上を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上いたしております。

予算額は、歳入予算で合計41億7,786万8,000円、歳出予算で合計125億6,126万3,000円を計上いたしております。

この歳出予算は、それぞれ2ページ以降に記載しておりますが、主な内容として、国境離島地域において、民間事業者等が雇用増を伴う操業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や人件費、広告宣伝費などの運転資金の支援に要する経費、UIターンを促進するため、移住検討段階から定住までのきめ細かなサポートを行う県・市町共同設置の「ながさき移住サポートセンター」の運営等に要する経費、令和9年4月29日任期満了に伴う県議会議員一般選挙の執行及び同選挙の臨時啓発に要する経費、地籍の明確化を図るために市町が実施する地籍調査事業に要する経費、運輸事業の振興等を図るため、トラックやバスの輸送サービス改善事業や安全運転対策等に要する経費、西九州新幹線の安定的な利用者の確保やフル規格実現に向けた気運醸成のため、県内周遊促進対策や、新幹線のこども向け乗車会等を実施するための経費、県庁舎跡地活用の具体化に向けて、今年度締結した複数年契約に係る経費及び暫定供用期間中のにぎわい創出のための利活用を推進するための経費などを計上いたしております。

次に、債務負担行為につきましては、主に住民基本台帳ネットワークシステム代表端末及び業務端末保守に係る令和9年度から令和12年度に要する経費等を計上いたしております。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち、地域振興部関係に

ついてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で合計2億2,760万4,000円の減、歳出予算で合計1億9,749万3,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、7ページから9ページに記載しておりますが、市町村振興宝くじ収益金の減に伴う交付金の減、県内における自動運転バスの社会実装に向け、「長崎空港～新大村駅」間において実証実験等の取組を実施するための経費の減のほか、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の令和7年度予算を活用し、離島及び本土の条件不利地域等で生産・加工された食の産品について販路拡大を支援するとともに、生産者・事業者の商品開発、生産拡大等を伴走型で支援するため、令和8年度に要する経費の増、また、同様に新しい地方経済・生活環境創生交付金の令和7年度予算を活用し、東京圏からの移住を促進するとともに、地域の雇用創出につながる創業を支援するための地域産業雇用創出チャレンジ支援事業について、令和8年度に要する経費の増、離島航路の安定的な維持・存続を図るため、運航欠損額に対する補助に要する経費の増などを計上いたしております。

次に、9ページをご覧ください。

繰越明許費につきましては、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の令和7年度予算を活用する事業に係る経費であり、今回計上しております予算につきましては、年度内に適正な事業期間が確保できないため、記載のとおり繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、報告第1号 知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で国庫支出金10億2,460万3,000円の増、歳出予算で、選挙費10

億2,460万3,000円の増となっております。

これは、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査を緊急に実施する必要性が生じたため、所要の経費について、地方自治法第179条の規定に基づき、令和8年1月23日付で専決処分させていただいたものであります。

最後に、令和7年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い調整整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって、令和7年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【本多委員】 すみません。分科会補足説明の4ページに記載の地域振興対策費、【新】 つながる移住促進事業費について、二、三お聞かせください。

新規で上がってるんですけども、見ると、見覚えのあるような事業との印象がありますが、どの部分が継続なのか、また、どの部分が新規なのかというのをまず教えてください。

【梅田地域づくり推進課長】 つながる移住促進事業費についてのお尋ねでございます。

まず、今回こちらの新規の事業でございますが、組み換え新規のようなものでございまして、今回、当初予算で計上させていただいておりますのは、継続するもの、かつ4月からの実施が必

要な経費について計上させていただいております。6月補正において、現在情報発信の方について計上することを検討しております。

【本多委員】 6月に情報発信について新しく検討されているということなのですが、その検討されている事業で期待される効果について教えてください。

【梅田地域づくり推進課長】 現在、情報発信の主なターゲットとしましては、具体的に移住を考えられている方を対象としております。そのため、現在の情報発信の内容といたしましては、移住相談会であるとか仕事や住まい、市町の支援金、助成金の情報などが主となっております。

今後も継続して移住者を獲得していくためには、もう少しターゲットを広げていかないといけないかなというふうに考えております。

そのターゲットにつきましては、長崎に関心を持ってらっしゃる方をターゲットにしていきたいというふうに考えておまして、そういった方々が、今後頻繁に長崎を訪れてくださる。また、自ら長崎の情報を入手されるようになって、その結果、例えば、長崎と今住んでらっしゃるところの2地域居住をされたりであるとか、移住につなげていきたいというふうに考えております。少し中長期的なスパンになると思えますけれども、要するに、深く長崎と関わりを持つ方を増やしていったら、将来的な移住につなげていく、そういった情報発信をしていきたいと考えております。

具体的な内容は現在検討中でございますが、例えば、地域のイベント情報であるとかボランティア情報など、こういったものが掲載していかないかというふうに考えております。

【本多委員】 ありがとうございます。ターゲットを少し広げて将来的な可能性を高めていく、

そういった事業だと理解いたしました。ありがとうございます。

次に、同じ資料の5ページ、デジタルノマド受入推進事業についてです。

これ未来大国でデジタルノマドっていうのが出てきて、一般的に高所得な中長期滞在者による宿泊、飲食、ワークスペース等の消費増、オフシーズンの需要創出、地域医療との協業によるイノベーションなど多大な経済効果をもたらすと言われておりますので、大いに期待しているところではあるんですけども、これのモニターツアーの実施、コミュニティマネージャーの育成、これ本年度もなされていたかと思うんですが、また来年度なされるということで、本年度の実施状況で、もっとこうした方がよかったっていうのがあったのか。また、それを生かして来年度どのようにするのかというのがあれば教えてください。

【梅田地域づくり推進課長】デジタルノマドのまず受入れについてですけども、昨年度になりますけれども、調査を行いまして、その際に本県に不足しているものとして、受入れの中心となる人材ですとか、地域の理解が不足しているといったような結果がございましたので、今年度の事業として、そういったデジタルノマドと地域の方との橋渡しを行うコミュニティマネージャーを育成する。それから地域の理解不足ということで、宿泊事業者であるとか、コワーキングスペースの運営者などの勉強会を開催したり、実際にデジタルノマドの方を海外から誘致するモニターツアーを実施してまいりました。

コミュニティマネージャーについては、今年度、約10名育成することができたんですけども、まだ県内全地域に育成ができていないので、今年度育成できなかった地域を含

め、来年度も育成を続けていきたいということを考えております。

それから、地域の理解不足ということで勉強会をしてきたわけですけども、デジタルノマドの受入れのノウハウの共有などは引き続きやっていきたいと思っておりますけども、そういったコミュニティマネージャーであるとか、コワーキングスペースの管理者などとのネットワークを今後つくっていきたくて考えておりますので、そういった方々に向けたセミナーを新たに開催していきたいというふうに考えております。

【本多委員】人材不足のところ、コミュニティマネージャー10名ほど育成ができたけども、地域によって差があるということです。具体的には、今足りてないっていうか、まだ育成ができていない地域っていうのはどこら辺になりますか。

【梅田地域づくり推進課長】今年度配置ができなかったのが島原、それから東彼、それから壱岐と新上五島地域でございます。

【本多委員】ありがとうございます。島原、東彼、壱岐、新上五島がまだちょっと育成ができてないということで、この地域でまたコミュニティマネージャーが育っていくような事業をしていくということですね。ありがとうございます。

あと、一番初めに、このデジタルノマドのことを聞いたときに、経済効果をもたらすんですけども、それが数字としてなかなか表れにくい部分があるんですというご説明も伺っております。今もやっぱりなかなか数字としては、何ていうか、表れにくいっていうのは変わらないんでしょうか。

【梅田地域づくり推進課長】なかなか、どの方がデジタルノマドかというのが、日本人、外国

人を含め、もう分からないというところが正直ありまして、例えば、観光庁の方がデジタルノマドの事業をしているのでお尋ねしたことがあるんですけども、観光庁の方でもなかなか人数までは把握できないということで、そこは今後の課題かなというふうに考えております。

ただ、コミュニティマネージャーを育成していきますので、コミュニティマネージャーを通じて来られた方というのは把握していけるので、今後そういったコミュニティマネージャーを通じて人数は把握していきたいというふうに考えております。

【本多委員】ありがとうございます。冒頭申したとおり、このデジタルノマドについては、非常に私自身が期待しているところもございます。また、地域からの期待もあるかと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

【初手分科会長】ほかに。

【畑島委員】私の方から、有人国境離島法関連の予算についてお尋ねいたします。

特に、住民生活に直撃するような航路・航空運賃の低廉化、あるいは生産者の事業に直撃するような農産品の輸送費といったところの経費、予算計上いただいておりますので、ありがとうございます。

一方で、今報道の方で、国の方の予算が年度内に成立がどうなるかといったところが、報道を見ておりまして、一部島の人たちからは、4月以降これまでどおりの運賃で乗れないんじゃないかであったりとか、そうすると、今までのサポートが受けられないんじゃないかという不安の声を聞くことがございますが、これまでどおりの有人国境離島法の支援が継続できるかどうかといったところについて確認させていただきたいと思っております。住民の方々向けに分かりやす

くご説明いただければ幸いです。

【中村地域づくり推進課企画監】国境離島の交付金について、今年度内に国の当初予算が成立しない場合の対応についてですが、内閣府の方で検討されておりまして、仮に4月1日以降も、当初予算が成立しない場合も、従来と同様に4月1日分から措置できるような方法を検討されているというふうに伺っておりますので、そこは心配ないものと思っております。

【畑島委員】ありがとうございます。そのような形で、私の方からも市民の皆さんにもお伝えしておきたいと思っております。

もう1点、これまでもちょっと度々ご指摘させていただいておりましたが、やはり昨今、この燃油高騰が続いている中で、またさらに最近国際情勢の混乱も相まって、さらなる燃油高騰といった状況になっております。この人、モノの輸送費に関しまして、これまで以上に経費がかかってしまうかなというふうに思っておりますけれども、現時点でしっかりその辺りも対応できるだけの予算が確保できているのか、それと、今後に対する皆様の方での懸念であったり、そうしたところの認識がございましたら、ちょっとご説明いただければと思います。

【中村地域づくり推進課企画監】お答えします。

有人国境離島法に基づく国境離島交付金の国の予算額につきましては、今年度、令和7年度予算は当初で50億円、その前年度の補正予算で約5億円が措置されております。来年度、令和8年度の予算については、当初予算として5億円増の55億円が計上されておりまして、令和7年度補正予算としましては6.5億円が措置されているところでございます。

当初予算での5億円増額されていると、補正予算でも通常と比べて多い額が措置されていると

いう理由としまして、運賃低廉化に要する経費の増大が見込まれるというところで、国の方も予算の増額をされているところがございますが、今後、燃油高騰の状況等が続けば、交通運賃にも跳ね返ってくる可能性もございますので、そういった状況も注視しながら、予算の確保に向けて、国の方に働きかけていきたいと考えております。

【畑島委員】 ありがとうございます。特に、やはり離島部においては、こうした燃油高騰の影響というのは、本土に比べてもかなり影響が大きいと思いますし、そのことに関してかなり不安を抱えている住民の方々もいらっしゃいまして、やはりこの有人国境離島法による支援というのは非常に大きいところがございますので、ぜひ皆様の方からも、そうした状況、また国の方にもお伝えいただいて、予算確保に頑張りたいと思っております。

最後に、ちょっと予算そのものではないんですけども、ちょっと有人国境離島法に関しまして、一般質問で近藤委員の方からも言及がありましたけども、本国会において審議されるものかなというふうに思っておりましたが、やはり衆議院の解散によって、かなり国会日程というものもずれ込んでいる状況かなと。そうした中で、国の方の日程なんで分からない部分もあるかと思っておりますけども、皆様の方で把握されている今後の有人国境離島法の改正・延長に向けた審議の状況について、現時点で把握されていることについてご説明いただければと思います。

【中村地域づくり推進課企画監】 有人国境離島法の改正・延長のスケジュールについてお答えいたします。

去る2月27日には、自由民主党の「離島・半島振興特別委員会」と「領土に関する特別委員会」

の合同会議がございまして、その中で、法改正案の大綱が示されております。

今後の予定としましては、今国会に法案が提出されるものと、国との意見交換、情報交換を通じて承知しておりますので、衆議院選挙があったことによって少し日程は遅れる可能性はありますが、大きくは影響しないものかと考えております。できる限り早く成立した方が住民の皆様も安心されると思いますので、国や国会の動きについては随時把握し、関係市町とも共有していきたいと思っております。

【初手分科会長】 ほかにございませんか。

【虎島委員】 私からは、鉄道対策費についてお尋ねいたします。

西九州新幹線ですね。開業から3年半が経過して、利用状況もそこそこ好調であるというふうに伺っております。100年に一度の長崎はまちづくりが進んでおりまして、新たなにぎわいも生まれているというところですけども、新幹線に関しましては、まだ部分開業であると。乗り換えが非常に苦痛であるというふうなご意見も多数いただいております。一日も早い全線フル規格が待ち望まれるところがございます。

これを実現するため、西九州新幹線の効果を最大限に拡大して、メリットを多くの方に実感してもらおうということが大事だと考えておりますけども、県は、来年度どのように取り組まれるのか教えてください。

【川口新幹線対策課長】 今開業しております西九州新幹線の効果を拡大するための事業に関するご質問でございます。

令和8年度、新規事業といたしまして、かもめ、その先へ西九州新幹線効果拡大事業費というのを計上させていただいております。

事業内容といたしましては、まず、周年イベ

ントをJR九州が毎年なされております。これは、主に沿線駅ですね。駅周辺でのイベントを沿線市町と一緒にやって行っているイベントでございまして、これに合わせまして、県といたしましては、周遊促進を図りたいと思っております。沿線市から少し離れたエリアでイベントを行うことで周遊促進を行いたいと考えております。

今年度、実はもう実施いたしております、今年度は波佐見町でイベントをさせていただきました。その場合には、嬉野温泉駅から無料のシャトルバスを出して、波佐見まで足を運んでいただくという事業を実施いたしまして、成果といたしましては、当日、JR九州が乗り放題のTシャツきっぷというのを販売なさっております。それが約4,800枚ぐらい販売なさったというふうに伺っておるんですけども、その際に、波佐見町に来ていただいたお客様が769人ということで、率にすると、約6人に1人が波佐見町に来ていただいたということで、一定、事業の効果があつたと思っております。これを引き続き新年度も行いたいと思っております。沿線市以外の市町でやれないかということで検討を進めているところでございます。

それ以外にもございまして、こども向けの乗車会というのを実施しようと企画しております。これにつきましても、やはり長崎市でありますとか、諫早市のお子さん方はよく乗られていると、大村市もそうですけど、それ以外のエリア、特に県北地域のお子様に乗れるような機会にならないかということで、これも工夫をして実施をしたいと思っております。

最後になりますが、修学旅行による新幹線の利用支援というのを行うことといたしております。県内外の小学校を中心に新幹線を利用さ

れる場合の特急料金の補助と合わせて、バスも駅まで行くときに、例えば小学校に集まってから駅に行ったりするケースが多いというふうにお伺いしておりますので、バスの補助も含めて利用促進を図ってまいりたいと考えております。

【虎島委員】ありがとうございます。まちを赤いTシャツを着て歩かれてる方がいて、ようやく、今日イベントの日だったというようなことでもありますので、ぜひ周知をしっかりとさせていただいて、本県だけではなくて、佐賀県など他県の利用者が増えるようにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう1点、全線フル規格の気運醸成についてお伺いいたします。

これはもう気運を盛り上げるということが必要であると。国交省に、国の方にしっかりと伝えるためには、そういった気運を盛り上げるということが必要であると、重要であると思っております。

この全線フル規格、関西直通運行が実現すれば、人の流れが大きく変わって、これまで以上の経済効果が見込まれるというふうに言われております。特に講演会とかでもありましたけども、大阪駅で長崎行きという表示が出るということは、物すごい大きな影響があるというようなお話もありました。特にインバウンドにつきましては、大阪から広島までたくさんの外国人が訪れているというふうに聞いております。これが長崎までフル規格でつながると。直通で行くということになれば、広島から長崎へと、平和の観光ツアーというところも相当数のインバウンドが呼び込めるんじゃないかというふうに見込んでおります。

こうしたことを広く発信しまして、長崎だけでなく、九州全体で全線フル規格の機運を高め

るべきと思っておりますけれども、県の考え、取組をお尋ねいたします。

【川口新幹線対策課長】全線フル規格に向けた機運醸成、特に情報発信に関するお尋ねだと理解しております。

予算といたしましては、令和7年度の3月補正で計上しております、Hello! KAMOME新幹線開業効果拡大事業費で取り組むことといたしております。

内容につきましては、イベントを県外でやりたいと思っております、これも今年度も実施いたしております、今年度は、大阪万博に合わせて、大阪において、観光部局と一緒にイベントを実施いたしました。これ全線フル規格の必要性、それから西九州新幹線の効果、あわせて長崎県の魅力というのを一緒になって総合的にPRしたものでございまして、これも実績でいきますと、当初の目標で5,000人の来場を見込んでおりましたが、実績としては、その倍の1万人の方にお越しいただいたという実績でございます。

新年度でございますが、そのイベントをまた実施したいと思っております。ただし、場所に関しまして今検討中ございまして、今委員からもご指摘もありました広島で実施できないかというふうに考えております。理由といたしましては、インバウンドのお客様がかなり広島までお越しになっているというお話を伺っております。そこから先、長崎に来ていただくために、広島において、西九州ルートがつながることをPRできれば、より多くの方に伝わるのではないかと、広島での実施を検討しているところでございます。

それ以外にも情報発信といたしまして、やはり市町でありますとか、経済団体もシンポジウ

ム等を開催されております。そうしたことに對する県としての何らかの支援っていうのも検討しておりますし、あわせて、やはりSNSでの発信が重要かと思っておりますので、県のいろんな様々な媒体を用いて情報発信を行うことで、全線フル規格に向けた気運を醸成してまいりたいと考えております。

【虎島委員】ありがとうございます。予算はまだちょっと少ない気もしますが、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

もう1点だけ、宝くじの交付金なんですけども、1億7,700万円の減でかなり大きな減額となっておりますけども、これは、ただただ宝くじが売れなかったからこうなったのか、そこお分かりでしたら教えてください。

【小橋市町村課長】宝くじ収益金の交付金でございますけれども、委員おっしゃったとおり、この財源としましては、ハロウィンジャンボ、サマージャンボ、クイックワンなどがございます。全国販売額が減少しているということで、それに応じて交付金の額が減少しているということでございます。

【虎島委員】ありがとうございます。全国にすると、もうかなりの減額になってると思いますけども、大事な交付金としますので、ぜひこちらもおアピールをお願いしたいと思います。よろしくお祈いします。

【初手分科会長】ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第52号議案のうち関係部分及び報告第1号については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【初手委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

地域振興部長より、総括説明を求めます。

【渡辺地域振興部長】 地域振興部関係の議案についてご説明をいたします。

お手元の総務委員会説明資料2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第19号議案「長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

「和解及び損害賠償の額の決定」について。

長崎県デジタルコーディネーターがインフルエンザに罹患したことにより、去る11月に予定していた本県への業務を中止した事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として、去る1月22日付で専決処分をさせていただいたものであります。

内容としましては、航空券に係るキャンセル料3万30円を賠償金としたものであります。

また、公用車による交通事故のうち和解が成立した3件につき、損害賠償金合計86万7,457円を支払うため、去る2月12日付で専決処分をさせていただいたものであります。

なお、公用車による交通事故3件に係る損害賠償金は、全額保険から支払われることになっております。

次に、所管事項についてご説明いたします。

U I ターンの促進について。

U I ターンの促進については、市町と連携しながら、ながさき移住サポートセンターを中心として、丁寧な移住相談対応に努めるとともに、県の公式サイト「ながさき移住ナビ」やSNSでの情報発信等に取り組んでおります。

こうした中、県及び市町の窓口を開始した昨年4月から12月における本県への移住者数は1,426人となっており、前年度の同期と比較すると、73人の増加となっております。来年度においても、都市部における相談会の開催や、国の制度を活用した移住支援金の助成など、引き続き市町と連携しながら、さらなる移住促進に努めてまいります。

国境離島地域の振興について。

国境離島地域の振興については、有人国境離島法に基づく国の交付金を有効に活用しながら、雇用機会の拡充をはじめとする施策を関係市町と一体となって取り組んでいるところであります。

こうした取組の成果の一つである人口の社会増減数については、令和7年において675人の社会減と、前年から54人改善が見られたものの、県計画の目標である令和8年の社会増減均衡の実現は厳しい状況にあります。このため、県計

画の目標に近づけるよう、移住・定住の促進や社会動向の的確な把握に努めるとともに、関係市町と連携しながら、国境離島地域の維持・振興に取り組んでまいります。

また、令和9年3月末で期限を迎える有人国境離島法の改正延長については、昨年12月、関係市町とともに取りまとめた意見書を基に、国等に要望活動を実施したところであります。

現在、自由民主党の離島・半島振興特別委員会において、法案策定に向けた大綱等に関する議論が進められており、県としては、今後もこうした動向を注視しつつ、支援策の充実強化を伴う法改正が確実に進むよう適切に働きかけてまいります。

さらに、離島地域の基幹産業である農林水産業の振興に資する取組として、一般社団法人離島振興地方創生協会と連携し、島の魅力ある食の製品の生産基盤整備、販路拡大、新商品の開発等に取り組んでおり、今年度から本土の条件不利地域等の産品についても対象に加えたことで、支援対象者も増加し、販売額も着実に伸びてきております。

引き続き、こうした国境離島地域に関する取組を総合的に推進し、地域に住む皆様が安心して暮らし続けられるような環境整備に努めてまいります。

長崎県地域公共交通計画（案）について。

令和5年度から令和7年度までを計画期間とする長崎県地域公共交通計画が今年度末をもって終期を迎えることから、令和8年度から令和12年度を計画期間とする次期計画について策定を進めており、11月定例県議会の本委員会において、計画の素案をお示しさせていただいたところであります。

その後、パブリックコメントや、国や県内市

町、交通事業者等の関係者で構成する長崎県地域公共交通活性化協議会でのご意見を踏まえ、計画案を取りまとめたところであります。

今回、本委員会にてご意見を賜った後、計画を策定し、令和8年度からは、本計画に基づき、国や県内市町、交通事業者等と十分に連携を図りながら、地域公共交通の確保・維持のため、各種施策に取り組んでまいります。

九州新幹線西九州ルートについて。

全国の新幹線整備の状況については、与党PT北陸新幹線検討委員会が、従来の小浜・京都ルートを含めた8ルートの再検討を決定しているほか、東九州新幹線や四国新幹線などの基本計画路線に関しても、去る1月22日に全国21府県の関係団体が参加する新幹線基本計画路線全国総決起大会が初めて開催されるなど、整備計画路線への格上げを求める動きが活発化しているところであります。

一方、九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）の整備の在り方については、去る3月2日にも国土交通省の水嶋事務次官と佐賀県の山口知事が佐賀市内で会談するなど、協議が継続されております。

また、平田知事も就任直後の今月4日に水嶋事務次官と面会しており、議論の進展にお力添えをいただくようお願いしてまいりました。

こうした中、開業4年目を迎えている西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）については、新幹線利用者の県内周遊を促進するため、去る2月10日に観光列車「ふたつ星4047」の長崎駅～佐世保駅間の特別ツアーを運行し、佐世保市と連携しておもてなしを実施し、参加者にも好評をいただきました。

また、JR九州においても、去る2月7日から特別なラッピング列車「西九州新幹線かもめス

「スーパーマリオトレイン」を運行し、西九州新幹線の認知度向上に取り組まれているものと認識しております。今後とも、さらなる新幹線効果の拡大に取り組むとともに、政府・与党をはじめとした関係者に対して議論の進展を働きかけるなど、西九州地域の将来に資する九州新幹線西九州ルートの新線フル規格による整備の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手委員長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第19号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第19号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【初手委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【梅田地域づくり推進課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡

充に関する決議に基づき、本委員会に提出しております地域振興部関係の資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

令和7年11月から令和8年2月までに内示を行った補助金の一覧でございます。内訳は、長崎県地域公共交通デジタル化等推進支援補助金の9件となっております。

3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況の令和7年11月から令和8年2月までの実績で、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る投票用紙及び封筒類作成などの随意契約2件となっております。

4ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する要望・陳情のうち、令和7年11月から令和8年2月までに県議会議長宛にも同様の要望が行われたものは、島原半島振興対策協議会などからで、41ページまでにお示ししているとおりとなっております。

42ページをご覧ください。

附属機関等会議結果について、同様に令和7年11月から令和8年2月までの実績でございまして、長崎県地域公共交通活性化協議会などを6回開催しておりまして、その議事概要につきましては、48ページまでにお示しをしております。

それから参考までですが、政策等決議資料集中契約という名称の資料も別途掲載しております。こちらは、出納局・各種委員会事務局の審査で報告されております物品管理室で契約を行いました1,000万円以上の契約について、地域振興部分を参考に掲載させていただいております。

以上で、資料の説明を終わります。

【初手委員長】次に、地域振興次長兼交通政策課長より、補足説明を求めます。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】長崎県地域公共交通計画（案）についてご説明させていただきます。

長崎県地域公共交通計画に対するパブリックコメントの募集結果についてという資料をご覧ください。

昨年11月の定例会の本委員会において、次期長崎県地域公共交通計画の素案をお示しさせていただきましたが、その後、昨年12月24日から本年1月23日の期間において実施したパブリックコメントにて3件ご意見をいただきました。

ご意見は、AからEの区分に分類させていただき、既に計画案に盛り込まれているB区分が1件、計画案に記載することが困難であるD区分が1件、ご意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきE区分が1件となっております。

次に、補足説明資料の長崎県地域公共交通計画（案）の概要版をご覧ください。

11月定例会の本委員会でお示しした素案から修正や追加を行った主な項目についてご説明をさせていただきます。

3ページ目をお開きください。

右下に記載しております評価指標のうち、幹線バスの年間輸送人員、幹線バスの利用者1人当たりの行政負担額について、令和7年度の実績が取りまとまったことから、現況値と目標値を更新しております。

また、左下、県内各市町における地域公共交通計画の策定状況の図表において、1市町が策定中と記載をしておりますが、昨日3月23日に壱岐市の地域公共交通活性化協議会が開催され、壱岐市地域公共交通計画が策定されたとお聞きしておりますので、事務局において、該当箇所を更新させていただければと考えております。

【初手委員長】以上で、説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問ありませんか。

【赤木委員】おはようございます。議案外について、大きく三つ質問をさせていただきます。

まず1点目が、私事で大変恐縮ではあるんですけども、このたび、またこの県議会に戻ってまいりました。その際、県知事選挙と県議補選のダブル選挙はもともと想定されておりましたが、急遽、衆議院の解散により、長崎県はトリプル選挙という形になりました。山下県議が一般質問で議論していた中では、投票所において混乱が見られたことも答弁の中でありましたが、一方、実務を担う市町村課の職員の負担はとても重たかったと推察しております。時間外勤務はどれだけになったのかお尋ねをいたします。

【小橋市町村課長】選挙管理委員会書記長の立場でご答弁をさせていただきます。

端的に申し上げますと、3つの選挙の1月、2月の間の時間外が、県庁全体で2,298時間でございます。そのうち、市町村課の中で主に選挙事務

に従事した者と主体的に応援をいただいた職員、これが2か月間11人で1,742時間でございます。1月に限って言いますと、11人で1,226時間ございます。

さらに、そのうち選挙班4人につきましては、2か月間で1,013時間です。1月に限りますと、706時間ということになっております。

【赤木委員】ありがとうございます。全員の合計で今おっしゃっていただいたかと思いますが、1人当たりで考えますと、多い方のお時間がどれくらいあったのかお尋ねいたします。

【小橋市町村課長】

1人当たりで申し上げますと、2番目に申し上げました11人の平均が、2か月間で158時間、1月に限りますと111時間ということになります。

選挙班4人で申し上げますと、1月から2月の間で253時間、1月に限って言いますと、176時間ということになります。

【赤木委員】ありがとうございます。かなりの時間外で働かれたと見ました。特に重たかった4人の方々に対しては、多いときは250時間を超えるような方もいらっしゃるというふうにお聞きもしました。これだけ時間外で働くと、本当に体調面も心配するところですが、その職員の皆さんの今の体調はいかがでしょう。

【小橋市町村課長】ご心配ありがとうございます。選挙後につきましては、職員は適宜年休も取得をしておりますので、現時点で心身の健康状態に不安があるとする職員は把握をしております。

選挙期間中も、その前後を含めまして、可能な限り交代で半日とか1日とか休むことを奨励しておりました。また選挙後は、職員厚生課から通知される労働安全衛生法に基づく医師の保健指導を受けるなど、職員の心身の健康面につ

きましても、最大限配慮をしているところでございます。

特に衆議院選挙につきましては、解散から選挙期日までの短期間に多くの事務が集中いたしますので、県もですけれども、市町も必然的に時間外勤務が多くなります。1人当たり100時間を超えることもありますけれども、今後も一人一人の健康管理に気を配りながら、選挙の管理執行に努めたいと思っております。

【赤木委員】今現在は、皆さん、ある意味元気に、体調面は特に問題なく職務に励んでいらっしゃると思えました。本当にお疲れさまでした。特に何か大変なこととかありましたら、この場でぜひともお聞かせいただければと思います。

【小橋市町村課長】まず、私たち選挙管理委員会の職員につきましては、どのようなときであっても、選挙の執行が生じた場合は、法令等に基づき、適切な管理執行に努めることが責務でございます。

先ほども申し上げました、特に衆議院選挙の場合は、解散から選挙期日までの期間が、近年だんだんと短くなっている傾向ではございますけれども、これまでも解散の時期や、選挙期日までの期間によらず、選挙の管理執行を行ってまいりました。今回の選挙におきましても、結果として、知事選挙や県議会議員の補欠選挙と同日の執行となりましたが、全国的には、過去からそうした事例もございます。今回の選挙におきましても適切に管理執行を行ったものでございます。

その上で、ご質問をいただきました苦勞した点につきましては、3つの選挙が重なるといった本県特有の事情によるものがございますが、まず、衆議院選挙の選挙期日に様々な報道があった中、知事選挙や県議会議員選挙の日程をいつ

にするか非常に悩ましい時期が続いたということがございます。その中で、候補者等に対する説明会や選挙関係物資の発注を短期間で行う必要があったということ。また、ポスター掲示場や投票所入場券についても、知事選挙等の日程との関係で、設置や作成に遅れが生じたということがございます。特に、投票所入場券につきましては、全国的にも作成業者の調整が難しいなど、印刷や納品が間に合わず、発送が大幅に遅れるということもあり、有権者への送達も、告示日からかなり経過をするという事案も散見されたところでございます。

選挙や国民審査の日程ですが期日前投票が開始される時期が異なったため、二重投票などの管理執行上のミスが続いたということもございます。さらに、投票箱や記載台が足りずに、2つの選挙の投票を一つの投票箱で行うなど、そういった必要が生じた市町もありまして、結果として、有権者の皆様に混乱が見られたということなどがございます。

こうした事務に限らず、市町村選挙管理委員会をはじめとした職員につきましても、時間外勤務を含め、相当の負担があったものというふうに考えております。

【赤木委員】いろいろご苦勞をされた点をご答弁いただきましてありがとうございます。

もう1点、あと全国的にポスター掲示場が設置が困難な地域があったという報道に触れて、長崎県の場合はどうだったのかお尋ねいたします。

【小橋市町村課長】ポスター掲示場の設置につきましては、本県の場合は、衆議院選挙のポスター掲示場を追って設置をする必要があったわけですが、多くの市町では、知事選挙と同じ数のポスター掲示場を確保することができました。ただ、2市だけ、どうしても資材の関係で間に合

わないというところで、合わせて20か所ポスター掲示場が減少したというところがございます。

【赤木委員】ありがとうございました。本当に極めて短い時間の中でご準備いただいて、その中で対応をいただいたと思いますが、選挙という評価としては、間違いがあってはならない部署であった中で難しい実務を執り行っていたと思ってますので、まずは、本当にお疲れさまでしたということをお伝えしたいと思います。本当にありがとうございました。

次の質問に移ります。

県庁舎跡地についてお尋ねをいたします。

私この3年間活用をさせていただいて、長崎青年会議所の一員として、県庁跡地の中で、熱気球を上げたり、また、PR戦略課と連携して、デンリュウと幻の龍ポケモンレックウザの龍踊を県庁舎跡地でさせていただいたり、おくんち期間中の中で、長崎大縁日という県庁舎跡地と連携した形での取組中で、3日間で6万人の方を動員するとか、本当ににぎわいづくりに使う側として携わってまいりましたが、また使う側として、様々な可能性を今後も見せていきたいと思っておりますが、今後の方針や活用スケジュールについてお尋ねをいたします。

【松島県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地の利活用についてのお尋ねでございます。

これまで、令和5年の9月末から暫定供用という形で、いろんなイベントに使っていただいております。先ほど委員からありましたように、おくんち時期の縁日イベントですとか、熱気球が上がったりだとか、そのほかにも、例えば高校生による屋外音楽イベント、大学生による映面上映イベント、それと、例えば去年の例でいきますと、国文祭の開会に合わせまして、実際に馬を走らせて流鏝馬のイベントをしたりだと

か、非常に幅広い利活用をしていただいております。

正直、私も熱気球の話伺いました際には、こんなことまちなかのできるのかというのが正直な気持ちでした。でも、やはり県庁舎跡地の利活用に当たりましては、まず、その前例がないからできないから始まるのではなくて、どうしたらできるのか、どうしたらよりよいイベントになるのか、そういったところの観点で、主催者による熟度の差もありますので、必要に応じて伴走もしながら、いろんな制約を設けず、いろんな活用に幅広く利用していただきたいというふうに考えております。

【赤木委員】ありがとうございます。本当にあの場所で様々な可能性を見せることは、ある意味、県の方針を見せる場所でもあると思いますので、今の答弁にすごく安心もしましたし、今後も見せていきたいと思いますが、その場所をあのままにしていっていいとは思ってはいなくて、もちろん県も同じだとは思ってんですけども、いずれの段階で政治決断をするときが来るとは思っています。知事が変わったばかりで、いろいろ方針というものはまだ決まってないのは重々承知してはいますが、知事が政治決断できるように、我々使う側として、もちろんこの次の世代もあの場所を使っていく人たちの意見をまとめて、やはり提案していくような形を私自身も取っていききたいなと思っておりますので、その点については、今後も一緒に協議していければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

最後の質問に移りますが、社会福祉法人ながよ光彩会の取組についてお尋ねをいたします。

一部時間帯に無人駅となっているJR長与駅において、長与町及びJR九州から、委託によ

り駅管理業務を民間で行う全国初の事例となっております。

また、駅構内のコミュニティホールの一角にカフェショップ「GOOOOOOOD STATION」を開設し、ながよ光彩会 貞松徹理事長の下で運営する就労支援施設の利用者が勤務して、利用者が制作した商品の販売等を行っておりますが、例えばふたつ星が来られたときは、川口課長も私とたまたまお会いをしましたけれども、これが総務省のふるさとづくり大賞の最優秀賞（内閣総理大臣賞）であったり、あとは、バリアフリーユニバーサルデザインの推進功労者表彰、これも内閣総理大臣表彰をいただいております。

このながよ光彩会の取組、これはもう国で評価をいただいているところであるんですけども、県としての評価はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】国の方でも、ふるさとづくり大賞など大変高く評価されているように、県としても非常に高く評価できるものと考えております。

【赤木委員】ありがとうございます。県としても高く評価していただいているということで、長与駅にとどまらず、次は道ノ駅でも今プロジェクトが進行しておりまして、道ノ駅も今築100年という中で、また新しい取組をながよ光彩会が、それこそ全国の皆様に対しても示せるものは今進んでおりますので、県としても後押しをしていただきたいと思っておりますし、今度、知事表敬訪問を行いたい希望を持っておりますので、調整をお願いします。要望で終わります。

【初手委員長】ほかにございませんか。

【近藤委員】私の方から、先ほど部長から説明がありました国境離島地域の振興について、ち

よつと質問させていただきます。

来年3月末に期限を迎える有人国境離島法の改正・延長については、昨年、県が関係7市町をリードして、法改正と延長に関する意見書を取りまとめ、12月には、県、県議会、市町が丸となって、政府・与党に対する要望が行われました。そうした要望活動の際には、私も県議会議長や離島選出議員とともに参加させていただきました。その後の動きとしまして、先般、有人国境離島法改正法の大綱が示されましたが、法改正案の大綱とはどのような内容か、ちょっとお尋ねします。

【中村地域づくり推進課企画監】お答えします。

有人国境離島法の改正・延長については、自由民主党の「有人国境離島地域の保全・振興を推進する議員連盟」において、昨年3月から12月まで、5回にわたりまして会合が行われ、「新しい有人国境離島政策の基本的方向」が取りまとめられております。その基本的方向を基に、去る2月27日に行われた自由民主党の「離島・半島振興特別委員会」及び「領土に関する特別委員会」の合同会議において法改正案の大綱が示され、了承されたところでございます。

お尋ねの法改正案の大綱の内容としては5項ございます。1つ目が、法の期限を10年間延長すること。2つ目は、都道府県の責務に関する規定の新設。3つ目が、特定有人国境離島地域の追加でございまして、現行の15地域71島について、新たに4地域6島を追加するものでございます。

追加されるのは、北海道の天売・焼尻地域、山形県の飛島地域、新潟県の粟島地域、東京都の新島・式根島地域でございまして。

4つ目といたしまして、本県の意見書でも要望しておりました滞在型観光の促進に係る規定の追加がございまして。

最後5つ目が、改正有人国境離島法の施行後5年を経過した場合に必要な措置を講ずる旨の検討条項を新設するというのが大綱の内容でございます。

【近藤委員】分かりました。特定有人国境離島地域が追加されました。今後、国境離島の交付金が不足する可能性が見込まれると思っておりますけれども、このことについて、県としてはどのように考えているのか、ちょっとお尋ねします。

【中村地域づくり推進課企画監】国境離島の交付金につきましては、有人国境離島法の施行に合わせて創設された国の主な支援制度として、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」がございまして、本県では、この交付金を活用しまして、航路・航空路の運賃低廉化、輸送コスト支援、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進に係る施策を関係市町と一体となって推進しているところでございます。

この国境離島の交付金の令和7年度の予算額については、先ほども答弁させていただきましたが、当初予算で50億円、前年度の補正予算で約5億円が措置されているところでございます。しかし、昨今、全国的に航路・航空路運賃の値上げが行われていることから、特に、航路・航空路運賃の低廉化に要する費用が増大しているということがございまして、令和8年度当初予算については、5億円の増額となる55億円が計上されており、令和7年度の補正予算としては、6.5億円が措置されているところでございます。

特定有人国境離島地域の追加や航路・航空路運賃の値上げなどによりまして、今後、国境離島の交付金の全国予算が不足する可能性があることについては、本県としても十分認識しているところでございます。引き続き、特定有人国境離島地域の関係都道府県とも十分に連携しながら

ら、国へ必要な予算額の確保について働きかけてまいりたいと考えております。

【近藤委員】 ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

【初手委員長】 ほかに質問ございませんか

【大場委員】 それでは、2点、新幹線と島原鉄道とお聞きしたいと思いますが、まず、新幹線についてです。

平田知事が就任をされて、早速に水嶋国土交通事務次官にお会いされるなど、そういった行動自体が本当に現状の今の知事として高く評価したいと思います。そういったことで、この新幹線関係が進むことを本当に期待をいたしております。

そういった中で、議会としてもしっかり応援をしていきたいと思いますが、ただ、いかんせん、長崎県ばかりの問題とは言えませんので、対する相手方として、佐賀県のお考えもあろうかと思えます。そういった中で、ただ、これは私個人の受け止めなんですけど、佐賀県の新幹線整備に対する考えも少しずつ変化はしてるんじゃないかなというふうな認識をしておりますが、現状、佐賀県等を含めて、そういった中で、どのような議論があって、佐賀県の現状についてどのように県として把握しているのかお尋ねをしたいと思えます。

【川口新幹線対策課長】 佐賀県の議論の状況、それから委員ご指摘のとおり、変化しているのではないかということに関する県としての受け止めに関するご質問でございます。

まずは、佐賀県内におきまして、やはり様々なご意見が出ています。特に財政負担でありますとか、在来線、それからルートに関していろんな議論、これは県議会でもそうですし、いろんな議論がなされているものと承知いたしてお

ります。その中におきまして、今の議論の状況で把握しているところでご説明申し上げますと、まず、地方負担について、これ佐賀県の試算にはなるんですけども、佐賀県として、新鳥栖～武雄温泉間のフル規格で整備した場合の佐賀県の負担が1,400億円以上を超えるというような試算をされて、これに関しまして、佐賀県としては、佐賀県の財政計画に収まるような規模ではないということで、これに関して、やはり国の国家プロジェクトでありますので、国のスキームに基づいた試算をされているということで、このスキームに関して、現在の財源スキームで折り合うことはないということを佐賀県の山口知事はおっしゃられております。

次に、在来線についてでございますが、これ恐らく佐賀駅周辺のことを指されているというふうに認識しておりますが、今の在来線の環境は悪くないと。むしろいいというようなご発言をなさっております。これに関しては、佐賀から博多に行く特急の本数でありますとか、その利便性を指されて、もし全フル規格になった場合は、今の鉄道環境を失うリスクがあるというようなことで懸念を示されているというような状況でございます。

次に、ルートでございますが、ルートに関しましては、これ、これまで佐賀県と国土交通省の幅広い協議という中で議論をなされております。その中におきまして、3つのルートというのが示されました。3つのルートと申しますのが、佐賀駅を通るルート、それから佐賀駅の北側を通るルート、それから佐賀の南側、これ佐賀空港が南側にあるんですが、佐賀空港を通るルート、3つのルートについて、国土交通省と佐賀県の間で協議がなされております。

その協議の中で、いわゆる費用でありますと

か、時間短縮効果とか、そういった様々な数値も示されております。ただ、それに関しましては、佐賀県としては、自ら提案する立場ではないということで、それぞれのルートに対して具体的な評価はなされておられません。佐賀県内の中での議論の中では、南回りを通るルートがいいのではないかというお声が、いわゆる経済団体でありますとか、議会の中で議論がなされているということで、これに対して佐賀県としては、少し前の議会だったと記憶しておりますが、南回りルートについては、一考に値するというようなご発言をなされていたというのが、少し前の状況でございました。

直近で申しますと、先ほどおっしゃられたように、国土交通省の水嶋事務次官が、山口知事と昨年10月頃からだったと思いますが、数度にわたって協議を重ねられております。その中におきまして、ルートについても議論されているようでございまして、山口知事がルート案について、佐賀県の中での意見を集約する必要があるというようなご発言を、これ初めてなされていると。先ほど申し上げたように、提案を受ける立場で自らこう進める立場ではないということから一步前に出られたようなご発言かと思っております。県といたしましても、今後の議論の動向というのは注視したいと考えております。

あわせまして、佐賀県の意見、考えが変わったのではないかというご質問でございます。これに関しましては、佐賀県の報道機関のアンケートがございまして、サガテレビと佐賀新聞でそれぞれ調査をなさっております。サガテレビの調査においては、昨年の最新のアンケート結果によりますと、全線フル規格の整備に賛成する方が63%ということで過半数を超えており

ます。

佐賀新聞の世論調査におきましても類似の質問をなされておまして、フル規格の整備を求める方が35.2%、そして、在来線を活用すべきだという方が35.4%ということで、拮抗しているというような結果になっております。これに関しましては、数年前から調査をなされておまして、徐々にではあります。賛成の声が増えているというふうに認識をいたしております。

【大場委員】 ありがとうございます。佐賀の山口知事も水嶋事務次官と数度会話をされておりますので、その進展にも期待をするところではあります。ただただ佐賀県の実情とすれば、私たちが理解をしなければいけないところは非常にハードルが高い現状であるということは、まず私たちが認識をしなければいけないんだろうというふうに思います。そういったことで、一つ一つ丁寧にやっていくことと、平田知事も、明日、山口知事にご挨拶という形ではありますけれども、お会いになさると、挨拶に行かれるということですので、そういった機会を増やして、佐賀県の理解を得る努力というのは、長崎県は引き続き行っていかなければいけないと思いますので、そういったところで、まずは佐賀県のことでも理解しつつ、また、本県の言わせていかなければいけない部分というのがありますので、その部分も本県の理解を求めつつ、そういった対話・会話を含めて進捗が図れるよう、まずは平田知事にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ただ、西九州ルートが現状で、今、対面乗換方式でやっています。現状で、今スタートは切りましたけれども、これから全国で今同時に進んでいる新幹線の中でも北陸新幹線があるかと思っております。そういったところとの、今度は長崎

と北陸、またそれ以外にも、現状とすれば、計画というか、新幹線計画も全国ではいろんな声があるというふうに聞いております。そこで本県が取り残されないように、まずは整備を求めていきたいと思うんですが、そういったところ、現状、北陸新幹線をはじめとして、ほかのルートに進捗状況というのはどのような状況にあるんでしょうか。

【川口新幹線対策課長】西九州ルート以外の他の路線の整備状況ということでご説明申し上げますと、整備計画路線というのは、全国で5路線ございます。その中で、今整備されていない、いわゆる未整備区間というのが2つございまして、西九州ルートと北陸新幹線の敦賀から新大阪間、この2つが残されていると。もう一つ整備中の新幹線、これが北海道でございまして、今函館から札幌に向けて整備が行われていると。要は工事中というような状況です。

私どもとして、これまでも遅れないようにというご指摘を踏まえながらやっているのは、いわゆる北陸新幹線の未整備区間に遅れないように、どのように取り組んでいくかということで、県、あるいは市町、それからJR九州関係者と一緒に政府・与党等に働きかけを行っている状況ではございます。

ただ、北陸の状況を少しご説明申し上げますと、北陸につきましては、平成28年に、小浜・京都ルート、ルートは決まったという状況ではございました。その後、環境アセスを進められて、令和6年になるんですけれども、京都駅の配置について3つ案がちょっと詳細なルート案が出されて、その際に、それまで事業費が2.1兆円の試算だったのが3.9兆円になったと。今後の物価上昇を踏まえると、5.2兆円まで増えるおそれもあるというような試算が出されて、その後、

やはり地方負担をされるような、京都の方で様々な懸念が示されたということで、あわせて、石川県におかれましては、小浜・京都ルートではなくて、米原ルート、岐阜の方ですね。琵琶湖の反対側っていうふうにイメージしてもらえば分かるんですけど、米原ルートの方も検討すべきではないかというようなご意見も出されて、各県、経済界から様々な意見が出ているようなところでございます。

政府・与党の動きになりますと、いわゆる維新の会が与党に入られたということで、その後の維新の会が入られた与党PTにおいては、小浜・京都ルートだけではなくて、過去に検討されてきた8つのルートについて改めて再検証をしようということで、今現状で申し上げますと、国土交通省がデータを整理されているということで、今後においては、与党PTで地元やJRなどの関係者のヒアリングもされるというふうに向っております。

あわせて、これは新聞報道にはなるんですけれども、与党PTにおいては、今年の7月までにはルートについての方向性を決めたいというような報道もありまして、やはりそこに遅れるようなことがないよう、県といたしましては、国土交通省から情報収集に努めるとともに、与党PTに対しても、しっかりと働きかけを行ってまいりたいと考えております。

【大場委員】ありがとうございます。現状としては理解をいたしました。ただ、北陸は北陸でいろんな問題を抱えてるんだなというふうには理解いたしました。ただ現状として、西九州ルートと違うのは、もう北陸の場合は、環境アセスも終わって、条件は遥かにこちらよりも進んでいる状況にあるということは認識をしないといけないんだろうと思いますので、これから

早くするためにも、県の今後の取組が重要となつてまいりますので、今後の県の取組はどのようにお考えでしょうか。

【川口新幹線対策課長】今後の取組に関するご質問でございます。

やはり、まずは未整備区間である佐賀県のご理解を得ることが必要だと思っております、委員からのご発言もありましたように、やはり佐賀県としっかりとした協力関係、そして、佐賀県の事情を理解して、そして、本県の考えも理解していただき、相互に理解していただく必要があるかと思っております。その意味におきまして、平田知事が一般質問でも答弁されましたように、新幹線だけではなく、両県・隣県として、それ以外にも交通でありますとか、福祉、様々な分野で課題を共有しているということなので、新幹線も含めた課題を解決するための協力関係を築いていくことが重要ではないかと考えております。

当課におきましても、長崎本線上下分離区間というのがございまして、諫早から、旧肥前山口、今、佐賀県の江北なんですけど、その鉄道の管理については、佐賀県、長崎県が連携して行っております。こうした取組を一つ一つ積み重ねることで、お互いの意見も言い合えるようになり、また新幹線に対しても、長崎と佐賀の意見の交換、それから議論というのが進んでいくかと思っておりますので、まずは佐賀県のご理解を得られるように、本県としてやれることをしっかり行ってまいりたいと考えております。

その上で、国家プロジェクトでございますので、やはり国に対する働きかけを強めていかないといけないと思っております、先ほどからご指摘がありました北陸新幹線に遅れないように、いわゆる一体的な財源の確保でありますと

か、与党での議論の進展というの、経済団体や市町とも一緒になって、政府・与党に働きかけてまいりたい。

あわせまして、九州全体としての気運も醸成していかないというふうにご検討をしております、いわゆる気運醸成のための取組、これも経済団体等とも連携して、先ほどから申し上げておりますイベント実施、これについても、非常に西九州新幹線の効果を理解していただく非常に格好な機会だと思っておりますので、そういったイベント、あるいは県外でのPR、情報発信をできる限りやって、全線フル規格に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【大場委員】ぜひ平田知事を先頭に、まずは国へもしっかり働きかけをし、佐賀県には、本当に丁寧な形で理解を求めている、フル規格に賛同していただくような努力をお願いしたいと思っております。

先ほど佐賀県の側としても、在来線の問題が出てました。本県も在来線の問題は、要は県北の問題ですね。昨日の新聞の中にも、ミニ新幹線ってというような記事がありまして、そういった解決の一助になるのではないかとというような話でしたが、記事を読みますと、問題も非常に多いような内容でありましたが、ただ、そういった形での今度は本県の状況としても、在来線フル規格になってはいるが、この県北の在来線の問題というのはどうしても残ってきますので、そういったところでも併せて、ミニ新幹線は一つのその議論の切り口としてだろうと思っておりますけれども、そういった在来線についても、県としても県北の方々の足の確保といいますか、そういったものは考えていかなければいけないと思っておりますので、その辺の認識もぜひよろしくお願いをいたします。これ答弁は要りませんので。

次に、島原鉄道でございます。

非常に協議会が始まっていますから、検討をされております。存続についてどのような形でということではありますが、その協議会の中でも、今、結論を出すものを少し伸ばしたような形で、より慎重な形で協議をしていくという方向に変わっております。昨年の暮れにも、島原市内にある高校より、島原鉄道、また各自治体の方に、存続に向けた要望書が出されたというふうにもお聞きをしておりますので、現状、その協議会の中で、島原鉄道の存続に向けた話合いの中で、どのような形で進んでいるのかというのをお尋ねしたいと思います。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】島原鉄道の今後の方向性につきましては、委員ご指摘のとおり、島原鉄道活性化検討部会を設置し、利用者、島原鉄道、それから関係市、そして、県、国も入れて、関係者で協議してきたところです。

現在、今後の方向性として、みなし上下分離方式により鉄道を存続させる案と、バスに転換するという案がございますけれども、バスに転換させるという案につきましては、運転士不足の現状などを考えますと、現実的には非常に困難なものと考えておまして、みなし上下分離方式による鉄道の存続というのが最も有力な選択肢であろうと考え、その方向で沿線の3市と協議をしてきたところでございます。

ここの課題は、みなし上下分離方式をいたしますと、自治体側の負担、県も含めてですけれども、財政的な支援をかなり拡大する必要がございます、それが県も含めて財政的に厳しい自治体、皆さん財政的に厳しい状況でございますので、その負担に耐え切れるかというところが今最大の問題となっております、そこを

どうしていこうか、できるだけ何か軽減する方法はないかというところで検討しているところでございます。

【大場委員】ありがとうございます。しっかり考えていただいているということは理解をいたしました。ただ、先方の島原鉄道さんも民間企業でありまして、時間的な余裕というのがそんなあるかといったら、私はないと思っています。ですので、時間も限られた中で、一定のそういった結論というのは出す時期を迫られるんじゃないかなと思っておまして、そういったことで、県として丁寧なやり取りも行いながら、地元島原半島の市民としては、ぜひとも残していただきたいという声の方が声になっております。この島原鉄道を守ってほしいというような声非常高いです。ですので、そういったこと、そういった声を受け止めていただいて、できるだけ早い段階での結論が望めるように議論を尽くしていただいて、何とか島原鉄道に対する助成、今後の在り方について協議していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【初手委員長】ほかに質問はございませんか。

【山下委員】お疲れさまでございます。ちょっと新幹線について、大場委員の関連でもありますが、先ほど大場委員からも、県北のということで、佐世保線、在来線でも冒頭のお話をいただきましてありがとうございます。

今、ミニ新幹線について、非常に議論が活発化しております。私も佐世保に住む県民として、また、佐世保選出の議員としても、ミニ新幹線というのは非常に夢のある話だなというふうには思うところであるんですけれども、今現状を佐賀県さんとの先ほどお話もありましたけれども、県として、このミニ新幹線の議論は今活発

になってますけれども、今県としてはどのように議論を捉えられて、どういうスタンスでいらっしゃるのか、まずはそこを、基本的なところをお尋ねをしたいと思います。よろしく願います。

【川口新幹線対策課長】佐世保線に関しまして、お答えさせていただきます。

まず、JR佐世保線でございますが、やはり県北地域と福岡の都市圏を結ぶ重要な幹線だと認識をいたしております。これに関しまして、新幹線に関連したことで申し上げますと、平成4年に九州新幹線長崎ルート等の整備に関する基本的考え方というのを出ささせていただいております。その中におきまして、一つの項目として、佐世保線の輸送改善を図っていくということといたしております、この基本的考え方というのは、現在も変わっていないということで、この基本的な考え方にに基づきまして、これまでも佐世保線の輸送改善、これは高速化も含めてでございますが、ダイヤについても、JR九州に働きかけを行ってきたところでありまして、これに関しましては、今後も佐世保市と協議して、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、新幹線の整備の状況というのも非常に重要になってこようかと思っておりますので、今の未整備区間の協議の中で議論が進展する後においては、佐世保線についても一緒に在来線を含めて協議なされていくものだと承知をいたしております。

【山下委員】もうそのお答えで僕はいいと思うんですよね。やっぱり我々も地域としては、そういう理想とか夢とかあるんですけれども、今何が一番必要かって言ったら、やはり新大阪までのフル規格で長崎新幹線が通ることだと思う

んです。だから、やはり我々もその地域のエゴというか、理想を言うのはちょっと抑えてですね、今は。特に、佐賀県知事さんが国交省に出向かれて、事務次官とも折衝を何回もされているわけですし、先ほど答弁にありまして、佐賀県内での今どういうルートが適当なのかっていうことも、今から絞っていくようなお話もありましたし、平田新知事も今取組を始められたところでもありますので、ここはじっと我々も県北としては見守るといいでしょうか、ぐっと我慢して、まずはフル規格を実現するために協力すべき時期じゃないかなと、私は個人的にはそのように思っておりますので、平成4年の基本的考え方というのを維持させていただいて、それを念頭に置きながら、まずはフル規格、全線開通に向けて、県として全力で取り組んでいただきたいなど。あえて県北の私が言わせていただくということに意義があるんじゃないかなと思ってるんで、そこをご理解の上で、引き続き大変な取組だと思いますけれども、応援してまいりますので、ぜひとも頑張ってくださいたく、エールを送って質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【初手委員長】ほかに質問ありませんか。

【白川委員】私の方からは、長崎県地域公共交通の計画についてお尋ねをしたいと思います。

まず、パブリックコメントの募集結果についてというところですけども、ご意見の数が3件ということで、1個人と0団体ということなので、1人の個人の方が3件書かれたのかなというふうに理解をしておりますが、全県民に必要な公共交通の計画に対するパブリックコメント、県民の皆様からのご意見としては非常に少ないのではないかと思いますけども、どういうふうに周知されているのか、どういうところに届いてい

るのか、届けようとしているのかについても教えていただきたいと思いますが、例年というか、これまでの計画もこのように少なかったのかについても、併せて教えてください。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 まず、今回の周知方法ですけども、閲覧方法につきましては、ホームページや我々交通政策課に設置されている協議会事務局、それから県政情報コーナーなどに設置しております。周知につきましては、この協議会に参加している各種団体などにメールなどでパブリックコメントを開始していることをお伝えをしておるところです。

それから、これまでの計画におけるパブリックコメントなんですけど、今回の計画がまだ第2期計画ということで、第1期計画を3年前に策定しているところですけど、そのときのパブリックコメントの件数につきましては、今手元に資料がなく、必要であれば、後ほどお届けさせていただきます。

【白川委員】 ありがとうございます。前回はちょっと数が分からないということでしたので、また後ほど教えていただければと思いますが、協議会に参加されている、これ企業さん、団体等にもメールで周知をされているということではありましたけども、私、女性団体に所属をしておりますして、男女共同参画の計画が出た際は、各団体パブリックコメントがされているということについてはそれぞれに周知をして、勉強会をして、パブリックコメントないかっていうことを会議のようなものを行って、それぞれに意見出しをして、個人がそれぞれメールでパブコメをするっていうような取組もして、できるだけ自分たちの意見を行政に届けようという努力をしているんですけども、こういった地域交通の団体さんも、恐らく計画見ていただいて、

ご意見等あるかと思うんですけども、集まっていないということは、この期間にもちょっと問題があるんじゃないかなというふうに見ておまして、12月24日から1月23日っていう期間が、パブコメを行う期間として適当なのかというところについてもちょっと指摘をさせていただきたいと思いますが、年末年始、そういった企業団体はお休みに入る、休みの期間が長いと思いますし、恐らく、年末年始非常に業務的にも忙しい時期なのかなと思っています。なので、そういった団体のことを考えると、この時期は外した方がよかったのかなというふうに思いますけども、その辺りいかがでしょうか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 年末年始を挟むことについては、内部でも同じような意見があり、そこについては議論をいたしました。ただ、今回の計画は、令和8年4月1日、つまり1週間後から開始をするというスケジュールになっておまして、それに間に合わせよういたしますと、この期間でやるしかなかったというのが実情でございます。

【白川委員】 ありがとうございます。内部でも検討されて、期間がなかったということではありますけども、ちょっとパブコメしにくい時期かなというふうに思います。市民、県民の皆さんにも関係するとか、切っても切り離せない公共交通のことですので、市民の皆様にもパブコメやっているということを周知いただく工夫も必要かなというふうに思います。

行政のホームページを見ると、今やってるパブコメって一覧でぱっと出てくるので、関心ある方、声を届けようという方は恐らく見えて、関心あるパブコメにはアクセスをして、それぞれにされてるんだらうなどはと思いますが、なかなかそういうことを行政がやってるって、パブ

コメ自体を知らない方も多いと思いますので、行政と県民の皆様がつながる大切な取組かと思っておりますので、ぜひ周知にも何かしら工夫をしていただければと思いますがいかがでしょうか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】大変重要なご指摘をいただいたと思います。そこにつきましては、今後の課題として検討をさせていただきます。

すみません。それと、先ほどご質問いただいております前回の計画のときのパブリックコメントですけれども、全部で26件ございました。

【白川委員】お調べいただきありがとうございます。前回26件ということなので、今回の3件はやはり非常に少ないというふうに思いますので、届け方、期間についても検討をお願いしたいと思います。

では、その計画の内容についてですけれども、概要版の5ページの方に、先ほど来からお話に挙がっております離島航路の確実な維持ということで書いてありますけれども、離島住民にとって欠くことのできない航路について、国庫補助金等の支援制度を活用し、国、県、関係自治体において協調し、航路の維持を図るということでもありますけれども、先日、九州郵船さんの対馬～博多間のジェットfoilが減便となりました。このことについては、人手不足ということでありましたので、どういうことか詳しく県の方にもお尋ねしましたし、会員組合さんの方にもお尋ねをしまして、状況を確認させていただいたところ、若い方が多く辞められていたということが分かりまして、令和元年から令和7年8月までに23人人員が減少しているということをお伺いしました。どういったことなのかということをお伺いすると、やはり船員さんって、船に乗って仕事に出かけると、なかなか陸上でのお休みが取れない

とかいうことで、若い船員さんが家族に会えないというようなこともあって、そういった不規則な生活で若手の定着ができていないというようなことをお伺いしました。

これ対馬～博多間なので、福岡のことというふうになって言われていたんですけども、長崎県内の航路における各企業さんにおいても、同じようなこと、人員不足が非常に厳しいということをお伺いしました。やはり退職者が多い。長崎においては高齢化も進んでいるということではありましたけれども、その退職者に対して採用人数が追いついていなくて、要員状況はかなり逼迫しているという状況、各社の状況を一覽でいただきまして、かなり厳しい状況ということをお伺いしております。そういった船員さんの働き方改革も含め、この船員不足について、県はどのように把握されているのかお尋ねします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】まず、今ご指摘のあった博多～壱岐・対馬航路のジェットfoilの減便ですけれども、こちら、博多～対馬間のジェットfoilは、前日夕方に対馬に着いて、一度、対馬に泊まって、翌日朝一の対馬始発便に乗務するという、対馬に宿泊する勤務があるということで、やはり今、白川委員からもお話がありましたように、家族に会えない時間が増えてしまうと。そこがネックとなって、日帰りできるほかの航路に転職をされた。それによって、急な船員不足が生じ、ジェットfoilを減便せざるを得なくなったというふうにお伺いしております。

この船員不足という問題につきましては、非常に大きな課題であると感じておられまして、我々も様々な事業者と意見交換をいたしますけれども、やはり人手不足、なかなか船員を確保できない、確保しても辞めてしまうというところ

ろについては、皆一様におっしゃるところでございませう。

それから、この問題は長崎県だけの問題ではなくて、内航船では全国的に不足をしております。私、こちらに来る前に国土交通省で船員行政をやっていたので、その経験から申しますと、やはり、最近若い人がそもそも船員の養成学校に入っていないという問題がございます。その結果、船員の養成機関の方もなかなか授業料収入などが得られず、一部閉校に至っている、そういった悪循環が生じておりますので、そういった若い人が入れる環境をつくっていくと、こちらは、まず県独自でできる話ではなくて、国の方でそういった話を全国的に進めていただく必要があるのかなと思っております。

それから県といたしましても、各事業者が船員を採用できるような場をつくっていくことをやっていきたいと考えております。

【白川委員】 ありがとうございます。全国的なところでも人員不足、そして、そもそも船員学校に行く方が少ないということでした。

長崎の鶴洋高校の方でも、恐らくそういった学科があったかなと思いますけども、ハワイ沖の方に研修交換に行かれたりとかしている、皆さん、恐らくこういった船員さんになれる方なのかなと思いますけども、やはり夢を持って、そういった船員になろうという学生さんたちが、現実、そういった働き方がやはり自分の望むものと違った。理想と現実のようなことにぶち当たるということは、船員だけではなく、様々な仕事でもあると思うんですけども、そういったところについても、どういうふうに働き方改革を進めたらいいのかというのは、ちょっとここでは答えは出ないかと思いますが、例えばスケジューリング的なことで調整するのか、ちょっと

そういったところも念頭に入れて、この船員不足は非常に深刻であるということを業界からもいただいておりますので、ぜひとも県でもしっかりと把握の上、取り組んで、国の方にも取り組んでいただきたいと思います。

どうしても航路の話になると、そういった船体・船の改修ですとか、そういった運賃のことですとか、そういうことに目が行きがちだったり私もしてたんですけども、また、その働き方、働く人にとっては、賃金の課題なのかなって思っていました、船員さんは、割かし賃金の方はいいということでもありますので、やはり、そういった働く人たちの望む働き方についてということについても、この人員不足の中、様々考えていく必要があると思っておりますので、そちらの方も国に要望も含めた上で、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 エールの言葉と受け取りさせていただきました。我々の方も、その課題認識は白川委員と全く同じですし、国の方も全く同じであると考えておりますので、今後とも船員の不足対策に努めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【初手委員長】 ほかに質問ありませんか。

【本多委員】 私の方から少しだけ。実は、先日、昨日の公明新聞で、地域の移動の足確保を目指す交通空白解消を政府が法案提出という記事がありまして、その中で気になったのが何点かございましたので、お尋ねいたします。

記事の中で、「日本バス協会の試算によると、運転手数は、2030年度には9万3,000人まで落ち込み、現状の路線網を維持しようとした場合、3万6,000人の運転手が不足する。人手不足が解消できなければ、減便や廃止の流れが続くこと

が見込まれる」というふうにありました。長崎県においては、バスの運転手不足に対して、それを抑止しようという事業を行っていたかと思えますけれども、その事業を行ってきて、今どういった効果が見え始めてきているのか、そういったものがあれば教えていただければと思います。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】県といたしましては、バス等のドライバーの確保のために業界団体と連携をいたしまして、同じく人材不足が問題となっておりますタクシーやトラックと一緒にした合同企業説明会を開催いたしました。つまり、車両に興味がある方々がここに来れば、たくさんの企業が集まっているよという合同企業説明会でございます。これを令和6年度より開始いたしました。本年度につきましては、10月に諫早で行い、67名の方にご来場いただきまして、その中で既に複数の方が採用が決まっていると。今の会社を退職するのを待ってくれと言われている方もいらっしゃるようなので、その方も含めると、もう少し数が増えるのかなと思っております。

また、長崎県バス協会に対して交付金を交付いたしまして、それを通じた大型二種免許取得支援なども実施をしているところでございます。

【本多委員】ありがとうございました。そうでしたね。合同説明会を行ったということで、今の会社を辞めるのを少し待ってくれと言われている方もいると。それがバス会社だったりとかいうことはないんですね。大丈夫です。すみません。

続きまして、同じ記事の中で、交通空白という文言が出ております。鉄道駅から500メートル圏内にあるものの、駅からの列車本数が極めて少なく、病院や学校へ行くための移動手段とし

ては使い勝手が悪いとか、いろいろ例があるようなんですが、全国で約2,500か所交通空白があるということですが、県内ではどれくらいあるんでしょう。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】恐らく、国土交通省が昨年行った交通空白地帯の実態を把握するための調査かと思えます。その調査結果によりますと、長崎県内においては、47か所であるとされております。

【本多委員】ありがとうございます。もう1個、最後に聞かせてください。

記事内で、3月10日に国会提出されたのが地域公共交通活性化再生法改正案だというふうにありました。今回、長崎県地域公共交通計画（案）というのをつくっていただいているんですけども、国会提出されたということは、その前に国も内容を把握されているかと思うんですけども、こういったものを踏まえた案になっているというふうに考えてもよろしいでしょうか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】今回の法改正案の内容が表に出ましたのが3月10日です。地域公共交通計画自体は、昨年の11月定例会で素案をお示ししているよりも、前から検討をしており、昨年秋の段階では既に素案もできているので、必ずしも、今回の改正案を反映したものにはなっておりませんが、結果として、内容が似通っているところはございます。

例えば、今回の地域公共交通計画の中では、地域の輸送資源を活用した最適な地域内交通網の形成として、スクールバスなど地域の輸送資源を活用するなど、交通以外の分野との共創を通じて、地域の実情に応じた地域内交通網の形成を推進するというものが含まれておりますが、こちらにつきまして、今回の法改正案でも似たような内容が入っております。輸送資源をフル

活用すると。実際スクールバスなども具体例に挙げられておりますので、結果として、内容は非常に似ているところがあるかなと思います。

【本多委員】 ありがとうございます。

【小橋市町村課長】 先ほど、赤木委員のポスター掲示場数の件で答弁をさせていただきました。衆議院選挙と知事選挙のポスター掲示場の差、20か所程度と申し上げました。すみません、正確には、2市で37か所でございます。おわびして訂正させていただきます。

【初手委員長】 ほかに質疑はございませんか。

【虎島委員】 ありがとうございます。長崎県地域公共交通計画について、1点だけお願いします。

先ほどから話題になっております担い手の確保についてですけれども、この計画自体よく読むと、物すごく課題とか詳細に検討されていて、対策とかいうのも書かれてはいるんですけども、この76ページに、担い手の確保という項目があるんですけども、その内容が非常に課題の大きさに対して薄いんじゃないかというふうに見受けられますけれども、もちろんこれを軽く扱ってるというわけではないとは思んですけども、この具体的な内容がもうちょっと厚みができなかったのかなと思ひまして、お尋ねでございます。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 今回の計画は、基本的な大きな方針を表したものになりまして、これに基づいて、様々な事業を今後計画していくということになりますので、この記載が短いからといって、今後やっていく事業が少ない、予算が少ないというわけではございません。この計画の記載が短いのはなぜかと言うと、端的に書くことを最優先にしておりますので、長々書くと逆にポイントが分かりづらくなるかと思ひました。

人材確保につきましては、かなり課題として

認識も広がっているところですので、長々書く必要がなく、分かりやすく端的に書くことを意識いたしましたため、このような形になります。決して、人材確保を軽視しているわけではなく、むしろ最重要課題だと考えております。

【虎島委員】 ありがとうございます。前の方を見ると、各事業者の課題、やっぱり1位、2位はやっぱり人材不足というところがあって、そこには1つずつやるべきことってというのが書かれていて、今回、この最後のページ、ここはあらゆる業種の中で人材のことでまとめを書いたというふうなことで理解をしたいと思います。ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩をいたします。

— 午前11時50分 休憩 —

— 午前11時50分 再開 —

【初手委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、秘書、広報戦略部、総務部、危機管理部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

— 午前11時51分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月25日

自 午前 9時58分
至 午後 2時15分
於 委員会室1

栞原 恵 県民センター長
徳永 真一 人事課長
井手美和子 新行政推進室長
岸川 康博 職員厚生課長
高橋 圭 財政課長
赤尾 美望 財政課企画監
森 祐子 管財課長
坂本 将志 管財課企画監
田端 健二 税務課長
田島 義史 税務課企画監
佐藤 荒樹 債権管理室長
湯川 亮一 スマート県庁推進課長
江口 詔一 スマート県庁推進課企画監
本村 篤 総務事務センター長

2、出席委員の氏名

初手 安幸 委員長(分科会長)
永安 健次 副委員長(副会長)
山口 初實 委 員
近藤 智昭 〃
大場 博文 〃
山下 博史 〃
赤木 幸仁 〃
本多 泰邦 〃
白川 鮎美 〃
畑島 晃貴 〃
虎島 泰洋 〃

今富 洋祐 危機管理部長
坂木 勇夫 危機管理対策監
杉浦 一也 危機管理部政策監(基地政策担当)
飛永 琢也 防災企画課長
山口 大吾 基地対策・国民保護課長
松尾 健自 消防保安室長

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

陣野 和弘 秘書・広報戦略部長
黒島 航 秘書課長(参事監)
永川 慎吾 ながさきPR戦略課長
松浦 浩二 広報課長
中尾 正英 総務部長
猿渡 圭子 総務部次長
小林 陽子 総務文書課長

6、審査の経過は次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【初手委員長】 おはようございます。
委員会及び分科会を再開いたします。
これより、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

【初手分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、秘書・広報戦略部長より、予算議案の

説明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】おはようございます。秘書・広報戦略部の関係の議案についてご説明いたします。秘書・広報戦略部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

議案の説明に先立ちまして、資料に記載してありますとおり、令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時期の関係もあり、骨格予算でありますので、1、人件費等の義務的経費、2、経常的な管理経費及び継続事業費、3、その他事業の執行上、当初予算に計上を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上いたしております。

それではまず、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち、秘書・広報戦略部関係についてご説明いたします。

予算額は、歳入予算で、諸収入184万9,000円、合計184万9,000円、歳出予算は、総務管理費7億2,557万6,000円、合計7億2,557万6,000円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

ながさきの魅力発信事業費について。

民間の知見を活用し、各部局の情報発信・PR事業に対するアドバイスや支援を行う実効性の高い情報発信の推進等に要する経費や、関係人口の創出・拡大に向けた首都圏等におけるパブリシティ活動やプロモーション及び民間企業と連携した取組等に要する経費として、8,076万

5,000円を計上いたしております。

広報誌発行費について。

広報誌の発行等に要する経費として、1億1,429万8,000円を計上いたしております。

債務負担行為について。

令和8年度の債務負担を行う主なものについてご説明いたします。

広報業務に係る令和9年度から令和12年度までに要する経費として、1億4,547万4,000円を計上いたしております。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち、秘書・広報戦略部関係についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算で、諸収入119万6,000円の増、合計119万6,000円の増、歳出予算で、総務管理費7,382万8,000円の減、合計7,382万8,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

行幸啓関係事務費について。

ながさきピース文化祭行幸啓に関する経費の実績見込み減に伴う使用料等の減として、1,658万5,000円を計上いたしております。

ながさきの魅力発信事業費について。

情報発信支援業務の実績見込み減に伴う委託費等の減として、700万7,000円を計上いたしております。

インターネット広報促進事業費について。

県公式ウェブサイトリニューアル業務に関する経費の実績見込み減に伴う委託費等の減として、2,952万3,000円を計上いたしております。

債務負担行為について。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

令和7年度当初予算で債務負担行為を設定し

ていた機械警備業務委託について、限度額の増額を行う必要があるため、令和8年度までの債務負担行為として15万9,000円を計上いたしております。

最後に、令和7年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和7年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、秘書・広報戦略関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】次に、総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】おはようございます。総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第8号議案「令和8年度長崎県庁用管理特別会計予算」、第11号議案「令和8年度長崎県公債管理特別会計予算」、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、第58号議案「令和7年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）」、第61号議案「令和7年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）」であります。

初めに、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち、関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時

期の関係もあり、骨格予算でありますので、1、人件費等の義務的経費、2、経常的な管理経費及び継続事業費、3、その他事業の執行上、当初予算に計上を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上いたしております。

歳入予算総額は、5,543億4,383万円、歳出予算は、2,107億8,843万8,000円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、「本庁舎及び振興局庁舎の改修、県内振興局庁舎整備等に要する経費」、「ふるさと納税の推進に係る経費や、令和8年度のふるさと納税を次年度以降の財源として活用するための基金積立金」、「庁内業務のデジタル化推進及び情報ネットワークの維持・管理等に要する経費等」であります。

また、債務負担行為については、パソコンや複写機など総務行政事務に必要となる機器等の賃借に係る令和9年度から令和14年度までに要する経費等を計上いたしております。

次に、第8号議案「令和8年度長崎県庁用管理特別会計予算」についてであります。歳入予算、歳出予算ともに総額2億7,666万1,000円を計上いたしております。

また、債務負担行為として、文書集中收受発送に係る令和9年度に要する経費等を計上いたしております。

次に、第11号議案「令和8年度長崎県公債管理特別会計予算について」であります。歳入歳出予算ともに、総額553億2,253万3,000円を計上いたしております。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてであります。補正予算額は、歳入予算総額16億5,947万9,000円の増、歳出予算総額164億809万5,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、「令和6年度決算剰余金の積立てに伴う財政調整基金積立金等の増」、「地方消費税に係る他県との精算金の増」、「地方消費税の市町に対する交付金の増」等でありま

す。次に、第58号議案「令和7年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）について」ですが、補正予算総額は、歳入予算、歳出予算ともに3,057万7,000円の減を計上しており、歳出予算の補正の主なものは、文書集中收受発送費の減であります。

次に、第61号議案「令和7年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）」についてですが、補正予算総額は、歳入予算、歳出予算ともに46億8,209万6,000円の減を計上しており、歳出予算の補正の主なものは、元利償還金の減であります。

最後に、令和7年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

令和7年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって令和7年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手分科会長】 次に、危機管理部長より、予算議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】 おはようございます。

危機管理関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料、危機管理部の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち、危機管理関係についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時期の関係もあり、骨格予算でありますので、1、人件費等の義務的経費、2、経常的な管理経費及び継続事業費、3、その他事業の執行上、当初予算に計上を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上いたしております。

予算額は、歳入予算で、合計2億3,691万6,000円、歳出予算で15億2,783万8,000円を計上いたしております。

次に、3ページをご覧ください。このうち、主な事業についてご説明いたします。

防災対策費について。

長崎県総合防災訓練等の実施や自主防災組織結成に向けた防災推進員養成講座の実施等の防災対策の推進に要する経費として、7,691万1,000円を計上いたしております。

能登半島地震を踏まえた防災対策充実強化事業費について。

能登半島地震の課題を踏まえた地震アセスメント調査等を行い、防災対策の充実・強化の推進に要する経費として、9,518万6,000円を計上いたしております。

消防業務指導費について。

急な病気やけがで、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきかを電話で相談する救急安心セン

ター事業（#7119）や消防団活動の充実強化等に要する経費として、5,741万5,000円を計上いたしております。

次に、4ページをご覧ください。

令和9年度以降の債務負担を行うものについて、主なものをご説明いたします。

防災ヘリコプター運航管理業務に係る令和9年度に要する経費として、2億円、長崎県ヘリコプターテレビ伝送システム工事に係る令和9年度に要する経費として、1億9,360万円を計上いたしております。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち、危機管理部関係についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

予算額は、歳入予算で合計4,402万4,000円の減、歳出予算で9,546万5,000円の減を計上いたしております。

これは、主に原子力災害対策整備事業費における国の交付決定に伴う減によるものであります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、繰越明許費として、防災対策費1億1,000万円、防災ヘリコプター運航費2億2,174万1,000円を計上いたしております。

これは、地震アセスメント調査事業において、調査内容が増加したことや、防災ヘリコプターの点検整備において、新たに整備を要する箇所が判明したことなどにより、年度内に適正な工期が確保できなくなったことから、繰越明許費を設定するものであります。

最後に、令和7年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますことから、3月末をもって

令和7年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【大場委員】防災ヘリの運航業務に関して、1点だけ確認をさせていただきます。

本年度も運航自体は非常に運休が続くなど厳しい状況がありまして、整備士不足等々ですね。現行、来年度に向けてはありますが、この契約をした場合、運航されなかった期間については精算されるのかどうか。要は、1年間の予算として整備委託という形になるかと思いますが、仮に、2か月、3か月、今回のように整備士不足により、要は、こちらの条件ではないので。向こう側のことになりますので、それについての本予算についての執行について、要は、整理されるのかどうかというのを1点お聞かせいただきたいと思います。

【飛永防災企画課長】今年度、防災ヘリに関しては、予定外の運休は行われておりません。一定期間、定期点検のための運休はございますけれども、これは例年あるもの、300時間点検でございます。これは例年どおりでございます。したがって、当初の契約の段階から、それを織り込んで契約をいたしてございますので、返還等々の問題は生じません。

【大場委員】ドクターヘリ関係では、整備士不足で非常に厳しい状況があつて、現状、防災ヘリの方では、そういった状況にないというこ

とは認識をさせていただきました。ただ、全国的にも、そういった整備士不足というのがうたわれておりまして、そういった状況の中で、一つの考え方として、仮に、そういうふうな長期の運休が入ったときの精算というのは、どのような形で考えておられますか。

【飛永防災企画課長】現時点においては、契約書の条文等において、そういった場合はどうするかというところまでの定めはございませんけれども、条文の中に、これに定めない場合につきましては、両者協議をするというような条文がございますので、これに基づいて、この段階で協議をすることになるだろうと考えます。

【初手分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山口委員】秘書・広報の関係でちょっとお尋ねします。

勉強的な質問になってしまうんですが、ながさきの魅力発信事業として、前年度1億円余りの費用が計画されているんですが、今回、8,000万円、2,000万円減少しています。その要因といたしますか、ピース文化祭等とも関係しているのかなと想定はするんですが、そうでもないのかもしれないので、ちょっと教えてください。

【永川ながさきPR戦略課長】次年度のPR課の予算が減っている理由でございますけれども、主な減額の理由といたしましては、昨年9月に開催いたしました大阪・関西万博の出展事業費3,500万円、こちらが皆減となっていることが主な原因でございます。

【山口委員】分かりました。いずれにしましても、長崎の魅力を発信していくというのが大きな基本的な命題になっていると思うんですが、その中で、パブリシティを活用して、東京、県外を含めてやるということなんですが、これ基本的には、報道関係に無料で取り上げてもら

うというのが、そういう趣旨だというふうに理解しておるんですが、それだけではとてもいかんと思うんです。何か手だてをされているのか、その辺についてお尋ねします。

【永川ながさきPR戦略課長】ご質問がありました県外パブリシティサポート事業でございますが、主に県外、首都圏、関西圏等のメディアに、本県の観光、物産、歴史・文化といった多彩な魅力を記事や映像で取り上げていただけるように働きかけることで、長崎県の認知度向上とイメージアップにつなげまして、交流人口の一層の拡大を図るための事業でございます。

具体的な内容といたしましては、リサーチ会社を通じまして、本県の魅力の掘り起こしをいたしまして、ながさきPR戦略課の職員が自らメディアへのコンタクトをいたしております。その際に、確かに無償で営業を行っているところがございますが、一定、取材誘致費というのを設けておりまして、メディアや制作会社の方から、例えば交通費を出してほしいと言われた際には、そこを支出した場合に、長崎の情報を取り上げていただける費用対効果があると考えた場合には、その取材誘致費を経費として支出する場合もございます。

【山口委員】できるだけ費用は使わないで効率よくやってもらうというのが基本的な部分だと思いますが、いずれにしても、これから先、長崎により多くの皆さんに来ていただくために、しっかり基本的な部分で頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願います。

【初手分科会長】ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第8号議案、第11号議案、第52号議案のうち関係部分、第58号議案及び第61号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手分科会長】 異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【初手委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、総務部長より、総括説明を求めます。

【中尾総務部長】 総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の総務委員会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第15号議案「長崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例」、第16号議案「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第17号議案「長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例」、第18号議案「長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、第35号議案「包括外部監査契約の締結について」であります。

初めに、条例議案についてご説明いたします。

第15号議案「長崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例」は、公益信託に関する法律の施行及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の改正に伴い、本条例における委員の任命に係る規定について、所要の改正をしようとするものであります。

第16号議案「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ですが、これは、職員の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、県費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずる必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、国の見直し内容に準じて、特急利用に係る距離制限を撤廃するほか、旅行諸費のうち、県外における目的地内交通費等について実費支給へ見直すなどであります。

第17号議案「長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例」ですが、県が保有する個人情報の開示請求に係る手数料について、長崎県手数料条例に定める手数料の不還付及び減免の規定を準用するため、所要の改正をしようとするものであります。

第18号議案「長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の施行に伴い、準法定事務へ移行す

る事務について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第35号議案「包括外部監査契約の締結について」は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案内の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、長崎県特定事業主行動計画について。

県庁におけるカスタマーハラスメント対策について。

令和8年度の組織改正についてであります。まず、長崎県特定事業主行動計画についてであります。令和2年度に策定した計画について、今年度で終期を迎えることから、改訂を行うことといたしております。

今回の改訂では、現計画における基本的な取組は継続しつつ、各目標値について、管理職に占める女性の割合を20%から27%へ引き上げるほか、男性職員の育児休業取得率について、1週間以上の取得率100%を2週間以上の取得率100%とするなど、新たな目標値を定めることとしております。

この行動計画に基づき、引き続き、女性職員の計画的育成やキャリア形成支援に努めるとともに、長時間勤務の是正をはじめとする職員の働き方改革や職場環境の整備に取り組んでまいります。

次に、県庁におけるカスタマーハラスメント対策についてであります。近年、暴言や過度な要求、執拗な苦情などの「カスタマーハラスメント」が社会的に深刻化してきており、行政サービスの現場においても、職員の安全と尊厳

を守るための対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、県では、令和7年10月に策定した「長崎県カスタマーハラスメント対応基本方針」に基づき、令和8年1月に「長崎県カスタマーハラスメント対応マニュアル」を整備し、併せて弁護士への相談体制を構築いたしました。

県民の方々からお寄せいただくご意見やご要望、苦情等に対しては、誠実にその内容を受け止め、丁寧かつ真摯な対応を行ってまいります。

一方で、過度な要求や職員の人格を否定するなどのカスタマーハラスメント行為に対しては、組織として毅然とした態度で対応し、職員が安心して働くことができる職場環境の整備を進めてまいります。

最後に、総務委員会関係議案説明資料（追加1）をお開きください。

令和8年度の組織改正についてであります。令和8年4月1日付で組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

総務部につきましては、県有財産のさらなる効果的な活用を図るため、管財課を再編し、「財産活用室」を新たに設置するとともに、全庁的な歳入対策の推進を図るため、財政課に歳入対策担当を新たに配置することとしております。

また、県政を担う人材の確保から、育成・定着までを一体的に進めるため、新行政推進室に採用プロジェクトチームを設置いたします。

次に、文化観光国際部につきましては、昨年11月にながさきピース文化祭2025が終了し、本年3月末をもって事業が終了することから、「ながさきピース文化祭課」を廃止することとし、本文化祭の成果や盛り上がりを維持・継続するとともに、世界遺産等の文化資源を活かしたに

ぎわいづくりをさらに推進するため、「文化振興・世界遺産課」を「文化振興課」と「歴史文化遺産課」に再編いたします。

続いて、県民生活環境部につきましては、食肉衛生検査体制の効率化を図るため、諫早及び川棚の各食肉衛生検査所における人員・業務分担の見直しを行い、川棚食肉衛生検査所を諫早食肉衛生検査所の支所として再編することとしております。

水産部につきましては、総合水産試験場において各種調査や技術開発等を効果的かつ効率的に実施するため、1部3センターの研究体制を「海洋調査部」と「技術開発推進部」の2部体制に再編することといたしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、総務関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手委員長】次に、秘書・広報戦略部長より、所管事項の説明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】秘書・広報戦略部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

「長崎の変」プロジェクトについて。

県では、本県の関係人口の創出・拡大につながるよう、福山雅治さんをクリエイティブプロデューサーとして、長崎の新たな変化やチャレンジを応援し、その魅力を発信する「長崎の変」プロジェクトに取り組んでおります。

このプロジェクトのキャラクター「にゃーが」については、県内事業者をはじめ、多くの方々にフリーダウンロード素材を自由にPR等で活用いただいているところです。

今年度については、新たに県内5か所へのオブジェ設置や県内外のイベントへの参加に加え、去る2月20日のLINEアニメーション絵文字のリリース等により、ファンの拡大を図っているところであり、Instagramのフォロワー数は約7万4,000人と、全国の自治体公認キャラクターの中で熊本県の「くまモン」に続くトップクラスの規模となっております。

今後も、多くの皆様から愛されるキャラクターになることを目指し、県内外での「にゃーが」の露出をさらに拡大することで、本県の認知度向上と魅力発信に努めてまいります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手委員長】次に、危機管理部長より、所管事項説明を求めます。

【今富危機管理部長】危機管理部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

配付しております危機管理部の総務委員会関係説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、長崎県国土強靱化地域計画の改定について。原子力発電施設等立地地域の指定について。令和7年度長崎県国民保護訓練について。沖縄県先島諸島からの避難住民の受入れ計画についてでございます。

まず、長崎県国土強靱化地域計画の改定についてですが、長崎県国土強靱化地域計画については、昨年12月の総務委員会において、素案をお示しし、ご意見をいただいた後、パブリックコメントを実施するとともに、長崎県防災会議からご意見をいただき、最終案を取りまとめたところです。

今回の改定では、令和5年7月に改定された国の国土強靱化基本計画との整合を図りつつ、県

内における南海トラフ地震防災対策推進地域の指定や能登半島地震の課題など、その後の状況も加味しながら、様々なリスクに対する本県の脆弱性と対応方針を盛り込んでおります。

今後、県議会のご意見を踏まえ、3月までに計画を策定し、公表するとともに、市町や防災関係機関等とも連携しながら、強靱な県土づくりに向け、各種施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

次に、原子力発電施設等立地地域の指定についてですが、去る12月22日、国から、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象地域について、従来、原発から概ね10キロ圏内であったものを、原発から概ね30キロ圏内に拡大すると、正式に通知がありました。

それに伴い、本県では、30キロ圏内に該当する佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市の4市に加え、30キロ圏外の佐々町についても、国の指定基準を満たし、一体として振興することが必要と認められることから、市町の意向を確認の上、指定の手続きを進めております。

現在、国のスケジュールに沿って、指定の申出に係る国との事前協議を行っているところであり、今後、正式に国へ申出を行い、原子力立地会議の審議を経て、国から指定を受ける予定です。

また、指定後には、立地地域の振興を図るため、生活環境や産業基盤等の総合的な整備に関し、必要な事項を定めた「原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」の案を県が作成し、国において決定されることとなります。

次に、令和7年度長崎県国民保護訓練についてですが、去る2月13日、本年度2回目となる長崎県国民保護訓練を、佐世保市において国と共同で実施いたしました。

今回の訓練では、佐世保市をはじめ、消防、警察、自衛隊など13機関、75名の参加をいただき、武力攻撃予測事態を想定した佐世保市外への住民避難訓練を、図上訓練として実施いたしました。

今回の訓練は、市外への住民避難について、新たに避難実施要領を作成した上で、当該実施要領に沿って演練することで、実効性を高めるとともに、関係者の国民保護措置への理解促進を図ることを目的に実施したものであります。

今後、訓練で得られた課題を検証し、当該実施要領に反映するとともに、関係機関との連携を図りながら、引き続き国民保護計画に基づく体制の充実・強化に取り組んでまいります。

最後に、沖縄県先島諸島からの避難住民の受入れ計画についてですが、沖縄県の国民保護訓練については、令和8年度の実動訓練実施に向け、国が訓練想定上の避難先に設定した九州・山口各県の協力により、準備が進められております。

本県においても、国からの協力要請を受け、竹富町の住民約4,200人を、長崎、諫早、大村の3市で受け入れる計画を作成しているところであります。

昨年度は、避難者の輸送手段や避難当初約1か月間に係る宿泊施設の供与等について検討を行い、初期的な計画を取りまとめた上で、国へ提出いたしました。

今年度は、初期的な計画の更なる具体化を図るとともに、要配慮者の受入れ調整、就学再開、就労支援、中長期の収容施設の提供など長期避難を見据えた計画を作成することとなっており、去る2月13日に、関係自治体や関係機関等と調整した上で、本県の「受入れ基本要領（中間整理）（案）」を国へ提出したところであり、本年度中に、国において公表予定とされております。

引き続き、国や沖縄県をはじめ、県内市町、九州各県、関係機関等と緊密に連携しながら、より実効性のある訓練計画となるよう努めてまいります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【初手委員長】 次に、人事課長より補足説明を求めます。

【徳永人事課長】 今回、ご審議をお願いしております第16号議案「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分につきまして、補足してご説明申し上げます。

お手元の令和8年3月定例会県議会総務委員会説明資料の5ページ、第16号議案関係「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」をご覧ください。

まず、「1.改正要旨」にも記載しておりますとおり、今回の条例改正は、職員の旅費制度について、国内外の経済社会情勢に対応するとともに、県費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずる必要があるため、国の旅費法改正の内容に準じまして、関係条例の改正をしようとするものであります。

続きまして、主な改正内容についてご説明いたします。

まず「2の（1）職員の旅費に関する条例の一部改正」につきまして、「ア、交通費の見直し」についてであります。1点目に、新幹線等を利用した場合の特急料金について。

これまで片道50キロメートル以上の行程があることが支給要件でありましたが当該要件を廃止し、50キロメートル未満の行程であっても、公務遂行上、新幹線等の利用が必要である場合

には、特急料金を支給できるよう見直しを行うものであり、これにより、緊急時の対応や勤務時間の有効活用など、公務の効率化が図られるものと考えております。

2点目に、県外出張の際、目的地内の移動に係る交通費について。

これまで、1日1,500円の定額支給としていたところ、定額支給制を廃止し、実際に要した交通費の実費を支給するよう見直しを行うものです。

3点目に、これまで出張に当たっては、在勤公署の発着を原則としていたことから、例外的に自宅からの発着を行った場合には、都度、在勤公署の場合の旅費額との比較を行っておりましたが、自宅からの発着を認めることで、在勤公署の場合との比較計算を不要とするものであり、これにより、一定の旅費事務の負担軽減につながるものと考えております。

4点目に、旅行代理店や料金比較サイトなどを利用して安価なチケットを購入しようとする場合に発生する手数料についても旅費の支給対象とするものであり、これにより、一定の公費の節減効果も見込まれるものと考えております。

続いて、6ページをご覧ください。

「イ、赴任旅費の見直し」についてであります。赴任旅費を構成する「転居費」、「着後滞在費」、「家族移転費」について、国の見直し内容に合わせまして、名称を変更するとともに、それぞれ要した費用について、これまでの定額支給から実費支給方式に見直すものであります。

次に、「ウ、その他の見直し」についてであります。こちらも国の見直し内容に合わせまして、旅費関係規定に違反して旅費の支給を受けた職員について、返納相当額をその後職員に

対して支払う給与または旅費の額から差し引くことができるよう見直しを行うものであります。

続きまして、(2)知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、先ほどご説明いたしました一般職員の取扱いと同様に、県外出張の際、目的地内での移動に係る交通費について、これまで1日1,500円の定額支給制を廃止し、実際に要した交通費の実費を支給するよう見直しを行うものであります。

7ページをご覧ください。

「(3)一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」につきましては、船員につきまして、これまで旅費として支給してきた航海日当を廃止し、国の見直し内容に合わせまして、航海日数に応じて特殊勤務手当を支給するよう見直しを行うものであり、手当額については、国と同額としております。

最後に、「3. 施行時期」であります。いずれの見直しも令和8年4月1日から実施したいと考えております。

以上で、第16号議案の内容についての補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【初手委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【初手委員長】 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 討論がないようですので、これ

をもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第15号議案、第16号議案のうち関係部分、第17号議案、第18号議案及び第35号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【小林総務文書課長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、令和7年11月から令和8年2月までとなっております。

2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございますが、11月定例県議会で報告すべきでございました10月分の1件につきまして、前回の報告に記載が漏れておりましたので、今回は記載をさせていただいております。大変申し訳ございませんでした。

今回の報告対象期間における実績は8件であり、前回の報告漏れを含めた計9件の各契約内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

また、4ページに入札結果一覧表を添付しております。

次に、12ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、今回の報告対象期間において、県議会議長宛にも同様の要望が行われたものは、長崎県離島振興協議会他1名及び個人からの計3件となっております。具体的な要望項目及び県の対応につきましては、資料に記載のとおりでございます。

16ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございますが、今回の報告対象期間における実績は、長崎県行政不服審査会が2件、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県個人情報保護審査会が2件、長崎県情報公開審査会が2件、長崎県コンプライアンス委員会が1件の計8件となっております。それぞれの会議の結果につきましては、17ページから24ページにお示しをしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【飛永防災企画課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出しております危機管理部関係の昨年11月から本年2月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、長崎県地震アセスメント調査業務などの4件であり、契約内容につきましては、記載のとおりであります。

また、入札結果一覧表を3ページから4ページに添付しております。

続きまして、資料5ページから10ページになりますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望

のうち、昨年11月から本年2月に県議会議長宛にも同様の要望が行われたものにつきましては、長崎県離島振興協議会及び長崎県過疎地域協議会からの3件となっており、具体的な要望項目及び県の対応につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、資料11ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございますが、今回の報告対象期間における実績は、長崎県防災会議の1件となっており、その内容につきましては、資料12ページから14ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【初手委員長】次に、防災企画課長より、補足説明を求めます。

【飛永防災企画課長】概要版長崎県国土強靱化地域計画をご覧ください。

長崎県国土強靱化地域計画の改定案について、その概要についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

1の計画改定の趣旨ですが、長崎県国土強靱化地域計画の計画年度が令和3年度から令和7年度で、今年度末で終期を迎えることから改定しようとするものであります。

2の計画の位置づけにつきましては、長崎県国土強靱化基本法第13条に規定する「都道府県の区域における国土強靱化地域計画」であり、長崎県総合計画「みんなの未来図2030」の個別計画に該当するものであります。

3の改定後の新しい計画の期間については、令和8年度から令和12年度までの5年間でございます。

次に、4の計画の改定については、まず、改定の主な要素であります。令和5年7月の国の国土強靱化基本計画が見直されたことによる見直し内容の反映、令和7年7月の南海トラフ地震防災対策推進地域の指定に伴う改正、能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しなどを反映しようとするものであります。

3ページをご覧ください。

計画の概要であります。本計画は、策定の目的、趣旨、基本的な考え方、脆弱性の評価等の検討、施策分野ごとの推進方針、計画の推進体制などから構成しており、これに「リスクシナリオごとの脆弱性の分析、評価、課題の検討」、「対応方策の検討と推進方針」、「重要業績指標」の一覧を関係資料として添付しております。

4ページをご覧ください。

主な改正内容についてご説明いたします。

まず、2. 基本的な考え方の基本目標については、5つの基本目標の一つでありました「南海トラフ巨大地震に備えた東九州等のバックアップ機能の確保」について、昨年7月に本県の7市1町が南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けたことに伴い、本県において、地域防災計画に南海トラフ地震防災対策推進計画を策定し、防災対策を強化していく必要があることから、改定しようとするものであります。

次に、3. 脆弱性の評価等の検討ですが、新たに南海トラフ地震防災対策推進地域の指定に伴い、津波からの円滑な避難に向けての防災対策推進計画を策定し、実施していくことを追記しようとするものであります。

また、令和6年11月に能登半島地震を踏まえ、防災対策の見直しを取りまとめたところですが、離島・半島地域での災害発生時のヘリコプターの活用、避難所環境整備などの防災対策を追記

しようとするものであります。

そのほか、昨年4月に発生した林野火災などを受けた、大規模な林野火災が発生した場合の対応についても追記いたします。

次に、4. 施策分野ごとの推進方針ですが、①リスクコミュニケーション、これは防災・減災に関する関係機関相互における防災情報の情報共有と相互理解を進めることであります。この分野では、地震アセスメント調査の実施と、それを踏まえた防災対策の構築、避難所環境の整備の促進、防災タイムラインの策定について追記したところであります。

③離島・半島対策では、港の耐震性・耐波性を含めた施設の機能強化やヘリコプター、船舶を活用した孤立集落への迅速で円滑な進入対策の推進を追記しようとするものであります。

④南海トラフ地震に備えた防災対策の強化については、南海トラフ地震の津波からの円滑な避難に向けた訓練や広報などを追記しております。

⑤住宅・都市、環境の分野については、水道施設の耐震化等の耐災害性強化対策を追記しております。

③国土保全・交通、物流については、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく指導監督を追記しております。

次に、5. 計画の推進体制ですが、昨年7月に公表されました国の「第一次国土強靱化実施中期計画」による取組の推進について追記しております。

これまでの経過ですが、昨年11月に防災会議に、12月には、当委員会と成長産業・県土強靱化対策特別委員会に報告し、ご意見を伺った後、パブリックコメントを実施し、県民の皆様からのご意見を踏まえ修正し、本日報告しております。

す。

最後に6ページは、今回の計画の改定に当たり、国の国土強靱化基本計画の改定に基づき改定したリスクシナリオであり、35項目ございます。これを項目ごとに本県の「脆弱性の分析、評価、課題の検討」、「対応方策の検討、推進方針」、「重要業績指標」を設定し、別紙として記載しております。

今後、計画及び別紙について決定し、県民の皆様に対して公表するとともに、計画の各年度において、重要業績指標の進捗を確認・公表しながら、着実な推進に向けて努めてまいります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【初手委員長】 以上で説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

— 午前10時56分 休憩 —

— 午前11時 5分 再開 —

【初手委員長】 再開いたします。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 質問がないようですので、陳情につきましても承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はございませんか。

【山下委員】 政策等の部分で、総務部の入札結

果の一覧表9ページ、長崎県庁舎清掃業務の入札についてであります。

改札日は1月16日ということで、落札者が決定したわけですが、落札されたのが県外の福島市の業者さんが落札をされたということでもあります。私ども県民からすると、県内業者ができることは、できるだけ県内業者さんにやっていただきたいというのが、やはり基本であると思っております。その中で、今回、福島市の業者さんが入札に入られて、落札ができたという背景について教えていただければと思います。

【森管財課長】 本業務は、世界貿易機関「WTOの政府調達に関する協定」の対象となり、特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される特定調達契約でございます。

適用金額3,600万円以上の特定役務に区分され、一般競争入札参加者の資格につき、事業者の所在地要件を適用しないことから、県外業者を排除することができません。

なお、今回の契約相手先につきましては、長崎市内に事業所がございます。

【山下委員】 WTO案件ということで、方法に基づいて、このような入札になってしまうということではありますが、何か発注の工夫ができないのかなとも思うわけです。恐らく3,600万円以上ということでのWTO案件だと思うんですが、例えば、これを分割発注するとか、県庁舎と県議会等と駐車場等だと思いますけれども、分けて発注してみるとか、そういった何か工夫ができなかったもんなんでしょうか。

【森管財課長】 このWTO対象案件ということで、最低制限価格も設定することができません。当時の関係団体の意向を踏まえて、やはり安価で落札する質の悪い業者を排除するために、平成30年度より低入札価格調査制度というものを

導入しております。委員がおっしゃるように、県内業者に落札していただくためには、例えば、複数年度を単年度にするですとか、掃除の場所を行政と議会等に分けるですとか、いろんなこともその当時検討したようですけども、やはり安価で落札する質の悪い業者といますか、安かろう悪かろうという品質を保てないというところに重点を置きますと、今の現状に至っている次第でございます。

【山下委員】 恐らく、実績も福島の業者さん入られるということでの評価をされたんじゃないかなと思うんですけども、一つちょっとここで疑問なのが、2つ目の業者さんが低入札調査により失格ということになっていまして、その業者さんより下の価格で落札されているというところ。もちろん最低制限価格がないということでは理解しているんですけども、この仕組みについてちょっと教えていただきたい。普通に考えたら、低入札調査で失格した業者さんより下の価格で入れたところが落札してるというところがちょっと分かりにくいかなと思うんですけど。

【森管財課長】 先ほどご説明しましたとおり、平成30年度より、低入札価格調査制度を導入しております。この制度を活用し、入札後に積算内訳や業務員、清掃器具の確保の見直しなどの書類を提出してもらい、業務の実施方法や請負体制のヒアリング等を実施した上で履行の可否を判断いたしました。

なお、ご指摘がありました2番目の調査により失格になった業者につきましては、応札額と、その根拠になる積算内訳に違算がございまして、業務の履行に必要な人件費や機械のリース費用が計上されておりました。ヒアリング時においても、その2計上についてご説明をいただけなかったことから、この業者は失格と判断し

た次第でございます。

【山下委員】 いろいろな調査をされた上で、工夫があつてということでは理解できましたが、入札が終わって、落札されて、今後業務に入っていくかということですので、今後も大切なことだと思えるんですけども、やはりこの金額で入札されてるわけですから、決められた業務をきちっとやっていただいているかということ、評価といたしまししょうか、結果をきちっと見ていく必要があると思うんですけど、その辺りの対応というのはどういうふうにするのでしょうか。

【森管財課長】 ご懸念の点につきましては、安かろう悪かろうとならないために、県庁舎清掃管理品質評価業務として、第三者評価機関によるインスペクター制度を取り入れております。これは、衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な執務環境の整備を目的に、清掃業務の作業内容、組織体制の品質を評価するものであります。

具体的には、作業の箇所の目視点検、拭き取り検査、汚染度測定器、臭気度測定器などによる点検や、委託業者からの業務状況のヒアリングなどが実施されております。

また、業務の性質を考慮いたしまして、発注者及び受注者と関係性がない公平な立場である第三者に業務を委託しております。

【山下委員】 理解させていただきました。最後にしますけれども、やっぱり人件費、最低賃金も上がって、なかなか人件費が上がってる中で、県の業者さんから、本当にこの金額で大丈夫なのという声も上がってるのは事実ですので、そこあたりをきちっと第三者評価で評価していただいて、きちっとした業務をしていただいているのかというのは確認を今後ぜひ続けていただ

きたいと思っております。

最後にちょっと要望なんですけど、ほかの入札結果なんかでよく書いてあるんですけど、入札方式一般競争入札の後に（WTO）とかって何か入れていただければ、ぱっと見、WTO入札が流れでも分かりやすいので、ぜひとも総務部の方でも、WTO案件については、そういうふうに記載を今後していただければありがたいなと思います。

【初手委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問ありませんか。

【近藤委員】 文化観光部の中で、文化振興・世界遺産課を2つに割った目的と内容を教えていただければと思うんですけど。

【井手新行政推進室長】 新年度の組織についてのご質問でございます。

文化観光国際部につきましては、今年度のピース文化祭が終了するというのを踏まえまして、改めて、組織について部局の方ともヒアリングを行いながら、今回の改正に至ったものがございます。

具体的には、ピース文化祭の事業終了後にその事業を引き継ぎますが、現在の所管課であります文化振興・世界遺産課になります。現状、文化振興・世界遺産課の方が5班34名体制ということで、かなり大きな組織となっております。そのため、事業を効率的・効果的に実施するため、今回の2課に分けるという改正を行っております。

【近藤委員】 もう長崎には、文化、ここはやっぱり核になるところです。それで長崎には、世界遺産が2つあるとか、日本遺産があるとか、い

ろんな形で文化というのを観光に変えるいろんな種が多い地域ですので、それをしっかり出しながら、長崎県に人が呼び入れるような環境で、その課によろしくお願いします。

もう一つですけども、私が3月17日の一般質問の中で、いわゆるガソリン税の暫定税率の廃止や食料品に係る消費減税について、国の制度改正に伴う影響の対応を尋ねました。その中の内容について、ちょっとかなり大きな私の方に質問がいろいろ来たりあったもので、それをちょっと今日は詳しく教えてください。

まず最初に、地方揮発油税の影響が約2.5億円、軽油引取税の影響が35.2億円ということであったと思うんですけども、その算出の考え方をちょっと教えていただけますか。

【高橋財政課長】 まず、地方揮発油税の方からお答えさせていただきたいと思います。

地方揮発油税は、全国で徴収された地方揮発油税を原資にしまして、地方揮発油譲与税として地方に譲与される税形態となっております。まず、本県の令和6年度の決算額は約16億円でございます。そのうち暫定税率が廃止されたことに伴いまして、地方揮発油税のうち暫定税率が占める割合を、先ほど申し上げた地方揮発油譲与税の決算額に乗じることで、影響額をまず2.5億円と算出しているところでございます。

さらに同様に、県税である軽油引取税の方につきましても、令和6年度の決算額が約66億円でございます。そのうち軽油引取税のうち暫定税率が占める割合を乗じまして、影響額を35.2億円と算出をしているところでございます。

なお、これらについての減収分については、地方財政措置により、適切に対応される見込みとなっております。

【近藤委員】 また、食料品に係る消費税がゼロ

になった場合の影響はということで、約155億円ということであったんですけども、その算出の考え方と、仮に減収となった場合の本県財政に及ぼす影響をちょっと教えていただけますか。

【高橋財政課長】 まず、消費税の内訳といたしまして、国税である消費税部分と地方の消費税という、この2つで構成をされてございまして、国税である消費税は、地方交付税の原資というふうにもなっておりますので、仮に減税があった場合には、県税収入そのものと地方交付税の交付額の2つに影響があるものというふうに考えてございます。

国の方で、国会における議論の中で軽減税率の8%がゼロとなった場合の減収影響を、国、地方合わせて5兆円程度というふうに示しているところでございまして、この影響額の全国のうち、本県が占める消費税の収入と交付税収入のシェア率をそれぞれ乗じますことで、県税収入としては55億円、交付税の収入としては100億円の影響額を算出しておるところでございまして、合わせて155億円の影響が見込まれるものとお示したところでございまして、本県財政にとっても大きな影響を及ぼす規模感であるものと認識をしております。

【近藤委員】 大きいですね。こうした影響を避けるために国に求めていくことが大事でしょうけども、県として、今後どのような形で国に要請していくのか、そういう方法とか教えていただければと思いますけど。

【高橋財政課長】 国における税制の改正が地方財政に及ぼす影響につきましては、各地方自治体が懸念を示されているところでございまして、まず、昨年6月には全国知事会が消費税減税に関して丁寧な議論を求める緊急提言というものを発出しておりますほか、12月にも、地方6団体

が暫定税率の廃止等に伴う地方の減収につきまして、代替の恒久財源を措置することなどを国に対して要請をしているところでございます。

本県におきましても、こうした各団体の動きともしっかりと連携を図りながら、例年実施しております施策に関する提案・要望なども、あらゆる機会を通じまして、制度改正による影響等を十分に考慮をして、地方の減収に対しては代替財源を確実に措置することを前提に、責任ある議論を進めることを強く求めてまいりたいというふうに思っております。

【近藤委員】 長崎県が155億円の減税が出るということは、よその県も同じように多くの予算が減るということになっていきますので、やっぱり長崎県独自ばかりじゃなくて、やっぱり全国で一緒になって、国に対して、そういう要望をしっかり持っていただければと思います。

自主財源が一番ですが、本県は乏しいところで、やっぱり国による制度変更が及ぼす影響が非常に大きいと思うんです。しっかり国に対して要望を、もう全国と一緒にやりながらやっていただければと思います。よろしくお願ひします。

【初手委員長】 ほかに質問ありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまです。幾つか質問をさせていただきます。

職員の時間外について、まずはお尋ねをいたしますが、昨日の地域振興部の質疑の中で、市町村課が担っている選挙に関する業務、とりわけ、今年1月、2月にかけて行われた県知事選挙、衆議院選挙、県議会議員補欠選挙のトリプル選挙によって時間外勤務が、多い方で268時間、1月だけで195時間に上っていて、選挙班の4名の合計は1,013時間とお伺いしました。市町村課と

選挙業務に主に従事した方と応援職員を含めて1,742時間の時間外勤務が発生したと伺いました。

今回、急遽衆議院が解散したことによって、もともと想定した知事選挙、県議会議員補欠選挙にプラスして激務になったわけなんですけども、単純計算すると、10名ほど人員が足りてなかったのかな、時間外だけの単純計算ですね。業務量になります。人事課としての受け止めをお願いいたします。

【徳永人事課長】 今回のトリプル選挙の方で、選挙管理委員会の事務局の方が1月、2月の2か月間で、1人当たり250時間を超えるような時間外勤務が発生しているということにつきましては、職員の健康管理の面からも課題であると認識をしております。今後に向けて、何らかの対策の方を考える必要があるのかなと考えております。

先ほど委員がおっしゃった10名ほどのマンパワー不足みたいなお話もございました。例えば、新型コロナウイルスの対応みたいなところについては、例えば、補助金の支給事務であったりと、そういったものにつきましては、部局横断での応援体制の方を取ってきたところでございますが、選挙事務は、専門的な知識や経験に基づきますスピード感と誤りのない対応が求められる部分が大いいため、ちょっとこのような突発的に選挙が重なった場合の際の他部局職員の応援が難しい面があるという話もお聞きをしております。

ただ、選挙管理委員会事務局としても、我々と同じような課題認識を持っておりますので、今後何ができるかみたいなのも含めて、研究・調査の方を進めてまいりたいと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。ちなみに、前回の知事選や衆議院選挙、それぞれ今回は重なりましたけれども、その時間外の比較とかはできてますでしょうか。

【徳永人事課長】 通常の選挙との比較分析までは、すみません、まだ至ってないところでございますが、そういったところも含めまして、どうことができるかみたいなのところの議論の方を進めてまいりたいと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。コロナ禍のときのお話まで含めていただきありがとうございます。あのときも各部局から応援が入って、できるだけ福祉保健部の負担を軽減するように努めていただいたと私自身も記憶しております。県庁組織として、どういったことができるか考えていただくということでもあったんですけども、今回、業務の対応に当たっていただいた職員の負担、もちろん健康管理を含めて、休みやすい環境づくりについても十分気を遣っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

【徳永人事課長】 昨日のやり取りでも、選挙業務が終了した後につきましては、代休や年休の取得などを通じた職員の疲労回復など、県の選挙管理委員会としても、職員の健康管理に配慮がなされているものと認識をしておりますが、我々人事課としても、総務部でしたら職員厚生課とも連携をしながら、時間外勤務が多くなっている職員の健康面につきましても目を向けて、必要に応じて働きかけや支援などを行ってまいりたいと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。ぜひ目を向けて、今回、突発的なところはあるかもしれませんが、今後、ほかの業務でも起こり得る事態だと思いますので、臨機応変に対応して、そ

の後、終わった後も目を向けていただくようお願いをいたします。

続いての質問、県民センターについてお伺いします。

予算決算の総括質疑の中で、私ブロードリスニング、今回知事選挙で行われた手法について取り上げさせていただきました。県民センターでは、県民の皆様から様々な意見や不安や不満や提案・要望など、様々受け付けていらっしゃるかと思います。いただいた意見を、その担当の各課、各部局に振って、その回答をホームページで公開してるかと思いますが、今件数とか、現状どのようになっているのかお尋ねをいたします。

【**栞原県民センター長**】県民センターが所管する一般広聴の中で、県民の皆様が県に対して、提案・意見を届けるツールとしましては、インターネットで投稿できる知事への提案及び県へのご意見・ご相談と切手不要の知事への提案レターを含みます郵送がございますが、年間に寄せられる総数のうち、県政に関するものは、昨年度516件、今年度2月末、先月末時点までに532件ございまして、これらは、委員からありましたとおり、所管課、関係課につなぎ、県としての考えや取組の方向性を説明すべきものについては回答を差し上げております。

これらは、個別広聴の手法として実施しておりますため、寄せられるお一人お一人の声に対応をしているところでございますけれども、このやり取りは、ご本人同意の下で、ホームページに公表するとともに、また、その後の反映の事例につきましても、ホームページや広報誌で紹介をしまして、県民の皆様の声が県政に届いていることをお伝えしているような状況でございます。

【**赤木委員**】丁寧にご説明いただきましてありがとうございました。

大体、年間で500件以上の意見が寄せられているというお話でもありました。この意見というものは、もちろん個別での対応、その後のどういう動きになったのかということまで広報誌などでも紹介しているということでもありましたが、この500件以上の貴重な県民の皆様からのご意見というのは、とても大事だと私自身も思っておりまして、政策なり、もしくは意思決定の優先順位、PR戦略課などで言うと、発言や言葉遣い、これPRなんでしょう、SNSの発信でも言葉遣いが変わってくると思っています。県民の皆様から、それだけで様々な意見をいただくということはとてもありがたいですし、それがちゃんと反映されていると。もちろん、それに限らず、それは寄り添っているというふうに県民の皆様から見られると思いますので、県と県民の皆様との距離が近づくものとして私自身も期待していることであります。

それを個別ではなくて、例えばAIなどを用いて、県民の皆様の意見を集約して生かしていくことはとても大事なことだと思いますが、検討はいかがでしょうか。

【**栞原県民センター長**】先ほど申し上げましたとおり、個別広聴とこれまで捉えておりまして、寄せられたご意見をもって、県民全体の世論・世相と見るような分析をした上での活用ということについては、これまでいたしておりませんでした。しかしながら、収集したご意見をAIを活用することによって、結果のダイジェストを、即時かつ容易に傾向を分かりやすく把握するというようなことも、可視化というようにことのできるかと認識をしております。

実は、先ほど申し上げました知事への提案等

の投稿様式は、県としましても、その趣旨をできるだけ具体的に酌み取って、政策や事業に生かせるようにしたいという思いから、提案・意見の内容、背景、理由、そういったものをしっかりご記入いただくようなことになっておまして、SNSなどでの気軽さと比較するとハードルは高いかもしれません。とは言いましても、これらの窓口に寄せられる県政に関するご意見は年間で500件を超えるということで、一定分析はできる件数かとは思いますが、このAI活用のメリットであります、より広く社会、世間の声としてリアルに傾向を把握できるという点を生かしていくためには、その収集方法に、SNSですとかフォームズですとか上手く使って、タイムリーにより幅広く数多くの声を吸い上げていくことが有意義であるかというふうに思っております。

広聴活動におけるAIの活用ということでございますけれども、大勢の声を定量的にも、定性的にも分析できるAI技術を活用しない手はないというふうに思いますので、まずは結果のデータをどこにどのように活用するのか次第で、県民の声の収集方法ですとか、効果的な分析手法を選択しながら、必要に応じて取り入れていくことになるものと考えております。

【赤木委員】ありがとうございます。すごく前向きに考えていただける答弁だとお見受けしました。先ほど申し上げたんですけれども、この県民の皆様からの声の窓口として、そして、身近な県政、これは知事の方針でももちろんありますけれども、本当に県民の皆様と距離が近くなるツールにもなり得ると私自身は考えてますので、引き続き、前向きにいろいろ検討して、県民の皆様には伝わりやすい、もしくは、意見を吸い上げやすい環境づくりに努めていただければ

なと思っております。ありがとうございます。

続いて、孤立集落対策について伺います。

先ほど、長崎県国土強靱化地域計画案のご説明をいただきましてありがとうございました。もう少し具体的なところで伺えたらと思いますが、先日、長崎市の茂木地区において実施されました孤立集落状況把握・支援訓練について、茂木の方からも、それを見た他の地域の方からも、非常に意義のある取組であると伺いました。特に、長崎市南部地域は、国道499号が大動脈でありまして、さらに野母崎で言えば、この道路が災害などで寸断されると本当に孤立してしまう可能性があります。

道路寸断時は、まずは道路の復旧作業が行われると思いますが、時間がかかる場合には、海から、空から、物資や人員の輸送が不可欠となると考えますが、県として、孤立集落対策を今後どのように進めていくのかお尋ねをいたします。

【飛永防災企画課長】県の孤立集落対策についてでございます。

県では、今年度、被災地の迅速な情報収集と早期の進入に向けて、ヘリコプターの離発着適地と活用可能な港湾・漁港の調査を行いまして、国の防災情報システムで、関係機関とその情報を共有できるように整備を行ったところでございます。

今後の孤立集落対策といたしましては、市町との協議会で検討の上、集落ごとに集落代表者の氏名や連絡先、集落の規模、進入経路、最寄りの港湾・漁港など、孤立時の対応に必要な基本的な情報を記載した孤立可能性集落台帳の様式を定めまして、来年度中に市町で作成していただくこととしております。

孤立のおそれがある地域ごとに個別に情報を

整理しておくことにより、災害時の迅速かつ確実な対応につなげていきたいと思っております。

【赤木委員】ありがとうございます。能登半島地震においては、道路の復旧が遅れると復興が遅れる。また、住むことを諦めざるを得ない実情については、これは長崎県民の皆様の目に触れております。ちゃんと県としても目を向けていること、今回答弁いただきました集落ごとの代表者の氏名、連絡先などもちゃんと把握して、その方々との連携も図られると思いますので、ちゃんと目を向けていることが伝わることは、その地域の方々の安心感を与える一助になるかと思っておりますので、計画を着実に実行していただくよう、引き続きよろしく願いいたします。

最後に、ながさきPR戦略課についてお尋ねいたします。

県庁舎跡地のイベントに際しては、デンリュウにもお越しをいただきまして、本当にありがとうございました。ポケモンというコンテンツの強さも、私自身も改めて感じましたし、本当に今進められている施策というものは、県民の皆様にとっても、とても興味があるものだと私自身も認識しております。

お隣佐賀県も、私自身うらやましく感じておりました。いろんなアニメ、漫画とのコラボもすごく進んでおりました。以前は、ストリートファイターⅡ、これはゲームですけども、コラボでしたり、今はキングダムとのコラボ、これはもう本当うらやましい限りなんですけども、進んでいまして、そういうアニメ、漫画とのコラボも、長崎県としてもどんどんいろいろ取入れていただければ、やっている部分もあるのは承知しているんですけど、もっともっと県外、そして、世界に届くような仕組みなり考えていくなら私自身も考えているところです。

先ほど説明の中に、にゃーがのご説明がありました。インスタグラムのフォロワー数は、くまモンに続くトップクラスとのことで、とてもいいことだと思っておりますが、以前、このにゃーがを推すに当たって、私自身聞いたかったことが、くまモンの経済効果というものが2011年からの累計で、今くまモンは1.5兆円ぐらいになっているというふうに報道等でも接していますが、インスタグラムはトップクラスになったにゃーがについての経済効果はいかがでしょうか。

【永川ながさきPR戦略課長】ご質問いただきました、にゃーがの経済効果でございますが、経済効果をはじいたものはございませんで、ただ、長崎の変はこれまで、令和2年度から、福山さんにクリエイティブプロデューサーになっていただきまして、猫の声で、福山さんをはじめとする県出身の著名人の方が長崎の変化を呼びかけるような動画を、令和2年度にまず公開しまして、その後も第2弾を令和3年度に公開してまいりましたが、そのときの広告換算額は第1弾が2億9,132万円、第2弾が1億1,965万5,000円の数字は出しております。

【赤木委員】ありがとうございます。このにゃーがは、県民の皆さんというか、いろんな事業者さんと連携した形で商品の開発であったり、パッケージにも使われたりとか、デンリュウもされているのは承知しておりますので、ぜひ、くまモンという巨大な先輩がいらっしゃるのです。それに追いつくというか、そういう経済効果があれば、県民の皆さんも、もっともっと使っていただけるものになると思いますので、ちょっと把握をしていただいて、後で分かれば教えていただきたいなと思っております。

にゃーがのSNSも拝見をさせていただいて

いまして、何か着ぐるみと言っちゃ駄目なんですよけど、本体というか、にゃーがをお借りする、来ていただく。デンリュウは、かなりハードルが高いなという認識を持ってはいるんですけど、にゃーがについてのハードル、その貸出しの条件、来ていただくハードルはいかがでしょうか。

【永川ながさきPR戦略課長】にゃーがの着ぐるみにつきましては、8月22日にまず稼働を開始いたしまして、7か月間で、県の部局で47件の稼働がっております。PRに使っていただく、いろんなイベントに使っていただくようお願いをしております、ただ、かなり断った件数も多く、26件断っております、今回、2体目を作りまして、さらなる活用を図りたいと考えておりますので、ハードルはすごく低い状態でございます。

【赤木委員】ありがとうございます。身近に県民の皆様と接する機会をどんどん増やしていただきたいなと私自身も思っていますし、いろんなイベントに出向いていただいて、県のPR、私自身もそうですけど、努めていただけたらなと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

【初手委員長】ほかに質問ありませんか。

【飛永防災企画課長】すみません。先ほど赤木委員からの質問に対する私からの答えの中で、1点間違いがございました。

被災地におけるヘリコプターの離発着適地情報ですとか、港湾・漁港の情報を国の防災情報システムで共有できると申し上げましたけれども、間違いでございます。県の防災情報システムで各機関と共有するというものでございます。申し訳ございませんでした。

【初手委員長】ほかに質問はございませんか。

【本多委員】私からは、大きく2点ございます。

まず、1点目なんですけれども、特定事業主行動計画の目標におきまして、時間外勤務の縮減っていうのを掲げていらっしゃるかと思います。今、県庁の時間外勤務の把握、管理の仕方についてお尋ねしたいと思っております。

まず、職員の勤務時間の把握についてはどのような手段というか、手法というか、システムを使っていらっしゃるのでしょうか。

【徳永人事課長】職員の勤務時間の管理のために、令和2年10月に出勤システムというのを導入したところでございます。このシステムの導入によりまして、各自のパソコンのログオン・ログオフの時間を記録することによりまして、管理職において、各所属職員の勤務時間であったり、時間外勤務の状況を把握できるようになったところでございます。

【本多委員】令和2年からのシステム導入で把握できるようになっていると。次に、そのシステムを使って、具体的に管理職の方がどのようなチェックをなされているのかをお尋ねいたします。

【徳永人事課長】管理職に対しましては、この出勤システムによりまして、各所属職員の出勤時間と時間外勤務の申請時間を確認し、その間に1時間以上の乖離が生じている場合は、職員本人に乖離理由をシステム上で入力をしていただいて、その内容を管理職が確認をし、内容によりましては、直接理由の詳細を確認し、業務のために残ったものと判断された場合は、時間外勤務を申請するよう指導するようなことを徹底いたしております。

【本多委員】時間を見て、それが遅くまで残るとねと。これ何してたのっていうようなお話の中から、業務に関わることであれば、しっか

りと残業、時間外として申請してくださいというような流れかと思えます。一般的に使われてるシステムでもあるのかなとは思いますが、民間では、例えばそれを見た上司が、一体何をやっていただくと、お話を聞いて、それはもう自己研さんの部類に入るから申請をしないでおきましょうとか、また逆に、あまりにも上司からのいろいろなヒアリングがきつくて、もう面倒くさくなって、その本人が、いや、これはもう自己研さんのための時間でしたからと、申請しませんなんていうことはよくあるようです。

その時間外の縮減という目標というのは大切かとは思いますが、目標ありきにならないようにしていただきたいと思っております。

実質的に時間外の縮減が図られることは大切かと思っております。そうしたことを踏まえた上で、今後どのように取り組んでいかれるのかをお尋ねいたします。

【徳永人事課長】時間外勤務の縮減は、職員の健康管理の観点でありましたり、また、公務能率の向上を図るためにも、やはり是正、縮減に向けて努力していく必要があると考えております。

これまでも、そういった時間外勤務の縮減に向けまして、先ほどの出退勤システムにより、勤務時間の適切な把握・管理でありましたり、逆に、時間外勤務は事前命令というのが前提でございますので、事前命令を徹底していただくような取組、また最近で言いますと、AI等を活用した業務の効率化であったり、あとは、一時的に業務が増える場合においては、応援職員の業務平準化であったり、会計年度任用職員を活用したワークシェアの推進であったり、また、管理職や班長を対象としたマネジメント力の向

上のための研修など、様々な取組を進めておりますが、引き続き実効性のある取組については推進してまいりたいと考えております。

【本多委員】まずは業務の効率化とか、そういったものをしっかりと考えていかれるというお話でございました。県庁の皆さん、すごく真面目というか、すごく仕事をなされているというような印象を私は得ております。ただ、先ほどおっしゃられたみたいに、健康上のものとか、そういったものを考えたときに、無理のある仕事の仕方だと誰も幸せになれない、そういった結果になりますので、そうはならないように、これからも引き続きよろしく願いいたします。

2点目なんですけれども、県庁の敷地内の禁煙についてお尋ねしたいと思います。

昨年、私、文教厚生委員会で敷地内の禁煙につきまして、福祉保健部の担当者と意見交換をしたところでございます。私自身は、たばこを吸う、吸わないというのは個人の自由であって、特にほかが制限するものではないという考えでありますし、また、私自身も喫煙者でありますので、虎島委員からは、おこられるような立場でございます。今県庁では、分煙ではなくて、敷地内禁煙を行っておられますが、どのような経緯で現在の状況になったのかを確認させていただきます。

【森管財課長】令和元年7月から施行された改正健康増進法においては、望まない受動喫煙を防止するため、学校、病院、官公庁などの第一種施設の屋内、室内、敷地内は、原則禁煙することと定められました。

第一種施設である県庁舎、行政棟は、平成29年11月の庁舎完成当初から、8階屋上喫煙場所及び1階西側喫煙場所については、改正健康増進法に規定している特定屋外喫煙場所としての要件

を満たしていたため、法改正後も引き続き使用しておりました。つまり、この庁舎は、完成当初から敷地内禁煙の建物でありました。

また、議会棟喫煙室については、庁舎完成当初から改正健康増進法に規定してある第二種施設の喫煙専用室としての要件を満たしていることに加え、同室への出入口が建物内ではなく屋外に設置していることから、議会関係者が引き続き使用することとしております。

管財課は、施設等の管理権限者の責務として必要な措置は講じておまして、令和5年から、特定屋外喫煙場所を閉鎖し、敷地内を全面禁煙としたのは、長崎健康革命の取組の一つに禁煙を掲げ、県を挙げて健康課題の解決に取り組むに当たり、県職員はまずもって、率先して禁煙対策を実施する立場であることから、喫煙している職員には禁煙を積極的に働きかけ、喫煙を助長する喫煙所の設置は認めないという結論に至り、特定屋外喫煙場所の閉鎖に至った次第でございます。

【本多委員】ありがとうございました。もともと敷地内禁煙であったと。ただし、特定屋外喫煙場所というものを設置して、令和元年からの施行された法にはしっかりと守っていた。そういった状況だったけれども、令和5年から、健康革命という中で、敷地内禁煙というのを、より厳しい全面禁煙に切り替えたということでございました。

それを決められるときにプロジェクトチームを作られたというふうにも伺っております。県庁舎を管理している管財課の皆様、そして人事課、職員厚生課、国保健康増進課、そういった各課の皆様でプロジェクトを作って、アンケートなんかも取りながら、それに至ったというふうに伺っております。

禁煙ありきのアンケートではなかったのかなというふうに私は感じているんですけども、冒頭申し上げたように、私は、たばこを吸う、吸わないは、もう自分の自由であるというふうにも考えておりますし、また、県庁職員の方でも、おたばこを吸われる方はいらっしゃるのかなというふうに思っております。今、おたばこを吸われてる方がどういうふうにしてるかと言うと、県庁と関係ない民間の施設のところにまで行って、そこでたばこを吸っているというのも現状でございます。もう一度見直すというか、もう一度いろいろと考える機会があってもいいのかなというふうに私自身は考えております。

ちなみに、そのプロジェクトチームの内容をまた後で教えていただいて、私としては、一体どこに話を持っていくべきなのかなというところもございますので、今後こういったお話をするときには、関係各課へ持って行って、いろいろとお話をしたいと思っておりますので、管財課様におかれましても、またそのときにはお話を聞いていただければと思います。

【近藤委員】今の質問の関連で、ちょっと私も。例えば長崎県は、県立体育館とか全て禁煙になってるんです。それで、例えば昨日、一昨日、私は柔道の責任者してるもんで、こどもたちの大会したら3,000人からの保護者とかこどもたちが全部来るんですけども、体育館の敷地内が全部禁煙なんで、保護者さんたちはどうしてるかと言ったら、道路に出て、国道でたばこを吸ってるわけです。そしたら、それが近所の人たちから、いろんな形で苦情が来たり、でも一般の方々には、たばこ吸うときに、じゃあここで吸えなかったら、そういう形じゃないと駄目じゃないか。じゃあ俺たちがたばこ吸うのは、俺たち差別されてんのかとか、そこら辺まで保護者

とちょっと話した。二、三日前です。

それで、私も議運の委員長をしているとき、視察でずっと各県庁を回ったんですけども、大概、県庁内に分煙してから喫煙をできる場所があります。それで去年は九州大会で、大分にすばらしい体育施設があるんです。そういう新しい施設にも、やっぱり表から分からない部分に、そういう場所をつくって、やっぱり利用していただく方々のいろんな人権、たばこを吸うという、そういう形もしっかり認めた中で、そういう部分をつくっているところはあると思います。今、見た中で、よくほかの県庁内も調べてください。それで、必ず長崎県だけがこういうふうな厳しい、ほかのところも、たばこを吸うことは悪いと分かっているんですけども、でも一般の方々も、一緒にそういう場所というのは欲しがっているところがありますので、ぜひよろしくお願い致します。要望です。

【初手委員長】 暫時休憩いたします。

— 午前11時56分 休憩 —

— 午前11時57分 再開 —

【初手委員長】 再開いたします。

秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部の審査の途中ですが、午前中の審査は、これにてとどめ、午後は13時30分から再開し、引き続き、秘書・広報戦略部・総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時57分 休憩 —

— 午後 1時28分 再開 —

【初手委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、議案外所管事務一般に対する質問

を行います。

ご質問はございませんか。

【山下委員】 皆さん、お疲れさまです。山下博史です。午後もよろしく願いいたします。

まず、総務部のスマート県庁推進課の方にお尋ねをしたいと思います。

生成AIの県庁内の活用状況についてちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。私も、先日、自分で作った文章をまとめるために、ある生成AIを使ってみたところ、ふだんは半日ぐらいかかっていた作業が30分ぐらいでまとめ上げることができて、大変すばらしいツールだなと。これ本当活用しようによっては、業務の効率化とか、いろんな効果的などところにつながっていくんじゃないかなと思っております。

ただ、技術革新も日に日にというか、もう毎日のように新しい技術になってきておりまして、我々もついていけないぐらいのスピードになっているんじゃないかなと思ってます。

そんな中で、県庁職員の皆さんが、その生成AIをどのように活用されているのか、利用されているのかは、県として把握しておくことも必要ではないかなと私の中で思っているわけでありまして、その中で、今現状をどのように把握されているのかをまずお尋ねしたいと思います。

【江口スマート県庁推進課企画監】 生成AIにつきましては、昨年2月に全庁への展開を行いまして、業務文書の素案作成や施策のアイデア出し、企画立案等への活用を図っております。

当初、利用者が1割にも満たない状況でございましたことから、スマート県庁推進課の職員が県内各地で説明会を実施するなど、利用促進に取り組みました結果、現在は、日々の利用者が1,000人を下回ることがない状況にまで、徐々に

ではありますが、右肩上がりで増加をしてきております。

一方、全庁展開以降、一度も生成AIを利用したことがない職員も一定程度おりますことから、引き続き、その有用性の発信等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

【山下委員】現状のご説明ありがとうございます。そういった県庁を挙げて増やすといいでしょうか、使っていただく取組は理解をさせていただきました。あと、使い方というのも重要じゃないかなと思っております。限られた人員の中で、職員の中で、どうやったら業務効率につながっていくのか、高められるのかということ、どの程度効果があるのかを把握されていたら、その効果のほどを教えてくださいたいと思います。

【江口スマート県庁推進課企画監】生成AIにつきましては、文書作成などの庁内業務の効率化をはじめ、様々な活用の可能性があるものと考えております。とりわけ、先ほど来からご議論がっております時間外勤務の縮減や、休暇を取りやすい環境への転換といった職員の働き方改革の実現に向けまして、利用を促進してまいりたいと考えております。

お尋ねのございました効果に関しましては、生成AIのツールは、業務削減時間の算出ができますため、これを集計いたしましたところ、今年度の4月から2月までの11か月間におきまして、少なくとも1,392時間の効果があったものと、これは試算でございますが、そのように計算をいたしておるところでございます。

【山下委員】1,392時間という効果が実際あったということですので、これは本当にすばらしい取組だなと思っておりますし、ぜひとも、今後も利用促進につなげていただいて、業

務効率化につなげていただければなと思ってます。

ただ、私も以前から議会で取り上げさせていただいてるときに申し上げてきたんですけれども、やっぱり個人情報の保護とか、まだまだ内容が100%正確なものだとは限らないという部分もありますし、著作権の侵害とか、機密情報の漏えいの部分とか気をつけなきゃいけないことというのはたくさんまだあると思いますので、その点もご留意いただきながら、県庁内でぜひ活用を進めていただければなというふうに思っております。ありがとうございます。

次に、2点目でございますが、これは国民保護に関してであります。

沖縄県の先島諸島からということで、受入れに対して取組が行われているということで、部長からも説明がありましたところでありますが、まず、先島諸島からのこの取組の経緯も含めまして、改めて、ちょっと概要をお知らせいただければと思います。

【山口基地対策・国民保護課長】先島諸島からの避難住民の受入れに関する国民保護の取組に関してのご質問でございました。

今回のこの受入れに係る取組に関しては、沖縄県の国民保護訓練に関しまして、国の方から、九州、山口各県に対して協力要請があり、訓練上の想定としての計画を作成しております。

本県に対しては、沖縄県の竹富町からの住民避難の受入れについて、昨年度、避難当初約1か月間の初期的な計画の作成依頼がありまして、県内の市町と調整を行って、避難後のコミュニティの維持ですとか、宿泊施設のキャパシティ、こういった観点から、長崎市、諫早市、大村市で受け入れる計画案を作成して、国へ提出いた

しました。

この計画の内容については、本県においては、福岡空港から避難先までのJRとバスによる輸送であるとか、宿泊施設や食料の提供等について検討して、計画に盛り込んでおります。

本年度、令和7年度の取組としては、主に5つのテーマについて取組を行いました。1つ目が初期的な計画のさらなる具体化、2つ目が要配慮者の受入れに係る調整、3つ目が中長期の収容施設の検討、4つ目が就学再開、5つ目が就労支援についてということで、主にこの5つのテーマについて作業を行って、受入れ基本要領中間整理の案を作成をいたしまして、2月に国の方へ提出をいたしました。

本年度の取組の過程で、本県と沖縄県竹富町との顔の見える関係というものが重要という考えの下で、本県からも、私も含めて沖縄県を2回訪問しております。逆に、相手方、沖縄県竹富町の方からも2回本県を訪問いただいて、こういう顔の見える関係というものも重視しながら、意見交換しながら、計画案の作成を行ってまいりました。

来年度、令和8年度が沖縄県の国民保護実動訓練が予定されていて、それまでに、この計画のさらなる具体化を図って、この実動訓練に向けて取り組んでいくという概要になります。

【山下委員】 ご答弁ありがとうございました。今から具体的に、いろんな想定して、計画を策定していくということでもありますけれども、こういう訓練をされるということも今ありましたけれども、これだけ多くの住民の方々、沖縄県民の方々が避難するとなると、いろんな課題が見えてきた頃かなと。今、県との過程の中で課題が多く見えてきてるんじゃないかなと思いますけれども、意見交換を今続けて、顔の見える

意見交換も含めて、いろんなやり取りをされているということではありますが、その中で、長崎県としてどのような課題が浮き彫りになってきたのか、その辺りがありましたら、ご教示いただければと思います。

【山口基地対策・国民保護課長】 取組を行っていく中での課題についてのお尋ねでございました。

まず、私どもが考えている課題が幾つかあるんですけれども、例をちょっと挙げさせていただきます。

まず1つ目として、現金給付による救援実施の検討をしてはどうかということ課題として考えております。今回の訓練上の想定として、九州、山口各県は、平時の状態という想定であります。したがって、飲食店等は通常どおり営業がなされているという状況でありますので、弁当などについて、現物の給付だけではなくて、現金の給付を想定に加えてはどうかというような課題があると思っております。

それから、財政負担の整理についての課題もあろうかと思っております。今回、先ほど申しましたように、就学の再開とか、就労の支援とか、こういった検討も行っているんですけれども、こういった内容というのは、必ずしも国民保護法上の救援の枠組みには当てはまらない課題であります。そういった課題を検討するに当たって、法的な位置づけであるとか財政負担の考え方、こういったものについて、やはり国できちんと整理していただく必要があるのではないかと思っております。

それから3つ目ですが、全国的にバスの運転士が不足するという状況があります。今回、この取組の計画の中でも、本県への移動に際してもバスを使う計画になっておりますが、こういう

運転士の不足という課題がある中で、九州や山口以外の地域から運転手を確保するというような検討もしていただく必要があるかと思っております。

それから4つ目の例として、今回、要配慮者の避難についての検討を行っておりますけれども、やはりこの避難に当たって、受入れ側であるとか途中での付添い等で、医療・介護人材の確保が必要になってきます。これに関しても、先ほどの運転士と同じで、九州、山口以外の地域からの人材確保の体制の検討が必要ではないかと思っております。例えば4点、例を挙げましたけれども、こういった課題について、国の方で積極的に検討していただけないかなと思っております。

【山下委員】 ありがとうございます。今、課題を4点ほどお示しをいただきましたけれども、九州、山口以外の地域からというちょっとキーワードがありましたけれども、例えば、その受入れの長崎市、諫早市、大村市以外の県内の市町あたりのご協力というのは、今回の内容で何か想定はされてるのでしょうか。

【山口基地対策・国民保護課長】 今回の想定においては、受入れ自治体として、長崎、諫早、大村、この3市を対象として協力いただいて、計画として取り組んでおります。今ご指摘のような、ほかの市町につきましても、情報提供とかそういったことをやっておりますし、ご指摘のように、そういった自治体の協力についても、可能なものがあれば、実際に実動でこういう対応をしていく場合については、検討していく必要があるのかなと思っております。今回あくまで訓練上の想定ということで、長崎市、諫早市、大村市であくまで受入れをするということで、そこでのいわゆる避難先連絡所であるとか、宿

泊施設であるとかについては、そこで受け入れるという想定で、今回については取り組んでいるところであります。

【山下委員】 ありがとうございます。いろいろな課題がある中で、引き続き検討を進められるということでありますけれども、来年度、令和8年度に、沖縄県の国民保護実動訓練が実施されるということであります。この実働訓練の内容とかで、本県の関わり方、対応の仕方について、今現時点で分かっている内容をお知らせいただければと思います。

【山口基地対策・国民保護課長】 来年度の沖縄県の国民保護実動訓練についてですけれども、まず、この訓練の実施時期につきましては、現時点で、来年度1月に実施する方向で、国や沖縄県、そして、九州各県との間で調整を進めております。

この規模ですとか内容等はまだ未確定ではありますけれども、例えば、福岡県の空港の中での動線の確認をするような実動訓練でありますとか、要避難地域である先島諸島での住民避難の誘導訓練でありますとか、本県も含め、各県での対策本部運営の図上訓練など、こういった内容で調整を進めているところであります。

こういった実動、図上、様々な形で訓練が実施されていくと思っておりますけれども、本県としても、まだ未定ではあります。何らかの形で参加をしていきたいというように考えております。

【山下委員】 最後になりますけれども、いつ起こるか分からない、多分、恐らく有事の想定をされていると思いますが、こういった訓練が一つの土台、基礎になってくると思っておりますので、この土台づくりにより一層取組を進めていただいて、国、相手がありますから、竹富町、そういったところを調整を進めていただいて、ぜひと

も取組を進めていただければなと思っております。

【初手委員長】 ほかに質問ありませんか。

【虎島委員】 まず、今山下委員からご質問がありました先島諸島からの避難住民の受入れについて、以上のことでちょっと追加で質問したいと思えます。

答弁の中で、要配慮者の避難についても検討されていたということがございましたけれども、例えば、人工透析が必要な患者とか、医療的ケアが必要な担送する患者さん等、具体的な事例が想定されたかどうかというところについてお知らせください。

【山口基地対策・国民保護課長】 要配慮者の移送についてのご質問でございました。

今回、令和7年度を取組として、要配慮者に関する検討も行っております。この検討というのは、あくまで訓練上の想定であって、実際に先島地域の特定の個人の方の情報を反映しての計画ということではありません。ただ、想定として、在宅の方については、ホテル、旅館、もしくは社会福祉施設等に搬送する。社会福祉施設等に入所者の方については、同種の施設等に搬送する。医療機関に入院の方については、医療機関に搬送して入っていただくというような想定で置いております。

ご指摘のような具体的な事例を置いてやったのかということに関しては、まず、今回の作業に当たって、要配慮者の方の分類というのをやっております。医療ですとか介護・福祉等の視点から、自立歩行、座位移動の可否でありますとか、医療行為とか、あと付添者の要否、こういった分類で7つに分けるという作業を行いました。その分類ごとの代表事例、具体的な症例等を設定をして、搬送手段に関する想定という

ものを整理する作業を進めました。

その代表事例として、ご質問いただいたような慢性腎臓病で透析が必要な事例のような具体的な事例も想定をしております。この透析が必要な方については、まず、搬送手段として航空機での搬送を行う。そして、家族の付添いが必要。受入先としては、ホテル、旅館に受け入れるという整理を行いました。

ほかに担送というような今ご質問もありましたけれども、例えば、寝たきりで認知症である方の事例の検討も行っております。こういう寝たきりで認知症というケースについては、船舶での搬送、そして、介護士と家族の方の付添いが必要であると。そして、社会福祉施設で受け入れるという整理を行っております。

ほかに例えば、誤嚥性肺炎の方で、ストレッチャー搬送が必要な方の事例も検討しております。搬送手段として、船舶またはヘリが必要である。医師や看護師等の付添いが必要であると。受入先としては、医療機関に受け入れるというような、代表的な事例ごとの搬送手段や経路等について、それぞれの事例で検討をして、内容について整理するという作業を行ってきました。

【虎島委員】 ありがとうございます。いろいろなタイプの要配慮者について検討されたということで、検討した結果、どのような課題があったのかということをお聞かせいただければと思います。

【山口基地対策・国民保護課長】 今、要配慮者の方の搬送について整理していく中で、課題として、例えばですけれども、やっぱり様々な輸送手段というのが必要になってきます。船舶であるとか、先ほど申し上げたように、ヘリも必要になってくるケースがあろうかと思っていま

す。やはり、そういった輸送手段というものが不足してくる場合の対策がまず課題としてあるかと考えております。

それから、重症の方で、船舶で搬送しないといけない、先ほど申し上げたようなストレッチャー搬送の方とか寝たきりの方、航空機ではなく船舶で搬送する方の場合、鹿児島港で船をつけて受け入れていくということになるんですけども、やはり鹿児島県での受入れであるとか、この鹿児島港以外の港湾の活用ということも必要なのではないかと課題、それからあと、社会福祉施設の空き状況、そういったものの把握をどうするかとか、そういう課題が要配慮者の受入れの検討の中ではあるのかなと考えております。

【虎島委員】ありがとうございます。先ほど課題が出てきたということでしたが、この受入れに関しましては、医療機関であるとか、介護施設というところの状況がしっかりと把握できないといけないということですので、ぜひ福祉保健部ともしっかりと連携をしてやっていただきたいと思っております。

また、この計画を見ていきますと、様々、いろんな課題がまだまだあるのかなと思っております。例えば、福岡空港に送られてしまっていると長崎空港を活用できればいいんじゃないかという気もしますけども、国の方がそういう計画であるということですので、しっかりと国とも連携というか要望を上げて、しっかりと計画を作り上げていただければと思います。

もう国際情勢は、かなり世界中緊迫しております、いつ何どき起こるか分からないという中、まずは計画、準備が大事ということになりますので、しっかりとお願いいたします。

もう1点、原子力発電施設等立地地域の指定と

いうことで説明がありました。これ30キロ圏内に拡大して指定されるということでございました。今回、佐世保、平戸、松浦、壱岐に加えて、佐々町も対象となるということでございます。この指定について、市町のメリットと、もしデメリットがあるのであれば、それを教えてください。

【飛永防災企画課長】原子力発電施設等立地地域の指定につきましては、12月に国からの通知がございまして、10キロ範囲から30キロ範囲に拡大をされることが通知されたところでございます。これに伴いまして、佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市、それから佐々町につきまして、この指定を受けられるように申出の準備を現在いたしているところでございます。

こうした指定を受けた場合のメリットにつきましては、道路や港湾・漁港、消防施設、それから教育施設等々につきまして、国の補助につきまして、かさ上げが受けられる。また、補助裏に対しましても、交付税措置がつけられるといったメリットがございまして、ただいま申出をしているとともに、その後、振興計画というものをつくる必要がございまして、こちらの振興計画の方にも、その対象となる施設につきましての記載をするようにしてまいりたいと思っております。

【虎島委員】ありがとうございます。この振興計画については、県が作成するというので、市町には特に負担はないということでしょうか。

【飛永防災企画課長】振興計画につきましては、県の方で案を作成いたしまして、国の方に提出をいたします。その後、国の方で原子力立地会議において審議を経た後、国の方で計画を決定という手順になります。

様々、市町に対しての一定の問合せなどは、県の方からもさせていただいているところがございますけれども、作成に係る負担は、市町においては特にないと理解をしてございます。

【虎島委員】ありがとうございます。これ指定がされたからといってリスクがあるわけではなくて、潜在的なリスクは評価されたということになると思いますので、振興につながるということで、しっかりと対応いただければと思います。

もう1点、先ほどのにゃーがのお話ありましたが、私からもにゃーが。実は、にゃーがピンバッジを購入いたしまして、私も微力ながら、盛り上げに力になればというふうに思っております。これフリー素材というか、ダウンロードはフリーで、SNSの発信は自由であるということでありましたけれども、これを商業利用するときの規定というのがあれば教えてください。

【永川ながさきPR戦略課長】にゃーがにつきましては、新しいもの、変化をおこしていくものに使っていただくほかに、長崎の変や、にゃーがそのものに興味を持っていただいた方に自由なアイデアで使っていただきたいと思っております。

ご指摘の内容につきましては、公式サイトから今、委員からお話ありましたように、画像のダウンロードが可能となっております、商用等にご利用いただく場合は、公式サイトからご申請をいただきまして、我々事務局から利用承諾を得ていただく必要がございます。

【虎島委員】それは一応審査という形になるのでしょうか。これにはそぐわないというようなものがあれば。

【永川ながさきPR戦略課長】事務局の方で審

査いたしますが、ケース的には、ほぼ許可している状態で、反社会的行為など公序良俗に反するようなものでなければ許可をさせていただくような方向でしております。

【虎島委員】ありがとうございます。もう1点関連して。がんばくん、らんばちゃんですね。がんばらんば国体から10年以上長崎を支えてきてくれたゆるキャラで、私もスポーツやっていますので、非常に愛着はあるんですけども、そのすみ分けというか、がんばくん、らんばちゃんの今後について、来年度以降、考えがあれば教えてください。

【松浦広報課長】がんばくんとらんばちゃんにつきましては、広報課の方で所管をしておりますので、私の方からお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、平成26年に開催された長崎がんばらんば国体大会のマスコットキャラクターとして活躍し、その後も、県主催の各種イベント等に参加するなど、県の広報活動に取り組んでもらっているところでございます。

にゃーがとのすみ分けということでお尋ねでございますが、がんばくん、らんばちゃんにつきましては、県内での知名度が昨年夏に取りましたアンケートでも9割を超えておりまして、その県内での認知度の高さを生かしまして、庁内の各所属の要望等に応じながら、主に県の行事、式典等で活用をしていければというふうに考えております。

にゃーがにつきましては、主として、先ほど答弁がございましたとおり、変化やチャレンジを伴う新たな取組への活用を想定してございます。

また、福山雅治氏の絶大な知名度を生かしまして、本県の魅力の発信等に活用していければ

というふうに考えております。

【虎島委員】ありがとうございます。がんばくん、らんばちゃんファンも安心して、今後も会えるということで、ありがとうございます。ぜひ一緒に頑張っていただければと思います。

最後にもう1点、喫煙の話が盛り上がっておりますので、意見だけを言いたいと思いますけれども、ほかの自治体においては、喫煙後45分間はエレベーターには乗らないと。望まない喫煙を減らすという意味もあって、喫煙したら、その後45分間も有毒ガスを出し続けているということになっていきますので、そこら辺もぜひ考えていただいて、今後の施策に生かしていただければと思います。よろしく願いいたします。

【初手委員長】ほかに質問ございませんか。

【白川委員】私からは、1点だけ、カスタマーハラスメントについてお尋ねをしたいと思いません。

こちらに記載がございますけれども、具体的に県庁職員さんが受けられたカスハラについて、ご紹介できることがあれば教えてください。

【井手新行政推進室長】カスタマーハラスメントに関するご質問でございます。

昨年度、令和6年度でございますが、令和5年度中にカスタマーハラスメントに当たると考えられる行為のアンケートを取らせていただいております。その中では、被害の状況といたしまして、暴言や説教、複数回に及ぶクレーム等があったというふうにアンケートの中では回答がっております。

【白川委員】アンケートを実施いただいて、その被害の状況についてお調べをいただいているというところであると思えます。

市町の行政の窓口よりは県は少ないのかなという印象ではありますけれども、その辺りはいか

がでしょうか。

【井手新行政推進室長】具体的に市町との比較を行ったわけではございませんが、今先ほど申し上げましたアンケートにおきましては、やはり県民の皆様との接点が高い窓口業務を担っている所属からのご報告があつているところでございます。

そういった意味では、県庁におきましては、窓口業務が市町と比較いたしますと少のうございますので、そういう推定ができるものかなと考えております。

【白川委員】窓口業務だったり電話だったり、そういったハラスメントがあるというようなことだとは想像いたしますけれども、そういった中で、対応マニュアルを作成して、また、併せて弁護士の相談体制を構築していただいているということでもありますけれども、実際にカスタマーハラスメントを防止するという点も大事なかなというふうに思っております、よく民間のそういったお店だったりとかに対しては、よくポスターが掲示されていて、こういうことはカスタマーハラスメントと言いますよというようなことをしないでくださいというようなことが書いてあるようなポスターをお見かけしたりするんですけども、そういった抑止といいますか、防止に対して行われていることがあれば教えてください。

【井手新行政推進室長】ポスターにつきましては、厚生労働省のほか、様々な素材が提供されているところでございます。一部、県庁の窓口におきましても、利用がなされているということがございましたので、今年度に入りまして、全所属に対して、その素材の提供を行いまして、必要に応じてご活用いただくように周知を図つ

たところでございます。振興局の窓口を中心に掲載されているというふうに聞いております。

【白川委員】ありがとうございます。ポスターについても、振興局窓口等で活用されているということで、そういった予防の中で、もう一つあと研修ですね。やはり、そういったコミュニケーションが上手くいかないということで、そういった怒りを買ってしまったとかいうことになってくるのかなと思いますので、そういった予防策の一つとして、研修などは行われているんでしょうか。

【井手新行政推進室長】昨年度実施いたしましたアンケートの中におきましても、研修をご要望されている所属も多かったことですから、今年度、カスタマーハラスメント対応のクレーム対応ということでの研修を行ってございます。その中では、二次のクレームを起こさないような対応を、品質向上といいますか、そういったものをするような対応を行うものであったり、あとは、よりハードなクレームに対して、どういった組織的な対応を行っていけばよいのかということも含めて研修を行ってございます。これにつきましては、次年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

【白川委員】ありがとうございます。研修についてもご要望があり、様々なレベルに応じていただいているということを確認させていただきました。

やはり、様々な県民の皆様と対応される窓口業務の皆さんは、本当に対応は大変かと思えます。基本的なコミュニケーションも含めて、また、カスタマーハラスメントを受けた場合の対応策、例えば長い電話の切り方ですとか、非常に難しい点多いかと思いますけども、やはり、そういった働く人たちの心身ともに安心安全と

いうのを職場内でもしっかり構築していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【初手委員長】ほかに質問ございませんか。

【畑島委員】すみません、私の方からは、先般リニューアルされた長崎県のホームページのことについてお伺いしたいと思います。

まず、こちらリニューアルしたきっかけというか目的ですけども、何かシステム上の更新だとか、そういった事務的なものによるものだったのか、それとも何か戦略的な狙いがあるポジティブな理由によるものなのか教えていただければと思います。

【松浦広報課長】今回のリニューアルの概要についてご説明をさせていただきます。

長崎の公式ウェブサイトにつきましては、平成25年に本格的なリニューアルを実施しまして、それから10年以上が経過をしております。こうした中、情報を探しづらい等の課題が見えてきましたことから、大幅なリニューアルに取り組みまして、先般、新しいウェブサイトを公開したところでございます。

特徴でございますけれども、新たなウェブサイトにつきましては、デザインや情報分類の見直しに加えまして、県が実施しておりますイベント等の情報を発信するイベントカレンダーを新設いたしました。また、閲覧しているページと関連するページを自動的に案内するレコメンド機能を導入いたしまして、閲覧者が必要な情報をより探しやすくなるような工夫をしているところでございます。引き続き、県内外の多くの皆様に本県の情報をお届けできますよう、分かりやすく、お役に立つ情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

【畑島委員】ありがとうございます。今の言及

にありました。まさに新しく新設されたイベントカレンダーなんですけども、今、もし皆様、お手元のタブレットをご覧だったら見ていただければと思いますが、現時点で真っさらなんです。何も掲載されていない状況でございます、一応、種別を見ますと、イベント・募集・試験・その他みたいなカテゴリーが準備されているので、リニューアルされたばかりなので、これから充実するのかなとは思いつつも、今後具体的にどのようなものを、イベントであったりとか、募集であったりとかを掲載していく予定でしょうか。

【松浦広報課長】ご覧いただきありがとうございます。イベントカレンダー、おっしゃるとおり、真っさらではございますが、こちらの不具合ではございません。入力はまだ至っていないというところが原因でございます。ですので、こちらで、例えば県政記者クラブへ提供される情報とか、そういったものをこちらでも把握をしながら、積極的に所管課の方に入力を働きかけていきたいというふうに考えているところでございます。

【畑島委員】せっかく新設されていますイベントカレンダー、しかもこれ見ますと、最初のトップページの3分の1ぐらいの面積を使っているんですね。その中の3分の1の部分が今何も機能してないという状況になりますので、速やかに充実してほしいなといったところがございます。

今お聞きしましたところ、各入力はい所管課にお任せするという形になろうかと思っておりますけども、そこについても、マニュアルや手続等で徹底しないと、恐らく優先順位は低いかなと思っておりますので、各所管からするとですね。その辺りも気をつけていただきたいなというところがご

ざいます。

もう一つちょっとお聞きしたいんですけども、この県のホームページというのに対して、今、具体的にアクセスしてるような人たちが、どういった属性であったり、どういった地域の方々であったりとかが分かれば教えていただきたいことが一つ。もし把握されていないにしても、今後どういった人たちにアプローチしていきたいのかといったところの狙いについて教えていただければと思います。

【松浦広報課長】県公式ウェブサイトのトップページへのアクセス件数でございますけども、令和6年度の実績でございますが、170万件余りとなっております。そのうちの属性ですが、すみません。性別等々はちょっとこちらで把握できないんですけども、県内・県外で申しますと、県内の方が約4割、県外の方が、おおむね6割程度ということで把握をさせていただいております。

また、これはちょっと年度が替わりますけども、令和3年のデータになります。令和3年11月から1年間のアクセスログを解析しましたところ、アクセス端末につきましては、モバイルの方が6割、パソコンの方は4割足らずということに結果が出ておりますので、そうした状況を踏まえながら、どういった方に、どういった内容を伝えていくのが効果的なのか、そこを踏まえた上で、情報発信に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

【畑島委員】県外の方が僅かに多いということで、とんとんぐらい。でも県外の人たちがそれだけ見てるといえることが多いかなと思っております。何でこんなことを申し上げたかと申し上げますと、各市町も、当然自分たちのホームページを持っているわけです。恐らくそこにお住

まいの方々、私なんかだと対馬市のことで自分の生活上のことはまず対馬市のホームページを見ると思うんです。また、イベントにつきましても、自分の近くの近隣地域で何が起きているかなというときは、多分市のホームページを先に見ると思うんです。県のホームページを見て、長崎県は非常に広いので、例えば、対馬の人が長崎県のホームページを見て、五島で何かやってる、島原で何かやってるというのを、それを把握したところで、すぐにそこに向かえるわけではございません。そう考えてみると、県全体のこの広範囲なイベントを網羅的に掲載することってということの意義自体が本当に必要なかなというのは、戦略的に考えないと生じてくるのかなと思います。

今、県外からのアクセスが多いということでしたけども、県外の人からしてみると、恐らく、まず長崎県にアクセスするんじゃないかなと。恐らく、自分が行く先でやってるイベントが長崎市が主催しているのか、西海市が主催しているのか、長与町、時津町がやってるのかということとは恐らく関係ない。そうなってくると、県単位で見てくるというような形で、恐らく県外の方々のアクセスが多くなってきて、そちらに対する意識したメッセージといいますか、広報を打っていく必要があるのかなと思っておりますので、その辺りについては、この市町のホームページで取得するもの、長崎県のホームページで発信して意味があるものといったところを意識していただいて、ぜひ今後役立てていただきたいなと思っております。

先ほど申し上げましたけど、現時点においては、ここのトップページにアクセスして3分の1の面積を占めるカレンダーを見て、県外の人が何を思うかと言いますと、長崎県って何もやっ

てないんだなって思うと思うんです。そうしたところをぜひ早急に解消いただいて、かつ積極的、プラスに活用していただけるような形に改善していただければと思います。

【初手委員長】 ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 ほかに質問がないようですので、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時10分 休憩 —

— 午後 2時10分 再開 —

【初手委員長】 再開いたします。

これをもちまして、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者の皆様の退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時10分 休憩 —

— 午後 2時13分 再開 —

【初手委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議をしたいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時13分 休憩 —

— 午後 2時15分 再開 —

【初手委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【初手委員長】 それでは、正副委員長にご一任

願いたいと存じます。

以上をもちまして、総務委員会及び予算決算
委員会総務分科会を閉会をいたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時15分 閉会 —

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和8年3月25日

総務委員会委員長 初手 安幸

議長 外間 雅広 様

記

I 議案

| 番号 | 件名 | 審査結果 |
|--------|--|------|
| 第15号議案 | 長崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第16号議案 | 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（関係分） | 原案可決 |
| 第17号議案 | 長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第18号議案 | 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第19号議案 | 長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第35号議案 | 包括外部監査契約の締結について | 原案可決 |
| 第36号議案 | 契約の締結について | 原案可決 |

計 7件 (原案可決 7件)

委 員 長 初 手 安 幸

副 委 員 長 永 安 健 次

署 名 委 員 白 川 鮎 美

署 名 委 員 虎 島 泰 洋

書 記 土橋 彰子

書 記 高柳 雄一郎

速 記 神戸総合速記(株)